南城市

20th ANNIVERSARY

令和8年度
南城市福祉事務所概要



NotebookLM

南城市福祉事務所の概要

目次

南城市の概要 3〜13

1. 市の概要
2. 南城市福祉事務所の沿革
3. 令和８年度南城市一般会計予算・福祉事務所関係予算（当初）
4. 南城市福祉事務所組織図

児童福祉・母子福祉 17〜28

1. 児童福祉
2. 児童扶養手当
3. 特別児童扶養手当
4. 母子父子福祉及び寡婦福祉
5. ファミリーサポートセンター事業

保育等関連事業 31〜39

1. 子ども・子育て支援新制度
2. 保育事業（保育所等）
3. 保育事業（その他）
4. 児童館
5. 放課後児童健全育成事業
6. 親子通園事業「はっぴ〜」

障がい者（児）福祉 43〜55

1. 各種障害者手帳の所持状況
2. 障がい者福祉自立支援給付等の各種サービス
3. その他障がい者福祉事業

高齢者福祉 59〜88

1. 高齢者保健福祉計画
2. 老人福祉事業
3. 介護保険
4. 包括的支援事業

生活保護

1. 生活保護の制度 91〜99
2. 生活保護の決定
3. 市内の保護動向

社会福祉総務 103〜109

1. 地域福祉
2. 民生委員・児童委員
3. 福祉センター
4. 日本赤十字社沖縄県支部南城市地区
5. 小災害見舞金
6. 保護司・更生保護女性会
7. 南城市社会福祉協議会との連携
8. 援護事務
9. 南城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
10. 結婚新生活支援事業

社会福祉関係団体資料 113〜136

1. 南城市社会福祉協議会
2. 社会福祉関係団体一覧表
3. 社会福祉関係施設一覧表
4. 市内医療機関一覧表
5. 児童福祉関連施設配置図

南城市の概要

１．市の概要

(1) 位置、面積

南城市は県都那覇市から南東へ約12㎞、沖縄本島南部の東海岸に位置し、静穏な中城湾と広大な太平洋に面しています。東西18㎞、南北8㎞の広がりを持ち、面積は49.94㎢で北は与那原町、西は南風原町及び八重瀬町にそれぞれ隣接しています。
離島である久高島は、隆起サンゴ礁で平坦な地形をなし、島の南西端に集落があります。



(2) 人口と世帯

本市では平成21年度より人口・世帯数とも増加傾向で、令和8年3月現在では人口が47,318人、世帯数が20,711世帯となっています。
令和3年と比べ、人口は2,273人、世帯数が2,043世帯増加しています。

人口・世帯数の推移　（各年3月31日現在）

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
人　口（人）	45,045	45,530	46,009	46,498	46,954	47,318
世　帯　数	18,668	19,038	19,443	19,870	20,364	20,711

高齢化の状況について、令和7年10月1日現在で市の高齢化率は26.5%、県平均の24.1%を2.4ポイント上回り、全国平均29.4%より2.9ポイント下回っています。

人口・高齢化率　（毎年10月1日現在）

	年	人口	６５歳以上人口	高齢化率（%）
南城市	令和３年	45,493	11,711	25.7%
	令和４年	45,766	11,873	25.9%
	令和５年	46,375	12,094	26.1%
	令和６年	46,818	12,370	26.4%
	令和７年	47,208	12,505	26.5%
沖縄県	令和３年	1,468,000	339,108	23.1%
	令和４年	1,468,634	344,000	23.4%
	令和５年	1,468,375	350,000	23.8%
	令和６年	1,467,065	355,000	24.2%
	令和７年	1,482,546	357,565	24.1%
全国	令和３年	125,502,000	36,214,000	28.9%
	令和４年	124,947,000	36,236,000	29.0%
	令和５年	124,352,000	36,227,000	29.1%
	令和６年	123,802,000	36,243,000	29.3%
	令和７年	123,210,000	36,210,000	29.4%

少子化の状況においては、市の14歳以下の人口の構成比は、17.2%（令和8年）となっています。

人口・少子化率　（毎年3月31日現在）

	年	人口	１４歳以下人口	構成比(%)
南城市	令和３年	45,045	7,748	17.2%
	令和４年	45,530	7,986	17.5%
	令和５年	46,009	8,092	17.6%
	令和６年	46,498	8,170	17.6%
	令和７年	46,954	8,180	17.4%
	令和８年	47,318	8,148	17.2%

(3) 市内の福祉施設・医療機関の状況(P135)

市内で200床近い病床を持つ民間病院は１ヶ所しかなく、その他には内科や歯科等の医院または診療所が点在している状況であり、医療環境は十分ではありません。

また、精神疾患などの専門病院がなく、精神疾患の入院は近隣市町の病院に頼らざるを得ない状況です。

２．南城市福祉事務所の沿革

平成18年 1月 1日	佐敷町、知念村、玉城村、大里村の4町村が合併して、南城市が誕生。庁舎は4町村の各庁舎を玉城庁舎、大里庁舎、佐敷出張所、知念出張所として使用 大里庁舎に「市民福祉部」を配置し、「南城市福祉事務所」を開設。所長を市民福祉部長が兼任 福祉事務所内に「社会福祉課」「児童家庭課」を設置 社会福祉課（17人体制）に福祉総務、生活保護、障害福祉、介護長寿の4係を配置。生活保護係にケースワーカー（ＣＷ）3人を配置 ※ 市となったため福祉事務所が設置され、これまで南部福祉事務所で実施していた生活保護業務が移管された 児童家庭課（59人体制）に児童家庭、児童育成の2係を配置
平成18年 2月 1日	南城市家庭相談員（嘱託）の配置（南城市家庭相談室設置要綱）
平成18年 3月31日	「南城市高齢者保健福祉計画」策定
平成18年 4月 1日	社会福祉課体制強化 沖縄県から生活保護強化体制のため、副参事（兼査察指導員）を割愛採用 社会福祉課内に「南城市地域包括支援センター(直営)」を併設 南城市地域包括ケア推進協議会を設置 南城市女性相談員（嘱託）の配置（南城市女性相談員設置要綱） 南城市シュガー児童館の開館 沖縄県介護保険広域連合「第３期介護事業計画」実施
平成18年10月 1日	障害者自立支援法が施行に伴い、活動支援センター「野の花」へ障害者相談支援事業を委託実施
平成19年 3月28日	「南城市要保護児童対策地域協議会」を設置
平成19年 3月31日	「南城市障がい者計画及び障がい者福祉計画」策定 なんじょう子どもプラン「南城市次世代育成支援対策行動計画」策定
平成19年 4月 1日	社会福祉課体制強化 体制強化のため査察指導員1人を専任配置 ＣＷも1人増で4人体制となる ※ 平成19年4月2日　4地区の福祉作業所が特定非営利活動法人南城自立支援センターとして活動開始
平成19年 4月 9日	社会福祉課内に手話通訳奉仕員（嘱託）1人配置
平成19年10月 1日	「南城市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を設置
平成19年11月 1日	「南城市立保育所の民営化基本方針」策定
平成19年12月 1日	民生委員・児童委員の一斉改選
平成20年 3月31日	沖縄県からの割愛採用職員（副参事兼査察指導員）退職
平成20年 4月 1日	所長を市民福祉部参事が兼任 老人福祉センター（佐敷）、福祉センター（玉城）、総合保健福祉センター（大里）を、南城市社会福祉協議会へ管理委託 「南城市障がい者運転免許取得費助成・改造費助成・介護車輌改造費事業」の実施 南城市地域支えあい事業スタート

平成20年10月21日 ～24日	「ひとりでなやまないで」をテーマに精神保健普及週間及び自殺予防キャンペーンの実施
平成20年11月 1日	「南城市福祉事務所概要」作成
平成20年12月16日	「南城市障がい者自立支援協議会」開催
平成21年 2月10日	「南城市発達障害児（者）支援の関係4課会議」開催
平成21年 3月16日	知念保育所の民営化移管先として「知念あさひ保育園」に決定
平成21年 3月31日	「南城市障がい福祉計画」見直し策定 「南城市高齢者保健福祉計画」見直し策定 がんじゅう教室へ機能訓練機器（油圧式筋力トレーニング機器）設置 （久高：久高離島振興総合センター、佐敷：老人福祉センター）
平成21年 4月 1日	知念保育所の民営化による「知念あさひ保育園」開園 南城自立支援センターへ福祉製品の販売促進事業を委託 沖縄県介護保険広域連合「第4期介護保険事業計画」実施
平成21年 7月13日	南城市自殺対策関係機関との連絡会
平成21年11月14日	第１回南城市社会福祉大会開催
平成22年 1月15日	がんじゅう教室へ機能訓練機器（油圧式筋力トレーニング機器）設置 （知念：知念児童屋内体育館、玉城：福祉センター、大里：総合保健福祉センター1階）
平成22年 2月23日	船越保育所の民営化移管先内定
平成22年 3月19日	佐敷第1保育所及び佐敷第2保育所（統合）の民営化移管先として「さしき保育園」に決定
平成22年 3月27日	障害者の活動支援施設「南城市地域活動支援センター」竣工
平成22年 3月31日	なんじょう子どもプラン「南城市次世代育成支援対策行動計画（後期）」策定 いきいき南城しあわせプラン「南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画」策定
平成22年 4月 1日	佐敷第1保育所及び佐敷第2保育所（統合）の民営化による「さしき保育園」開園 自殺対策事業の実施 こころとからだの健康相談室開設（毎週火・金曜日、相談員1名配置） 児童手当より子ども手当へ変更 母子家庭等高等技能訓練促進費等支給事業の実施
平成22年 4月16日	南城市地域活動支援センター落成式及び開所
平成22年 6月28日	第１回市障害者ふれあい交流会の実施
平成22年 8月 1日	父子児童扶養手当支給
平成22年12月 1日	民生委員・児童委員一斉改選 船越保育所の民営化移管先として「船越保育園」に内定
平成23年 4月 1日	南城市地域包括支援センターへ正職員の「社会福祉士」1名を配置 障害者就労支援事業により野の花相談所へ支援員1名を配置 児童家庭相談員1名の増員（週3日で4時間勤務）

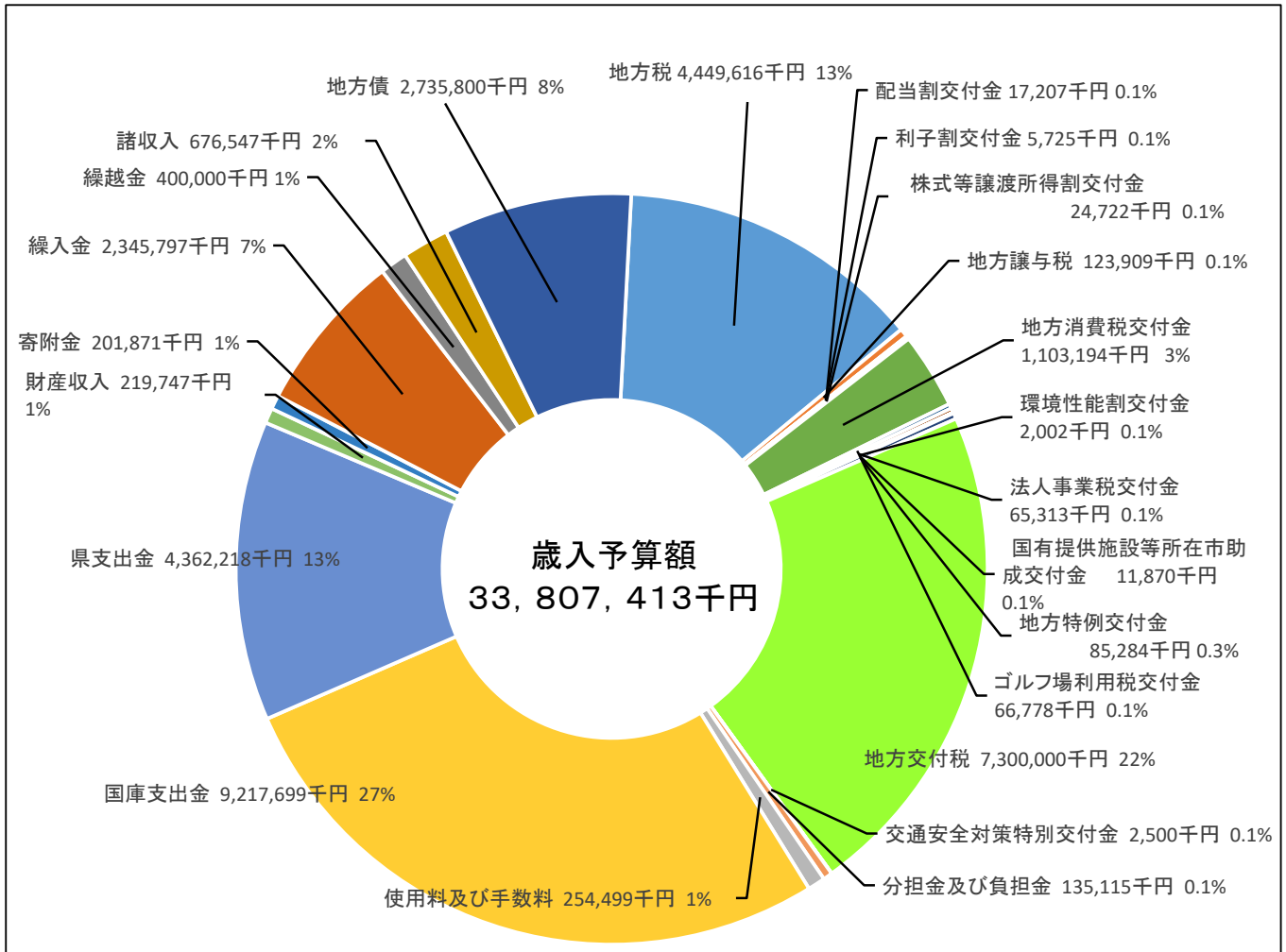
	年齢拡大による乳幼児医療費から子ども医療費助成事業への変更 船越保育所の民営化による「船越保育園」開園 南城ワークセンター事務所移転（改善センター裏プレハブ建て２階） 「南城市ファミリーサポートセンター」の開設（市社協への委託事業）
平成23年 6月24日	玉城保育所の民営化移管先「以和貴保育園」に内定
平成23年 8月26日	沖縄県南部保健所の発達障害児者支援体制整備モデル市指定
平成23年10月 6日	市敬老会の1日（午前・午後の２回）開催で実施
平成23年10月12日	福祉センター補聴器誘導システム導入事業により４ヵ所へ設置
平成24年 1月30日	自立支援協議会相談部会の設置及び開催
平成24年 3月 3日	南城市学童保育連絡協議会の設立 「南城市障がい者福祉計画及び障がい福祉計画」見直し策定 「南城市高齢者保健福祉計画」見直し策定 公共施設等バリアフリー整備推進事業により13施設を整備
平成24年 4月 1日	玉城保育所の民営化による「以和貴保育園」開園 沖縄県介護保険広域連合「第5期介護保険事業計画」実施 子ども手当より児童手当へ変更
平成24年10月 5日	知念児童館着工
平成24年11月 2日	親子通園事業所（通称：はっぴ～）開所
平成24年11月16日	第2回南城市社会福祉大会開催
平成25年 4月 1日	「市民福祉部」を廃し、「福祉部」を新設 。福祉部長が福祉事務所長を兼任 「生きがい推進課」を新設し、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険及び地域包括支援センター等を所管 「主任介護支援専門員」を1名採用し、南城市地域包括支援センターへ配置
平成25年10月 1日	知念児童館完成
平成25年12月 1日	民生委員・児童委員一斉改選
平成25年12月20日	南城市障害者就労施設等からの物品等の調達方針策定
平成26年 4月 1日	沖縄県障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行 南城市病児・病後児保育事業を委託（委託先：大里子どもクリニック）
平成27年 3月31日	「南城市高齢者保健福祉計画」策定 「障がい福祉計画」一部見直し 「南城市子ども・子育て支援計画」策定 第2次いきいき南城しあわせプラン「南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画」見直し策定
平成27年 4月 1日	沖縄県介護保険広域連合「第6期介護保険事業計画」実施 南城市地域包括支援センターへ正職員の「社会福祉士」を1名追加配置(計２名) 南城市　就職・生活支援 パーソナルサポートセンター開設 わかば保育所の民営化による「松の実保育園」開園
平成27年12月20日	第３回南城市社会福祉大会開催

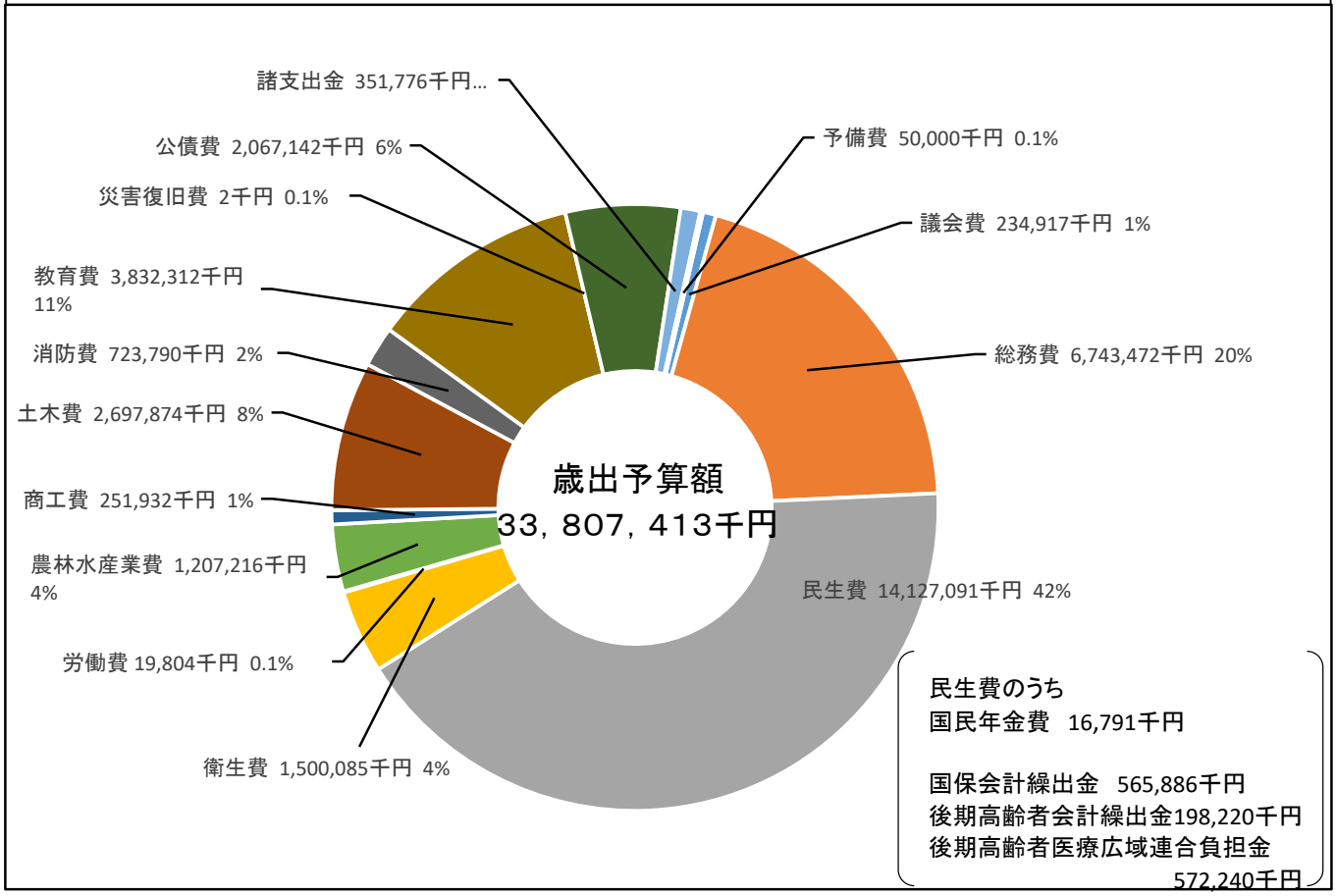
平成28年 4月 1日	「おひさま保育園」、「木の国保育園」開園 ハローワーク求人情報のオンライン提供開始（社会福祉課）
平成28年 4月18日	馬天小学校敷地内に学童施設完成
平成28年 6月 6日	百名小学校敷地内に学童施設完成
平成28年 6月28日	子どもの居場所「ほっとハウスひまわり」開設
平成28年11月 1日	「南城みなみ保育園」開園
平成28年12月 1日	民生委員・児童委員一斉改選
平成29年 2月17日	みどり保育所の民営化移管先「愛護福祉会」に内定
平成29年 2月21日	与那原警察と「認知症高齢者等の見守り及び安全支援」に関する協議書を締結。日本郵政(株)南風原中央郵便局、玉城郵便局と「地域における協力」に関する協定書を締結
平成29年 4月 1日	「愛地友遊保育園」、「むぎの子共同保育園」開園 玉城小学校敷地内、船越小学校敷地内に学童施設完成 生活支援体制整備事業実施 在宅医療・介護連携推進事業実施
平成29年 7月 7日	子どもの居場所「ほっとハウスがじゅまる」開設
平成29年10月 1日	みどり保育所民営化により「輝咲保育園」開園
平成30年 3月30日	「第3次南城市障がい者計画」策定 「第5期南城市障がい福祉計画」見直し策定 「第1期南城市障がい児福祉計画」見直し策定 「南城市高齢者保健福祉計画」見直し策定
平成30年 4月 1日	認知症総合支援事業「認知症初期集中支援チーム」促進推進事業実施 佐敷小学校敷地内、大里南小学校敷地内に学童施設完成 「おおざと保育園」開園 沖縄県介護保険広域連合「第7期介護保険事業計画」実施
平成30年 4月 1日	南城市地域活動支援センターの南城市社会福祉協議会による指定管理開始
平成30年 5月28日	南城市庁舎が完成し新庁舎での業務を開始、福祉事務所も大里庁舎より移転 (玉城･大里両庁舎は同月25日に閉庁、佐敷･知念両出張所は同年3月31日に閉所)
平成30年 7月 1日	子どもの居場所「BIG MAMA HOUSE」開設
平成30年11月24日	第４回南城市社会福祉大会開催
平成31年 4月 1日	知念小学校敷地内、大里北小学校校舎内に学童施設完成 「児童家庭課」を「子育て支援課」に課名変更 「家庭的保育くだから」開園
令和 元年12月 1日	民生委員・児童委員一斉改選
令和 2年 3月31日	老人福祉センター(佐敷）、福祉センター(玉城）、総合保健福祉センター(大里）の社会福祉協議会による指定管理終了

令和 2年　4月　1日	子どもの居場所「みんなのいえ」開設 第3次いきいき南城しあわせプラン「南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画」見直し策定 「第２期 南城市子ども・子育て支援事業計画」策定 「かりゆしキッズ保育園」「さくら保育園」開園
令和 2年　8月　1日	「のびるっこ保育園」開園
令和 2年　8月 末	南城市福祉センター(玉城) 屋内施設は老朽化に伴い閉館
令和 3年　3月	「南城市第8期高齢者保健福祉計画」見直し策定 沖縄県介護保険広域連合「第8期介護保険事業計画」見直し策定 「第6期南城市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」見直し策定
令和 3年　3月 31日	南城市総合保健福祉センター(大里) は南城市立認定こども園へ転用に伴い廃止
令和 3年　4月	「親子通園事業」を佐敷シュガーホールへ移転
令和 3年 10月　1日	南城市福祉センター(玉城) は施設の劣化が著しく利用廃止 南城市ゲートボール場条例を制定（利用廃止した南城市福祉センター敷地内のゲートボール場を単独の施設として名称等制定）
令和 4年　2月 17日	第5回南城市社会福祉大会(コロナウイルス感染症感染拡大防止のため式典中止)
令和 4年　4月　1日	南城市地域包括支援センター（直営型）を基幹型センターへ移行 南城市地域包括支援センター（地域型センター）を２地区に開設 「公私連携幼保連携型玉城こども園」開園（南城市立玉城幼稚園から移行） 「公私連携幼保連携型知念こども園」開園（南城市立知念幼稚園から移行） 「松の実こども園」開園（松の実保育園から移行） 南城市子ども家庭総合支援拠点を設置
令和 4年 12月　1日	民生委員・児童委員一斉改選
令和 5年　4月　1日	「公私連携幼保連携型佐敷こども園」開園（南城市立佐敷幼稚園から移行） 「公立大里こども園」開園（南城市立大里北、大里南幼稚園から移行） 子ども支援センター「にこにこ広場」（大里こども園２階）開所 「子育て支援課」を「こども保育課」「こども相談課」に組織再編・課名変更
令和 5年　5月 12日	子どもの居場所「あしびなー知念」開設
令和 5年　5月 17日	子どもの居場所「大里コミュニティ広場」開設
令和 6年　3月	「第4次南城市障がい者計画、第7期南城市障がい福祉計画、第3期南城市障がい児福祉計画」見直し策定 「南城市第9期高齢者保健福祉計画」見直し策定 沖縄県介護保険広域連合「第9期介護保険事業計画」見直し策定
令和 6年　3月 31日	南城市地域活動支援センターの市社会福祉協議会による指定管理終了
令和 6年　4月　1日	「福祉部」を「健康福祉部」と名称変更し、市民部から「健康増進課」を編入 「こども家庭センター」設置 「こうさぎ保育園」開園 南城市地域活動支援センターの沖縄文化スポーツイノベーション株式会社による指定管理開始

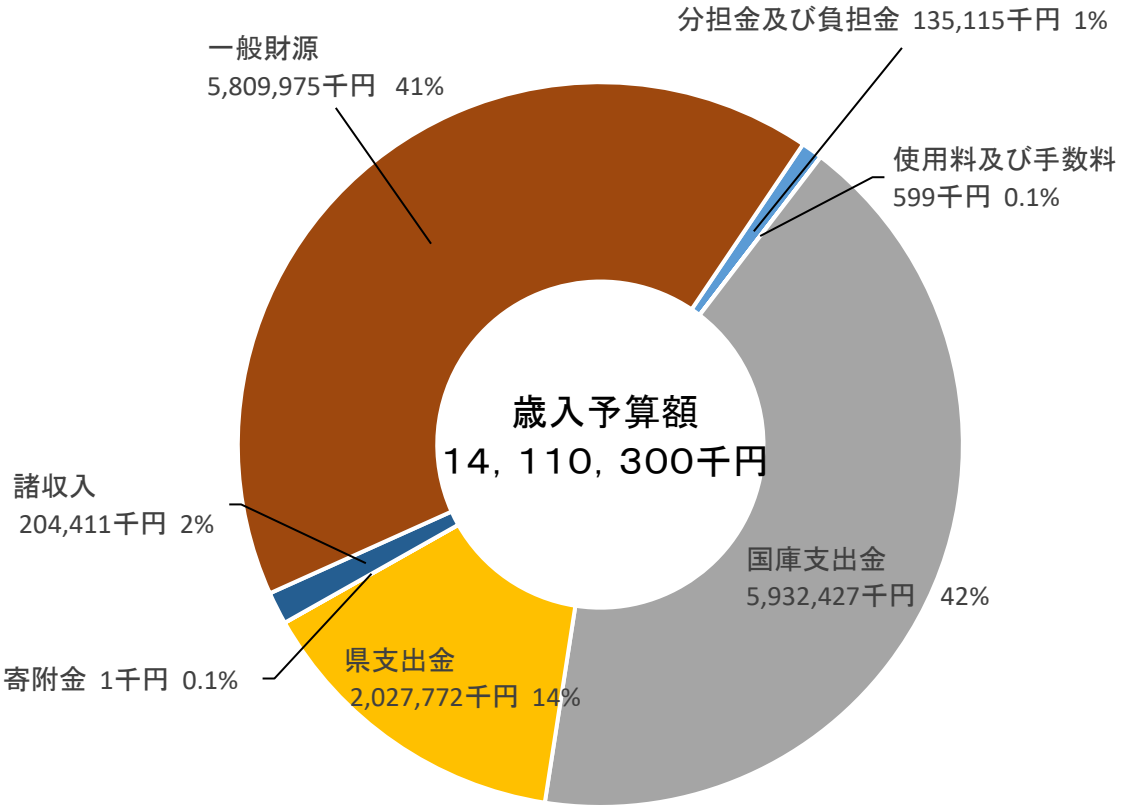
	子どもの居場所「佐敷コミュニティ広場」「玉城コミュニティ広場」開設
令和 6年　8月　2日	南城市加齢性難聴者補聴器購入助成事業を施行
令和 7年　3月	第4次いきいき南城しあわせプラン「南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画(南城市成年後見制度利用促進基本計画・南城市再犯防止計画)」見直し策定 「南城市こども計画」策定
令和 7年　4月　1日	「親子通園事業」を「親子支援ルーム　はっぴ～」に改め、大里こども園2階に移転
令和 7年 12月　1日	民生委員・児童委員一斉改選
令和 8年　4月　1日	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)スタート 「三楽キッズクラブ大里仲間」「ジャンボリー学童」開所 拠点型こどもの居場所「リッケガーデン」開設 南城市障がい者基幹相談支援センター開設

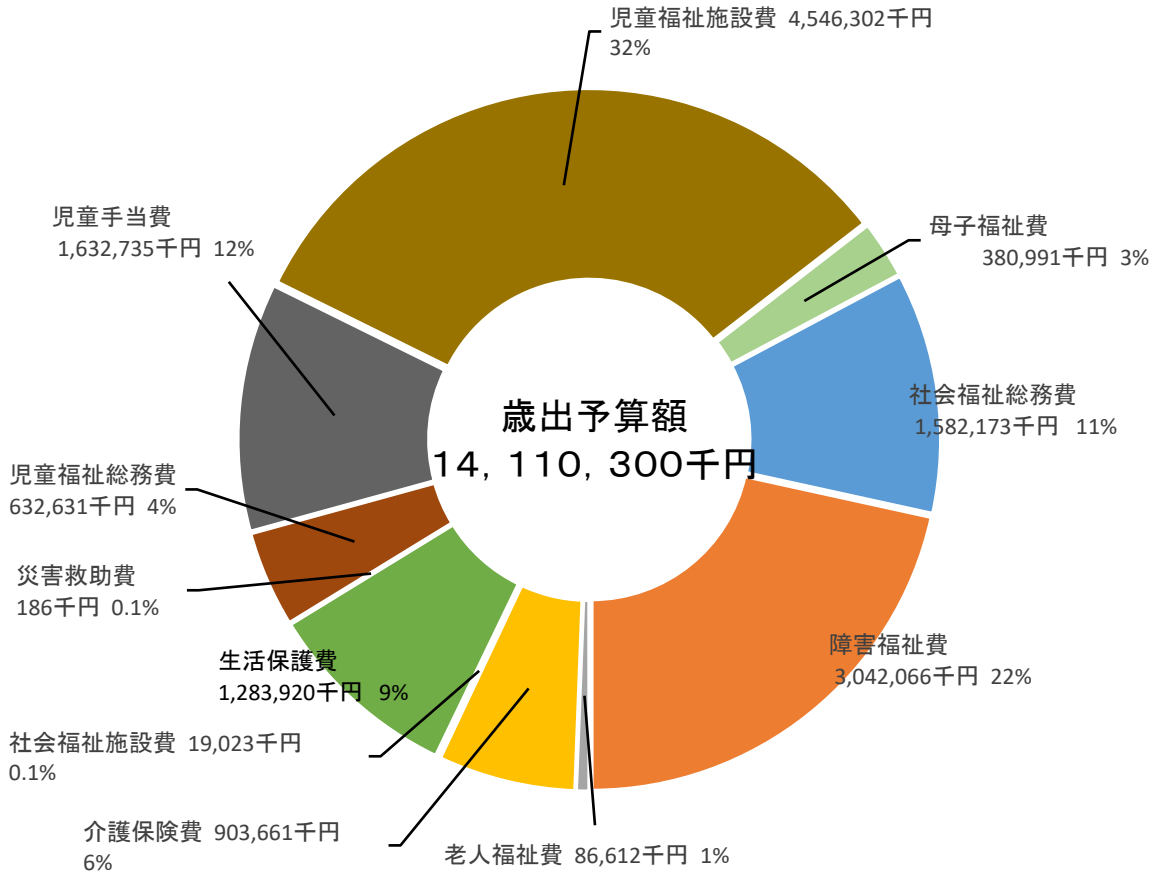
３．令和８年度　南城市一般会計予算・福祉事務所関係予算（当初）





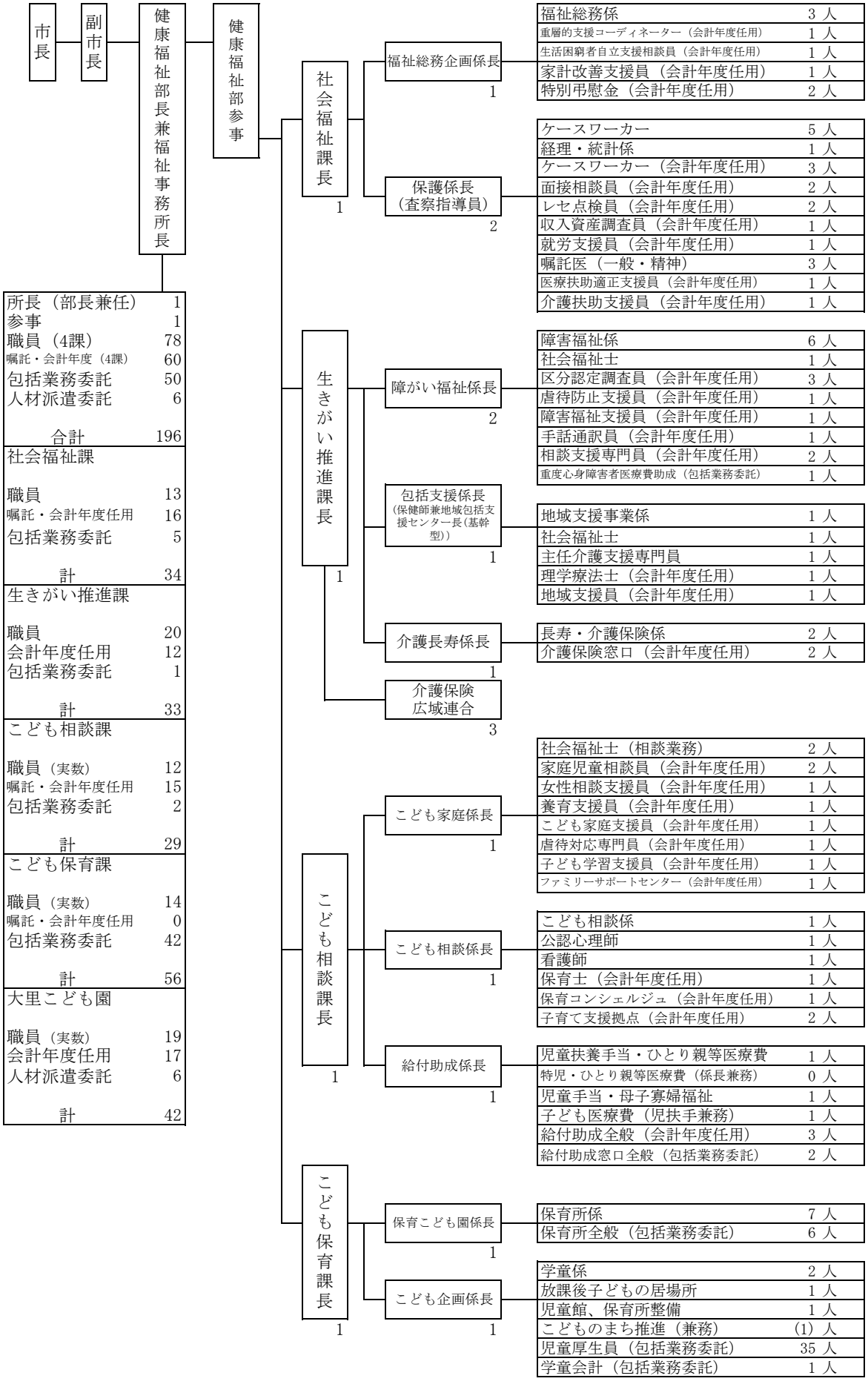
令和８年度 福祉事務所関係予算





南 城 市 福 祉 事 務 所 組 織 図

（令和８年４月１日現在）



児童福祉・母子福祉

１．児童福祉

児童福祉法で、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有するとあり、また、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされています。

近年、児童虐待が深刻な社会問題となり、市町村において虐待の未然防止・早期発見を中心とした取り組みが求められています。また、育児不安等を背景に身近な子育て相談ニーズも増えています。

本市では、家庭児童相談員や子ども家庭支援員、女性相談支援員、養育支援訪問員を配置し子どもに関わる問題や生活等の相談について対応しています。相談援助活動の実施にあたっては、関係機関が連携して、児童に関する情報を共有し、各々の機関の持つ特色や機能を活用することにより効果的な対応が可能になることから、庁内外の関係機関等からなる要保護児童対策地域協議会を設置しています。

(1) 家庭児童相談

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、児童福祉の向上を図るための相談指導援助を充実強化するため家庭児童相談室を設置し家庭児童相談員や子ども家庭支援員を配置しています。

家庭や地域等からの相談・通告に対応し、必要な調査・指導等を行い、より専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の援助・判定を求め、送致や指導の措置を採るなど、関係機関と連携を図りながら家庭児童相談業務を行います。

◆相談内容

性格、習慣など	神経質、友だち関係、食事、清潔の習慣、習癖のことなど
発育遅れ	知的発達の遅れ、ことばの遅れなど
学校生活	保育所、幼稚園、こども園、学校等子どもの集団生活における生活行動上のこと
非行	窃盗、家出、夜遊びなど
家族関係	親子、祖父母と子どもの関係に関することや虐待に関すること
環境福祉	子どもの養育についての経済的問題、養育にかかる問題など
心身障がい	心身機能上障がいのある子どもの家庭における養育に関すること
出産・育児	妊娠、出産、育児などについて
その他	家庭における子どもの様々な悩みごとについて

○家庭児童相談室における相談種類別受付　（単位：人）

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
令和３年度	53	62	11	13	2	13	12	0	6	76	248
令和４年度	34	79	11	10	3	10	11	0	1	62	221
令和５年度	44	110	6	7	1	8	11	0	3	51	241
令和６年度	59	106	5	4	5	14	15	0	4	23	235
令和７年度	70	42	2	25	8	12	19	1	22	16	217

※令和７年度から集計方法が変わりました。

(2) 女性相談

女性に対する相談及び指導の効果的な推進を図るために女性相談支援員を配置しています。

ＤＶ被害等の問題、女性が抱えるさまざまな悩み、ＤＶ被害者の児童への対応、子どもが同居する家庭における問題など家庭児童相談員と連携を図りながら対応します。

※　相談件数（令和7年度）

実相談人数　83人、　延べ相談件数　162件

○女性相談種類別受付　（単位：件）

	人間関係													
	夫等				子ども			親族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	その他
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育問題	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他				
令和３年度	32	2	12	4	1	0	1	8	5	2	0	2	4	2
令和４年度	42	0	7	3	2	0	1	7	4	4	1	0	2	0
令和５年度	27	1	8	8	0	0	1	3	1	6	2	3	2	1
令和６年度	31	0	12	12	0	0	3	2	2	1	2	3	0	8
令和７年度	50	1	4	4	1	0	1	4	5	0	1	5	0	3

住居問題	帰住先	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	暴力団関係	5条違反	人身取引	合計
		生活困難	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
3	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74
1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67
1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80
0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83

(3) 養育支援相談

養育に対する相談及び支援の効果的な推進を図るために養育支援訪問員を配置しています。

出産や育児に不安がある家庭に支援員が訪問し、家庭で適切な養育の実施が確保できるように家庭児童相談員、女性相談支援員と連携を図りながら対応しています。

○相談件数

年度	実相談人数（人）	延べ相談訪問件数（件）
令和３年度	41	249
令和４年度	91	258
令和５年度	22	311
令和６年度	6	95
令和７年度	5	145

(4) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見及び適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し関係機関等と連携しています。協議会は、必要に応じて児童虐待や不登校その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

※ 開催数(令和7年度)
・代表者会議 1回　・実務者会議 3回　・個別支援会議 22回

構成機関

沖縄県中央児童相談所
沖縄県女性相談支援センター
沖縄県与那原警察署
南城市社会福祉協議会
南城市立中学校校長会
南城市立小学校校長会
南城市法人立保育園園長会
南城市民生委員・児童委員連絡協議会
児童養護施設　島添の丘
南城市健康福祉部　こども相談課
南城市健康福祉部　こども保育課
南城市健康福祉部　社会福祉課
南城市健康福祉部　生きがい推進課
南城市健康福祉部　健康増進課
南城市教育委員会　教育指導課

(5) 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有するスーパーバイザーを配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的助言・指導等を行います。

※ 開催数(令和7年度)　　4回

(6) 沖縄こどもの貧困緊急対策事業

◆こどもの居場所運営支援事業

沖縄の将来を担う子ども達の深刻な貧困に関する状況に対応するため、子どもの居場所を提供し、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等の支援を行います。本市では子どもの居場所を運営している団体へ運営費を補助しています。

○特定非営利活動法人　三楽

●大里地域：大里コミュニティ広場
開 所 日：月・水・金 14:00～19:00　第2・4土 13:00～19:00
登録者数：16名（令和8年3月31日時点）職員体制：4名
利用実績：開所日数 140日　　延べ利用者数 557名

●佐敷地域：佐敷コミュニティ広場
開 所 日：月・木・金 14:00～19:00　第2・3土 13:00～19:00
登録者数：11名（令和8年3月31日時点）職員体制：4名
利用実績：開所日数　142日　　延べ利用者数　231名

●玉城地域：玉城コミュニティ広場
開 所 日：火・木・土 14:00～19:00
登録者数：13名（令和8年3月31日時点）職員体制：4名
利用実績：開所日数　149日　　延べ利用者数　583名

○株式会社アンカー

知念地域：あしびなー知念
開 所 日：月・水・金 15:00～19:00　第2・4土 10:00～14:00
登録者数：9名（令和8年3月31日時点）職員体制：4名
利用実績：開所日数　157日　　延べ利用者数　288名

（令和８年度）

○特定非営利活動法人　三楽

大里地域：大里コミュニティ広場
開 所 日：毎週月・水・金及び土曜日（第２・第４）
時間：１４：００～１９：００（※土曜日は１３：００～１９：００）
職員体制：４名

玉城地域：玉城コミュニティ広場
開 所 日：毎週火・木・土曜日
時間：１４：００～１９：００（※土曜日は１３：００～１９：００）
職員体制：４名

佐敷地域：佐敷コミュニティ広場
開 所 日：毎週月・木・金及び土曜日（第２・第３）
時間：１４：００～１９：００（※土曜日は１３：００～１９：００）
職員体制：４名

○株式会社　アンカー

知念地域：あしびなー知念
開 所 日：毎週月・水・金及び土曜日（第２・第４）
時間：１５：００～１９：００（※土曜日は１０：００～１４：００）
職員体制：４名

◆こどもの貧困対策支援員事業

沖縄こどもの貧困緊急対策事業による補助金を活用し、こどもの貧困対策支援員を各学校区に配置しています。

貧困対策支援員は、地域に出向いてこどもの貧困の状況を把握し、関係機関との情報共有や支援につなげるための調整を行います。

こどもの貧困対策支援員の配置は教育指導課が実施しています。

(7) 助産施設入所

母子保健上助産施設への入院が必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産ができない妊産婦へ助成します。（非課税世帯が対象）

助産施設 ： 沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター、沖縄赤十字病院、沖縄協同病院、南部徳洲会病院、那覇市立病院、琉球大学医学部附属病院等

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
入所決定件数	0	1	0	0	1	1

(8) 里親制度（一般社団法人沖縄県里親会にて実施）

里親制度は、児童福祉法に基づき、家庭での養育が困難な子どものために、家庭的な環境を確保し、心身ともに健やかに育てることを目的としています。急増する児童虐待などにより、子どもや保護者、家庭を取り巻く環境が変わっている中、家庭的な環境で養育する里親制度は、家庭的養護の有効な手段として、今後さらに活用を図ることが重要となっています。

◎里親の種類：養育里親、親族里親、専門里親、短期里親等

２．児童扶養手当

ひとり親家庭の児童、父または母が重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立を助けることを目的とした制度です。

(1) 受給資格者

次の事項に当てはまる児童（この場合の児童とは、１８才に達した以降の最初の３月３１日までの間にある者をいいます）を監護している父または母、またはそれにかわってその児童を養育している人に支給されます。なお、児童が一定以上の障害を有する場合は２０才になる月まで手当が受けられます。

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤父または母から引き続き１年以上遺棄されている、または父母ともに不明である児童
⑥父または母が引き続き１年以上拘禁されている児童
⑦母が婚姻によらないで生んだ児童
⑧父または母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けている児童

※次の場合は、手当を受けることが出来ません。

①手当を受けようとする人、及び児童が日本国内に住所を有しない場合
②児童が児童福祉施設への入所、又は里親に委託されている場合
③父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されている場合（父または母が一定の障害がある場合を除く）

(2) 児童扶養手当の額　（令和8年4月1日現在）

区分	全部支給者	一部支給者
児童１人	月額48,050円	48,040円～ 11,340円
児童２人以上	上記に1人につき 11,350円ずつ加算	上記に1人につき 11,340円～5,680円ずつ加算

※所得によって、手当の一部または全部が支給停止となる場合があります。

※児童・父・母・養育者が年金を受給している場合や、児童が年金の加算対象となっている場合は、所得制限とは別に年金額に応じて、児童扶養手当の一部または全額が支給停止となります。

(3) 児童扶養手当の支給

１月～　２月分の手当　・・・・　　３月１１日
３月～　４月分の手当　・・・・　　５月１１日
５月～　６月分の手当　・・・・　　７月１１日
７月～　８月分の手当　・・・・　　９月１１日
９月～１０月分の手当　・・・・　１１月１１日
１１月～１２月分の手当　・・・・　　１月１１日

※１１日が土・日曜日及び祝日の場合は、その直前の日が支払日となります。

(4) 児童扶養手当受給者数　（単位：人）

年度	離婚	死亡	障害	遺棄	拘禁	未婚	その他	計
令和３年度	522	7	8	0	0	71	30	638
令和４年度	510	7	9	1	0	66	28	621
令和５年度	506	6	7	1	0	68	30	618
令和６年度	494	3	8	1	0	70	31	607
令和７年度	487	2	6	3	0	63	31	592

（令和８年３月末現在）

３．特別児童扶養手当

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

(1) 受給資格

手当を受けることができる人は、身体や精神に別表に該当する程度の障がいがある児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人です。

※次の場合は支給されません

①児童が児童福祉施設等に入所しているとき

②児童が日本に住所を有しないとき

③手当を受けようとする本人、その配偶者、同居の扶養義務者の所得が所得制限限度を超えるとき

(2) 特別児童扶養手当の額　（令和８年4月）

区分	１級	２級
児童１人	月額５８，４５０円	月額３８，９３０円

※所得によって手当が制限されることがあります。

※所得の制限額はその年の８月から翌年の７月まで適用されます。

(3) 特別児童扶養手当の支給

１２月～　３月分の手当 ・・・・　４月１１日

４月～　７月分の手当 ・・・・　８月１１日

８月～１１月分の手当 ・・・・　１１月１１日

※11日が土・日曜日及び休日の場合は、その直前の日が支払日となります。

(4) 特別児童扶養手当受給者数　（単位：人）

年度	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	知的障害	内部障害	精神障害	重複障害	その他	計
令和３年度	14	1	2	137	3	174	3	10	344
令和４年度	15	1	2	125	11	166	3	0	323
令和５年度	10	2	2	121	6	201	1	0	343
令和６年度	14	2	2	122	3	212	1	7	363
令和７年度	10	1	1	45	5	313	1	1	377

（令和８年３月末現在）

別表（児童障害の程度）

１級	２級
1　次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ　一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 二　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1　次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ　一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 二　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2　両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3　両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3　平衡機能に著しい障害を有するもの
4　両上肢のすべての指を欠くもの	4　そしゃくの機能を欠くもの
5　両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	5　音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6　両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6　両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7　両下肢を足関節以上で欠くもの	
8　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	7　両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
9　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	8　一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9　一上肢のすべての指を欠くもの
	10　一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
10　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11　両下肢のすべての指を欠くもの
	12　一下肢の機能に著しい障害を有するもの
11　身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	13　一下肢を足関節以上で欠くもの
	14　体幹機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17　身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

４．母子父子福祉及び寡婦福祉

すべての母子家庭には、児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母及び父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも同様な保障がされ、その生活の安定と向上のために必要な施策を行っています。母子（父子）家庭及び寡婦の充実を図ることを目的としています。

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を図る制度として、母子寡婦福祉対策で重要なものです。福祉資金の貸付手続きはこども相談課で行うが、貸付制度の運用については、都道府県が特別会計を設けて貸付を行っています。その財源としては国及び都道府県が繰り入れる原資と償還金等が当てられます。

（単位：千円）

種　類	対　象　者	
母子・父子福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない者	※貸付の内容により提出書類が異なります。 こども相談課までお問い合わせ下さい。
寡婦福祉資金貸付	20歳以上の子を扶養している配偶者のいない女性や扶養する子のいない寡婦（かつて母子家庭の母だった女性）	

資金別	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	母子(寡婦)･父子		母子(寡婦)･父子		母子(寡婦)･父子		母子(寡婦)･父子		母子(寡婦)･父子	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	8	20,761	6	15,862	5	15,944	4	8,873	4	7,020
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	8	2,056	4	1,790	3	1,310	3	1,250	4	1,592
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	22,817	10	17,652	8	17,254	7	10,123	8	8,612
内訳(母子)	16	22,817	10	17,652	8	17,254	7	10,123	8	8,612
内訳(寡婦)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳(父子)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)ひとり親家庭等医療費助成事業

市内に住所があり、医療保険法の規定による被保険者、被組合員または被扶養者となっている、ひとり親家庭等の保護者へ医療費の一部を助成します。但し、請求者、又は同居の扶養親族の所得が限度額を超えた場合は助成を受けることができません。(平成30年8月より自動償還払いを導入)

種類		対象者	請求に必要な物
通院	1人1ヶ月1診療機関につき、1,000円を超える分を助成（一部自己負担分有り）	①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③父母のいない児童を養育する養育者とその児童(※養育者本人については、令和6年4月1日から対象) ④父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童とその児童を監護する母又は父 ⑤児童扶養手当法施行令で定める程度の障害がある20歳未満の児童とその児童を監護する母又は父	①医療費助成受給者証 ②医療保険の資格確認書等 ③医療費点数が記入されている領収書
入院	一部自己負担分無	同　上	同　上

※医療費は各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が対象となります。
※生活保護、重度心身障害者医療、子ども医療費助成等その他制度を受けることができる場合は除きます。

○受給者数　　(単位：人)

年度	母子家庭		父子家庭		養育者家庭		計		年間延べ支給件数	
	母	児童	父	児童	養育者	児童	父母	児童	父母	児童
令和３年度	401	509	29	50	令和6年度から対象者拡大	8	430	567	3,635	2,973
令和４年度	490	834	53	79		12	543	925	3,520	1,158
令和５年度	521	903	51	77	4	11	572	991	3,614	890
令和６年度	418	154	20	12	2	2	440	168	4,276	971
令和７年度	431	150	21	16	5	5	457	171	4,712	972

(3) 母子家庭等日常生活支援事業（生活支援・子育て支援）

母子家庭、父子家庭及び寡婦が疾病等の理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、若しくは日常生活を営むのに支障がある家庭に家庭生活支援員を派遣し母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定を図ります。

※令和４年４月より自己負担区分が廃止となりました。ひとり親家庭及び寡婦（かつて母子家庭だった寡婦）の方はどなたでもご利用になれます。

対　象	支援の内容	手続きに必要なもの
自立促進に必要な事由や社会的事由により、一時的な介護、保育などの支援が必要な母子、父子家庭及び寡婦	・乳幼児の保育 ・技能取得のための通学や就職活動の際の保育サービス ・病後児保育、医療機関等との連絡 ・その他一時的な子育て支援	母子家庭、父子家庭又は寡婦であることを証明する書類（児童扶養手当証書、母子医療証、住民票謄本等の写し）

申請人資格等、手続きに関してはこども相談課までお問い合わせ下さい。

①派遣対象は、一時的に支援を必要とする事由が生じている場合です。継続的に支援契約を結ぶものではありません。派遣回数は原則として年間２４回を限度としていますが、状況を判断のうえ対応いたします。

②下記の場合は、派遣することができません。

・支援内容が専門的技術を要する場合（重度の障害や病気の方の介護など）で、家庭生活支援支援員では対応困難と判断されるとき。

・緊急時や、家庭生活支援員の都合がつかない場合（当日の派遣はできません）

○南城市母子寡婦福祉会

南城市に居住するひとり親家庭（母子、父子家庭）ならびに寡婦家庭の自立を助長し、会員相互の親睦と福祉の向上を図ることを目的とします。

（単位：人）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
母子寡婦会員		42	52	53	51	60
内訳	母子	32	41	41	39	48
	寡婦	10	11	12	10	9
	父子	0	0	0	2	3

(4)高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図り、資格取得を促進することを目的に、就業に結びつきやすい資格（看護師・介護福祉士等）を取るために６月以上の養成機関等で修業する場合、修業期間の一定期間、高等職業訓練費促進費を支給します。

＜対象となる方＞

南城市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で次の要件を満たす方
①児童扶養手当の受給者又は、同等の所得水準にある者
②対象資格を取得するため養成機関にて６月以上修業し、資格の取得が見込まれる者
③就業又は、育児と修業の両立が困難であると認められる者
④過去に訓練促進費及び一時金を受けたことがない者

＜支給期間と支給額＞

訓練促進費と修了支援給付金

①訓練促進費の支給の対象となる期間は、養成機関において修業する機関の全期間（上限4年）とする。

②修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に原則として１回とする。

訓練促進費　非課税世帯で月額　１００，０００円
課税世帯で月額　７０，５００円

（最終学年次）　非課税世帯で月額　１４０，０００円
課税世帯で月額　１１０，５００円

③訓練を修了すると、修了支援給付金も支給されます。

修了支援給付金　非課税世帯で　５０，０００円
課税世帯で　２５，０００円

○高等職業訓練促進給付金支給状況(平成２２年度より新規事業)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
支給決定人数	5人	3人	4人	2人	2人
支給総額	5,444,500円	4,080,000円	5,760,000円	3,030,000円	1,080,000円

(5)母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に必要な資格や技能を身に付けるために指定教育訓練講座を受講・修了した場合、その費用の一部が支給されます。

＜対象となる方＞

南城市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で下記要件を全て満たす方

①母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている者であること

②適職に就くために教育訓練を受けることが必要であると認められること

③原則として、過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

＜対象講座＞

①雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座

②就職に結びつく可能性の高い講座で、国が別に定める講座

＜支給額＞

対象教育訓練の受講のために支払った費用（受講料）の６０％に相当する額（上限額あり。上限額は受講する講座により変動し、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることのできる者は、その支給額との差額）を支給。

※受講料が、１２，０００円未満の場合は対象外になります。

(6)ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業

認可保育所に入園できず、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭に対して、利用料の負担を軽減することにより、生活の安定と自立の促進を図ります。

＜対象となる方＞

ひとり親家庭の母又は父で下記要件を全て満たす人

（ただし、幼児教育・保育無償化の対象となる子どもの保護者を除く）

①児童扶養手当の受給者又は、南城市母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者

②南城市に保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けた子どもの保護者

③認可保育園の利用申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者

＜補助額＞

入所している認可外保育施設が定める利用料から、子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額を控除した額（上限３３，０００円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者数	4人	0人	0人	1人	0人
支給総額	513,300円	0円	0円	155,208円	0円

(7)ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料補助事業

ひとり親家庭等または生活保護世帯における児童クラブ利用料の負担を軽減することにより、児童の健全な育成を図るとともに、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とする。

＜対象となる方＞

南城市内に住所を有し、次の要件のいずれかを満たす人

①児童扶養手当受給者またはひとり親家庭等医療費助成受給者

②生活保護受給者

＜補助額＞

児童が利用する児童クラブが定める保育料及び利用料の２分の１の額
（ただし、上限月額５，０００円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者数	115人	124人	115人	126人	123人
支給総額	5,325,250円	5,687,000円	5,859,000円	6,379,750円	6,567,000円

５.ファミリーサポートセンター事業

地域で育児のサポートを行いたい者と育児のサポートを受けたい者が行う会員制相互援助活動により、市内で子育てを行っている家庭が安心して生活できる社会を構築するとともに、仕事と育児を両立できる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び労働者福祉の推進に資することを目的とします。

※令和４年度より社会福祉協議会からこども相談課へ移行事業

会員の要件：（ア）会員は、市内居住の20歳以上でセンターが指定する講習を受講した方
（イ）依頼会員は、市内に居住又は勤務する方で０歳～小学校６年生までの子どもを育児している方

費　　用：平日の月曜日から金曜日の午前７時から午後７時の間は１時間につき６００円。左記以外の平日時間外又は土曜日、日曜日は１時間につき７００円。その他費用としておやつ代等が加算されることがあります。

登録状況

会員種別	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	前年度対比
サポート会員	81人	70人	58人	53人	▲5人
依頼会員	484人	346人	385人	391人	6人
両方会員	31人	23人	19人	15人	▲4人
合　　計	596人	439人	462人	459人	▲3人

事業内容

会員種別		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	前年度対比人数
養成講座	回数	1回	1回	1回	1回	3人
	人数	3人	9人	6人	9人	
スキルアップ研修	回数	2回	2回	2回	3回	▲4人
	人数	9人	22人	16人	12人	
サポーター活動実績		245人	223人	622人	306人	▲316人

保育等関連事業

１．子ども・子育て支援新制度

平成２４年８月に子ども・子育て関連３法（※）が成立し、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育てを総合的に推進するために「子ども・子育て支援新制度」が平成２７年４月からスタートしました。子ども・子育て支援新制度では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、以下の取組を進めます。

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより、その普及を進めます。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

待機児童解消のため、認定こども園、保育所等を計画的に整備するとともに、少人数の子どもを預かる小規模保育や、家庭的保育（保育ママ）等に対する新たな財政支援を行い、保育の受け入れ人数を増やします。

③地域の子ども・子育て支援の充実

子育ての相談や親子が交流できる場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

※子ども・子育て関連３法とは、下記の３つの法律のことです。
- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
１号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（２号認定を除く）	幼稚園・認定こども園
２号認定	満３歳以上で保護者の就労や疾病等の理由により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園
３号認定	満３歳未満で保護者の就労や疾病等の理由により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園・地域型保育事業

保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病等）、②区分（保育標準時間、保育短時間の２区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

①保育の必要性

「事由」以下のいずれかの事由に該当すること。
- 就労
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やＤＶのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

②区分(保育必要量)

保育必要量については、必要性の認定を受けたうえで、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲内で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を２区分設定。

・主にフルタイムの就労(1月あたり120時間以上)を想定した「保育標準時間(最大11時間)」

・主にパートタイムの就労(1月に64時間以上120時間未満)を想定した「保育短時間(最大8時間)」

③保育時間

標準時間:月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時30分までの間で11時間

短 時 間:午前8時30分から午後4時30分までの間で8時間

※保護者の出退勤時間や園により保育時間は異なります

※日曜、祝日等の休園日は除く

2. 保育事業(保育所等)

保育所等への入所は、乳児、幼児を監護すべき保護者が保育の必要性の「事由」に該当する場合に、保護者の申込に基づいて行われます。

本市では民営化基本方針に沿って、下表のとおり公立保育所の民営化を行いました。さらに、「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針」に基づき、市立幼稚園を認定こども園へ移行し、令和4年度に、玉城こども園と知念こども園、令和5年度に大里こども園と佐敷こども園が開園しています。

現在、認可保育所等30か所、認可外保育施設6か所、公私連携認定こども園3か所、公立認定こども園1か所、計40か所で乳幼児の保育がなされています。

種別	保育所名	民営化後保育所名	定員 変更前	定 員 変更後	民営化 年月日	備　　考
公立保育所	知念保育所	知念あさひ保育園	60	90	H21.4.1	
	佐敷第1保育所	さしき保育園	60	90	H22.4.1	佐敷第1保育所
	佐敷第2保育所		60			佐敷第2保育所(統合)
	船越保育所	船越保育園	60	90	H23.4.1	H30.4.1～船越認定こども園
	玉城保育所	以和貴保育園	60	90	H24.4.1	
	わかば保育所	松の実保育園	60	90	H27.4.1	R4.4.1～松の実こども園
	みどり保育所	輝咲保育園	60	60	H29.10.1	R5.4.1～定員90人に変更、 字大城2034番地へ移転

(1)認可保育所の拡充

南城市では、待機児童対策の一環として平成21年度より保育所に対して、施設整備費用の一部を補助しております。

以下は補助事業を活用して整備した保育所です。

整備年度	施設名	備考
平成22年度	知念あさひ保育園	増改築
	馬天保育園	増改築
	バンビ保育園	増改築
平成23年度	小羊保育園	増改築
	めだか保育園	増改築
	さしき保育園	増改築
	あおぞら第2保育園	増改築
平成24年度	船越保育園	増改築
	愛護保育園	増改築
平成25年度	以和貴保育園	増改築
	めばえ保育園	増改築
平成28年度	木の国保育園	創設
	おひさま保育園	創設
	愛地友遊保育園	創設
	南城みなみ保育園	創設
	むぎの子保育園	創設
平成29年度	松の実保育園	増改築
	どんぐり保育園	増改築
	おおざと保育園	創設
令和元年度	さくら保育園	創設
	かりゆしキッズ小規模保育園	創設
令和2年度	ゆうな小規模保育園	創設
	おひさま保育園分園	創設
	のびるっこ保育園	創設
令和4年度	輝咲保育園	創設
令和5年度	こうさぎ保育園	創設

(2)認定こども園への移行

本市では、幼稚園における保育ニーズの高まりに鑑み、「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針」を策定し、年次的に認定こども園へ移行してきました。

認定こども園移行により、保育の量的拡大や一体的な教育・保育の提供をはじめ、地域の子ども・子育て支援の充実が図られます。

(令和8年4月1日移行状況)

種別	施設名	移行後こども園名	移行前	定員 移行後 1・2号	移行 年月日	備考
公立幼稚園	玉城幼稚園	玉城こども園	230	200	R4.4.1	公私連携幼保連携型
	知念幼稚園	知念こども園	70	80	R4.4.1	公私連携幼保連携型
	佐敷幼稚園	佐敷こども園	105	110	R5.4.1	公私連携幼保連携型
	大里北幼稚園 大里南幼稚園	大里こども園	140	220	R5.4.1	公立幼保連携型

・令和4年度　南城市立玉城幼稚園が「公私連携幼保連携型玉城こども園」へ移行。
南城市立知念幼稚園が「公私連携幼保連携型知念こども園」へ移行。

・令和5年度　南城市立佐敷幼稚園が「公私連携幼保連携型佐敷こども園」へ移行。
南城市立大里北幼稚園・大里南幼稚園が統合し、「公立幼保連携型大里こども園」へ移行。

(3) 保育所の状況

①児童数及び職員数

（令和８年４月１日現在）

保育所名		入所児童数　（上段は障がい児内数）								保育士数等（上段は非常勤内数）		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定数	保育士	その他	計
佐敷	めばえ保育園	5	12	12	14	16	1 17	1 76	90	2 13	2 8	4 21
	めだか保育園	3	12	18	18	1 15	1 17	2 83	90	2 15	6 10	8 25
	馬天保育園	3	12	18	1 20	2 18	1 18	4 89	90	6 16	1 8	7 24
	さしき保育園	6	10	12	13	13	14	0 68	90	3 15	2 13	5 28
	つはこきらきらほいくえん	2	8	8	－ －	－ －	－ －	0 18	19	3 8	3 4	6 12
	南城みなみ保育園	4	1 10	12	15	12	－ －	1 53	60	2 15	3 12	5 27
	佐敷こども園（公私連携）	－ －	－ －	－ －	12	29	52	0 93	86	2 10	7 11	9 21
知念	知念あさひ保育園	1	10	14	1 7	－	－	1 32	60	7 16	2 10	9 26
	家庭的保育くだから	0	1	0	－ －	－ －	－ －	0 1	5	1 1	5 5	6 6
	知念こども園（公私連携）	－ －	－ －	－ －	9	18	16	0 43	55	2 8	1 5	3 13
玉城	バンビ保育園	10	18	23	2 23	3 19	－ －	5 93	90	7 24	5 10	12 34
	小羊保育園	6	12	23	14	24	1 8	1 87	100	1 17	2 10	3 27
	以和貴保育園	2	18	18	23	3 13	－ －	3 74	90	3 17	1 14	4 31
	どんぐり保育園	5	12	10	7	1 7	－ －	1 41	60	4 17	3 7	7 24
	船越認定こども園	9	18	18	17	18	17	0 97	90	3 18	6 14	9 32
	愛地友遊保育園	6	12	12	1 13	11	8	1 62	60	3 14	3 7	6 21
	玉城こども園（公私連携）	－ －	－ －	－ －	13	26	107	0 146	160	0 12	2 16	2 28
大里	愛護保育園	6	1 13	15	1 19	20	1 11	3 84	90	2 14	0 7	2 21
	おひさま保育園	5	－ 13	－ 13	17	－	－	0 48	60	8 16	6 11	14 27
	おひさま保育園分園	－ －	－ －	－ －	－ －	16	－ 4	0 20	30	－ －	－ －	0 0
	木の国保育園	6	18	17	19	1 18	14	1 92	90	2 14	4 9	6 23
	むぎの子共同保育園	1	10	12	13	14	13	0 63	69	5 17	6 10	11 27
	輝咲保育園	5	17	18	19	2 19	1 18	3 96	90	9 24	3 12	12 36
	おおざと保育園	4	14	16	15	14	－	0 63	60	6 18	3 8	9 26
	のびるっこ保育園	11	16	19	2 23	1 17	1 16	4 102	90	3 20	3 13	6 33
	さくら保育園	3	5	7	－ －	－ －	－ －	0 15	19	2 6	3 7	5 13
	かりゆしキッズ保育園	6	7	9	－ －	－ －	－ －	0 22	19	5 10	7 9	12 19
	ゆうな小規模保育園	2	6	7	－ －	－ －	－ －	0 15	19	3 11	0 3	3 14
	しののめ nursery school	1	7	5	－ －	－ －	－ －	0 13	19	3 9	2 5	5 14
	あおぞらこども園	7	15	15	16	15	17	0 85	90	2 18	3 13	5 31
	あおぞら第2こども園	9	15	16	15	17	16	0 88	90	0 18	1 15	1 33
	松の実こども園	－	6	12	3 18	3 17	12	6 65	90	11 21	5 12	16 33
	こうさぎ保育園	6	8	8	－	－	－	0 22	19	4 9	1 3	5 12
	大里こども園（公立認定）	－ －	－ －	－ －	31	48	96	0 175	176	14 26	14 17	28 43
計		0 134	2 335	0 387	11 423	17 454	7 491	37 2224	0 2415	130 487	115 318	245 805

②入所児童の推移　（令和８年４月１日現在）

	施設数		入所児童数							
	公立	私立	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定数
Ｒ４年	0	31	178	360	403	407	416	314	2,078	2,115
Ｒ５年	1	32	168	355	435	431	477	476	2,342	2,378
Ｒ６年	1	33	145	356	404	465	445	509	2,324	2,397
Ｒ７年	1	33	148	352	398	429	484	464	2,275	2,420
Ｒ８年	1	33	134	335	387	423	454	491	2,224	2,415

	総人口	出生数	学齢前人口	要保育児童数	入所率（%）
Ｒ４年	45,530	447	3,014	2,216	93.8
Ｒ５年	46,009	419	3,028	2,384	98.2
Ｒ６年	46,498	406	3,025	2,392	97.1
Ｒ７年	46,954	408	2,942	2,342	97.2
Ｒ８年	47,318	414	2,871	2,301	96.7

※入所率は、入所児童数の合計を要保育児童数で除した数値

(4) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設は、１１施設で１０５人が入園しており、待機児童及び何らかの理由で保育所入所申請をしていない児童の保育を実施しています。

（令和８年４月１日現在）

施　設　名	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	学童	計	常勤	非常勤	計
あおぞら保育園	2	7	9	0	0	0	0	18	6	8	14
しののめ nursery school Ⅱ	2	4	2	5	3	0	0	16	4	0	4
あいあい保育園 南城園	1	9	8	10	4	0	0	32	13	1	14
おなかの中から保育園	0	2	2	2	4	1	0	11	2	6	8
大里くくるん保育園	0	4	5	7	8	0	0	24	5	4	9
珊瑚舎キッズスコーレ	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	6
まんまいーne（居宅訪問型認可外保育事業者）	0	2	0	0	1	0	0	3	1	0	1
ベビーシッターえくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
ベビーシッター まごころ	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1
東村（居宅訪問型認可外保育事業者）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
ケアファインダーほたる	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	5	28	26	25	20	1	0	105	36	23	59

(5) 特別な支援を要する児童の保育について

発達が気になる児童や医療的ケアを要する児童など、特別な支援を要する児童に対し、保育所等、家庭、行政が児童の成長を共有し、発達段階に応じた必要な支援を検討し取り組んでいます。

市においては、南城市障害児保育審査会で専門性をもった委員も交えて対象児童について加配保育の必要性を審査し、法人保育園に対して障害児保育補助金を交付しています。令和７年度は、児童７６名（２４園）に加配支援員の配置を決定しました。

また、保育所等における効果的な支援を行うため、公認心理師・保育士による巡回相談を実施し、児童の発達や保育状況を確認し、支援方法の助言や相談対応を行っております。令和７年度は、加配児含む延べ２０２人の巡回相談を実施しました。

３.保育事業（その他）

女性の社会進出の増加や核家族化の進行等に対し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するため、地域のニーズを踏まえた子育て支援等を実施することで、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

(1) その他の保育事業の定義

①延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い、増加している保育時間の延長への需要に対応するため、保育時間を延長する事業者へ補助を行い、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

②一時預かり事業

保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされます。こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置して子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援、並びに地域の保育ニーズに応じ、地域の各保育所等の間で連携を図り、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図ることを目的としています。

④加配保育事業

発達が気になる児童や障がいのある児童が、地域で共に学び育つ環境を整えるため、市内保育所への加配支援員の配置を支援します。あわせて心理士等による巡回訪問を行い、インクルージョンの視点から保育の質の向上を図ることで、すべての子どもが分け隔てなく、それぞれの発達の段階に応じた適切な支援を受けられる体制を構築します。

⑤病児・病後児保育事業

児童が病気の際に、自宅での保育が困難な場合（保護者の就労、通学等）、病院において一時的に病気の児童の保育を行うことにより、安心して子育てができることを目的としています。

４．児童館

児童館は、児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにするために設置された児童厚生施設で、専門の指導員が、安全で健康な遊びを指導します。
市内に7館の児童館があります。

年間利用延べ人数（0～18歳）

名称	令和７年度	名称	令和７年度
ひまわり児童館	6,501人	大里北児童館	1,991人
シュガー児童館	6,182人	知念児童館	18,372人
大里南児童館	5,193人	仲村渠児童館	2,162人
大里中央児童館	7,458人	**合　計**	**47,859人**

5. 放課後児童健全育成事業

近年の核家族化・都市化の進展や女性の就労の増大などを踏まえ、昼間保護者のいない家庭の小学校１年生から６年生に対し、小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

指導内容
①放課後の子どもたちの健康管理、情緒の安定
②放課後の子どもたちの安全確認、来所帰宅時の安全確保
③遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
④連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換
⑤放課後の子どもたちの遊びの活動状況の把握
⑥遊びの活動への意欲と態度の形成
⑦家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援

放課後児童クラブ児童数　（令和８年５月１日現在）

所在地	名　　称	1年生	2年生	3年生	4年生以上	合計
佐敷	しんざと学童 (馬天小学校敷地内 公的学童施設)	8	14	9	12	43
	第２しんざと学童	13	13	6	0	32
	風の子学童クラブ	17	14	5	7	43
	第二風の子学童クラブ	6	21	4	9	40
	第三風の子学童クラブ	16	5	19	3	43
	のびるっこ学童クラブ (佐敷小学校敷地内 公的学童施設)	9	9	14	11	43
大里	のびるっこ児童クラブ (大里北小学校内 公的学童施設)	13	11	6	10	40
	学童クラブアスリート工房	5	14	13	8	40
	こどもの家きたクラブ	15	17	2	7	41
	げんきっこクラブ(旧：木の国学童クラブ)	11	15	7	10	43
	にじいろクラブ(旧：第4木の国学童クラブ) (大里南小学校敷地内 公的学童施設)	14	16	11	2	43
	三楽キッズクラブ大里仲間 (令和8年4月1日から開所)	15	10	3	2	30
	ジャンボリー学童 (令和8年4月1日から開所)	24	14	4	3	45
	あおぞら学童クラブ	23	13	5	4	45
	愛学童クラブ	2	31	6	0	39
	第２愛学童	0	0	15	25	40
	第３愛学童	28	0	0	0	28
	こどもの家みなみクラブ	26	23	20	17	86
玉城	こどもの家船越クラブ (船越小学校敷地内 公的学童施設)	10	10	7	16	43
	第２船越クラブ	3	7	9	13	32
	第３船越クラブ	8	5	13	14	40
	ゆかるっ子海学童 (百名小学校敷地内 公的学童施設)	15	11	10	5	41
	ゆかるっ子空学童	16	7	11	11	45
	ゆかるっ子星学童 (玉城小学校敷地内 公的学童施設)	14	9	14	6	43
	スマイリー学童クラブ	7	11	7	10	35
	天風児童クラブ	12	14	11	0	37
知念	なかよし学童クラブ (知念児童館併設 公的学童施設)	0	0	0	0	0
	第二なかよし学童クラブ (知念小学校敷地内 公的学童施設)	18	8	5	2	33
計		348	322	236	207	1,113

６．親子支援ルーム「はっぴ～」

少人数での保育プログラムを通して、身体やこころの発達を支える親子参加型の丁寧な保育を中心とした子育て支援の場です。心身の発達が気になる未就学の幼児を主な対象としています。また、子育て支援センターと一体的に実施することで保護者同士が交流し、育児についての情報交換を行ったり、子育ての楽しさや悩みを共有したりする場になっています。

令和７年度の利用者数は延べ１７７人、利用世帯数は１２世帯でした。

場　所：　大里こども園　２階

曜　日：　火・水・木曜日

※祝日、慰霊の日、年末年始、職員研修日は休園

時　間：　９：３０～１１：３０（２時間）

料　金：　無料

障がい者（児）福祉

１．各種障害者手帳の所持状況

(1)身体障害者手帳所持者

①身体障害者手帳所持者の状況

等級別・障がい部位別　（単位：人・%）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚障害	31	28	5	6	7	2	79	4.9%
聴覚障害・平衡機能障害	15	33	28	48	0	80	204	12.6%
音声・言語・そしゃく機能障害	1	5	8	5	0	0	19	1.2%
肢体不自由（上・下・体幹）	193	180	101	93	63	37	667	41.2%
内部機能障害	339	6	149	156	0	0	650	40.1%
合計	579	252	291	308	70	119	1,619	100.0%
構成比	35.8%	15.6%	18.0%	19.0%	4.3%	7.4%	100%	

資料：生きがい推進課（令和8年3月末現在）

障がい児／者・障がい部位別　（単位：人・%）

	障がい児（18歳未満）		障がい者（18歳以上）		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
視覚障害	2	0.1%	77	4.8%	79	4.9%
聴覚障害・平衡機能障害	1	0.1%	203	12.5%	204	12.6%
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0%	19	1.2%	19	1.2%
肢体不自由（上・下・体幹）	30	1.9%	637	39.3%	667	41.2%
内部機能障害	8	0.5%	642	39.7%	650	40.2%
合計	41	2.5%	1,578	97.5%	1,619	100.0%

資料：生きがい推進課（令和8年3月末現在）

年度別　（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度
18歳未満	33	37	43	46	41
18歳以上	1,683	1,637	1,618	1,588	1,578
合計	1,716	1,674	1,661	1,634	1,619

資料：生きがい推進課（各年度3月末現在）

(2)療育手帳所持者

手帳は重度の方から順にA1、A2、B1、B2に区分されます。

最重度 「A1」	各種診断の結果、知的障害者の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「A1」程度に該当するもの、知能測定値が35以下で合併障害として身体障害者福祉法に基づく障害が1級又は2級に該当するものであって、常時介護を必要とするもの。
重度 「A2」	各種診断の結果、知的障害者の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「A2」程度に該当するもの、知能測定値が50以下で合併障害として身体障害者福祉法に基づく障害が1級、2級又は3級に該当するものであって、常時介護を必要とするもの。
中度 「B1」	各種診断の結果、知的障害者の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「B1」程度に該当するもの。
軽度 「B2」	各種診断の結果、知的障害者の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「B2」程度に該当するもの。
その他	各種診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについてもその程度が判然とせず、把握困難なときは「程度不明」とする。 前各項に該当しないときは、「非該当」と判定する。

備考：総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、判定しています。

程度別　（単位：人・%）

	A1	A2	B1	B2	合計	構成比
18歳未満	10	29	25	77	141	25.9%
18歳以上	52	113	119	120	404	74.1%
合計	62	142	144	197	545	100.0%
構成比	11.4%	26.1%	26.4%	36.1%	100.0%	

資料：生きがい推進課（令和8年3月末現在）

年度別　（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
18歳未満	116	123	127	139	141
18歳以上	382	385	315	394	404
合計	498	508	442	533	545

資料：生きがい推進課（各年度3月末現在）

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者

程度・年度別　（単位：人・%）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和7年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1　級	120	26.4%	122	25.3%	116	23.4%	115	20.9%	106	18.0%
2　級	263	57.9%	275	56.9%	284	57.3%	327	59.5%	347	58.9%
3　級	71	15.6%	86	17.8%	96	19.4%	108	19.6%	136	23.1%
合計	454	100.0%	483	100.0%	496	100.1%	550	100.0%	589	100.0%

資料：生きがい推進課（各年度3月末現在）

２．障がい者福祉自立支援給付等の各種サービス

（福祉サービスを一元化した障害者総合支援法第6条による）

≪単位：利用者（人）、支給額（円）≫

(1) 介護給付サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅において入浴、排せつ、食事などの介護や家事援助、通院時の介助などを行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	798	880	943	1,063	1,033
支給額(円)	44,521,683	51,634,667	54,805,890	68,956,745	79,088,071

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における支援などを総合的に行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	0	0	0	0	0
支給額(円)	0	0	0	0	0

③行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人が、行動時の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	61	54	81	94	106
支給額(円)	4,848,538	5,937,664	9,050,895	10,636,992	12,795,303

④同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	103	109	126	126	114
支給額(円)	8,572,833	8,128,356	10,711,887	12,765,346	10,764,980

⑤重度障がい者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など、複数のサービスを包括的に提供します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	0	0	0	0	0
支給額(円)	0	0	0	0	0

⑥短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し夜間も含めて、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	187	249	317	360	576
支給額(円)	12,881,260	16,169,527	17,944,639	22,458,770	36,973,476

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	146	146	155	156	161
支給額(円)	41,144,340	41,477,460	44,261,430	45,648,920	47,589,010

⑧生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	1,785	1,845	1,863	1,842	1,882
支給額(円)	363,174,525	374,798,064	393,067,766	409,954,695	428,339,190

⑨施設入所支援

施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	930	934	938	956	936
支給額(円)	123,509,875	126,678,291	133,699,155	143,211,084	149,557,693

⑩特定障害者特別給付費

施設入所者等の低所得者にかかる食費・家賃・光熱水費の実費負担を軽減するため補足給付費を支給します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	1,693	1,934	2,547	2,016	2,191
支給額(円)	18,123,092	19,301,808	21,227,936	22,067,976	20,753,889

(2) 訓練等給付サービス

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	197	125	129	114	94
支給額(円)	32,753,854	19,791,913	18,946,178	16,626,675	14,105,921

②就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	151	145	153	122	95
支給額(円)	22,077,544	22,135,367	23,439,129	21,485,710	17,749,813

③就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）

一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶＡ型と、雇用契約を結ばないＢ型があります。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	3,075	3,298	3,496	3,504	3,838
支給額(円)	397,918,839	428,862,155	471,960,500	519,742,620	590,310,189

④就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある人が就労に伴なう環境変化による生活面の課題に対応できるように必要な支援をします。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	11	14	38	46	42
支給額(円)	286,240	392,080	1,056,330	1,617,658	1,419,875

⑤就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。（令和7年10月開始）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	－	－	－	－	1
支給額(円)	－	－	－	－	82,503

⑥共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護などの必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	823	1,031	1,124	1,140	1,304
支給額(円)	109,619,674	153,012,161	179,923,652	177,050,270	183,113,406

⑦宿泊型自立訓練

日中活動サービスを利用している者に一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力の維持・訓練を実施または昼夜の訓練を実施します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	34	12	13	12	9
支給額(円)	4,009,970	1,180,544	1,185,042	1,071,120	857,250

⑧高額障害福祉サービス

同じ世帯に障害福祉サービス費等を利用する方が複数いる場合など、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準を超える場合、申請により超過額が高額障害福祉サービス費として還付されます。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数(各月合計)	3	4	8	11	7
支給額(円)	39,853	71,371	29,900	95,878	110,476

(3)障害児通所給付（児童福祉法第21条の5の2)

①児童発達支援

小学校入学前の児童に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数(各月合計)	558	714	879	1,029	920
支給額(円)	69,688,970	99,772,185	150,070,079	178,490,921	171,817,534

②医療型児童発達支援

医学的治療を受けている方へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数(各月合計)	18	30	36	40	15
支給額(円)	738,379	1,407,009	1,511,884	1,713,778	462,360

③放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数(各月合計)	2,626	2,838	3,112	3,337	3,826
支給額(円)	316,323,196	330,754,595	368,181,160	411,376,222	510,859,007

④障害児相談支援給付

障害児通所給付を利用する障がいのある児童に対して、サービス事業者等と連絡調整しサービス等利用計画の作成や利用状況の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数(各月合計)	556	591	758	960	1,088
支給額(円)	8,638,890	9,835,500	12,756,630	17,487,600	21,278,910

⑤居宅訪問型児童発達支援

通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与等の支援を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	0	2	6	12	8
支給額(円)	0	86,603	381,749	581,820	240,710

⑥保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、認定こども 園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活 への適応のために専門的な支援を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	137	233	305	398	595
支給額(円)	4,439,020	8,939,018	12,291,239	15,935,931	23,660,908

⑦高額障害児通所給付

同じ世帯に障害福祉サービス費等を利用する方が複数いる場合など、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準を超える場合、申請により超過額が高額障害児通所給付費として還付されます。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	3	4	15	11	7
支給額(円)	41,913	71,532	59,800	97,764	112,054

⑧肢体不自由児通所医療費

医療型児童発達支援のうち医療に係るものを肢体不自由児通所医療として提供します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	18	30	23	40	15
支給額(円)	108,998	220,079	140,975	208,874	80,055

(4)計画相談支援給付

障害福祉サービスを利用する障がいのある人に対して、サービス事業者等と連絡調整し、サービス等の利用計画を作成や利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数（各月合計）	1,618	1,678	1,651	1,691	1,938
支給額(円)	22,683,420	24,475,800	24,482,320	27,237,410	34,444,920

(5)補装具の交付等(障害者総合支援法第76条)

障がい者等の身体機能を補完又は代替えし、長期間にわたり継続して使用する補装具を支給します。(修理も含む)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者人数 (各月合計)	102	101	108	114	97
支給額(円)	8,899,803	8,712,615	13,276,740	14,488,195	11,476,607

(6)重度心身障害者（児）医療費助成事業

身体障害者手帳（1級又は2級）及び療育手帳（A1又はA2）を所持する者に対し、医療費（医療保険の適用範囲内）を助成します。ただし、高額療養費及び附加給付を控除した額となります。

重度心身障害者（児）医療費助成の状況　(単位：人・円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給資格者数	905 (850)	926 (899)	945 (876)	946 (900)	947 (881)
助成費	68,509,715	70,776,451	63,560,048	75,391,640	74,216,116

※（ ）内は支給実人員数、助成費は食事代除く

(7)自立支援医療

①更生医療

18歳以上の身体障害者手帳を持っている方を対象に、手帳に記載のある障害について、特定の手術や治療を行ったときに医療費を助成します。

更生医療の状況　(単位：人・円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
心臓機能障害	22 (18)	34 (25)	30 (23)	31 (25)	26 (21)
腎臓機能障害	123 (123)	133 (125)	127 (127)	125 (120)	121 (114)
その他	23 (14)	14 (14)	14 (15)	17 (17)	15 (15)
合計	168 (155)	181 (164)	171 (165)	173 (162)	162 (150)
給付費(円)	46,596,487	48,716,758	53,882,813	69,953,807	53,825,397

※（ ）内は支給実人員数

②育成医療

18歳未満の障がい児（将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）を対象に、その身体障がいを除去、軽減する手術や治療を行ったときに医療費を助成します。

※権限移譲により平成25年度より市で実施しています。

育成医療の状況　(単位：人・円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
心臓機能障害	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
腎臓機能障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	23 (18)	14 (16)	16 (11)	13 (12)	17 (16)
合計	23 (18)	16 (18)	16 (11)	13 (12)	17 (16)
給付費	1,017,839	1,430,448	757,085	1,079,376	1,820,565

※（ ）内は支給実人員数

③療養介護医療

病院等への長期入院による医療的ケアに加え，常時の介護を必要とする身体・知的障害者に対する食事や入浴，排せつ等の介護に関する費用を助成します。

療養介護医療の状況　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
支給人数	13　(13)	13　(13)	13　(13)	13　(13)	14　(14)
給付費	10,263,746	10,409,561	11,327,614	11,322,936	11,240,884

※（　）内は支給実人員数

(8)地域生活支援事業サービス

①相談支援事業

地域活動支援センター・相談支援事業所「野の花」で、障がいのある人や保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護等の必要な援助を行います。また、自立支援協議会を通じて、地域の相談体制やネットワークの構築を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談件数	2,231	1,420	1,748	1,343	1,209
受託額(円)	8,588,786	9,530,183	10,297,000	12,120,000	12,864,549

②地域活動支援センター

障がい者等の居場所作りや社会との交流促進を目的として設置された地域活動支援センター「野の花」では、創作的活動や生産活動、レク活動を行っています。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者(延べ)	1,032	2,016	3,259	3,177	2,943
支給額(円)	11,542,370	11,509,004	11,895,000	9,899,000	10,696,052

◆地域活動支援センター・相談支援事業所「野の花」

南城市大里字仲間１１２４番地１　　○月～金（午前８時３０分～午後５時１５分）

TEL　８８０－０５７６　FAX　８８０－３６４５

③南城市障がい者基幹相談支援センター　令和８年度開設（生きがい推進課内）

障がいのある方に対する市の中心的な相談支援事業所として、障がい福祉事業所などと連携し、障がいのある方が安心して暮らしていけるよう総合的・専門的な相談支援を行うとともに、市内の相談支援事業者や相談機関などと連携してネットワークを強化し、地域の相談支援体制づくりを行います。

南城市佐敷字新里１８７０番地　　○月～金（午前８時３０分～午後５時１５分）

TEL　９１７-５３４１　FAX　９１７-５４２７

④日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、障がいにともなって必要な日常生活用具の給付を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者(延べ)	636	759	838	836	934
支給額(円)	6,551,163	6,952,722	8,931,778	8,926,058	9,219,947

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者(延べ)	209	231	241	261	273
支給額(円)	3,668,333	3,928,029	4,821,377	5,811,597	6,695,675

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者を派遣します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
派遣利用者(延べ)	176	173	135	171	166
利用者(延べ)	231	521	518	490	543
支給額(円)	4,233,380	4,083,686	4,342,895	5,528,120	5,697,467

⑦日中一時支援事業

家族の就労や一時的な休息の時間を確保するため、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者(延べ)	188	207	200	189	186
支給額(円)	2,413,647	2,724,345	2,604,402	2,133,540	2,193,856

⑧障害支援区分認定調査

障がい福祉サービスを利用する場合は、障がい者等の心身の状況を把握するため、全国共通の80項目からなる認定調査を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
調査員数	2	2	2	3	3
件数	213	262	247	243	258

⑨成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、後見人等への報酬を負担することが困難である者に対し、その全部又は一部を助成します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
申請者数	1	1	0	0	1
助成件数	1	1	0	0	1
助成費(円)	148,500	198,000	0	0	245,300

(9)特別障害者手当等の給付事業

精神又は身体の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする状態にある最重度の障がい者等に対して支給される手当です。
年齢が20歳以上の者に対しては「特別障害者手当」、20歳未満に対しては「障害児福祉手当」が支給されます。なお、特別障害者手当または障害基礎年金を受給していない者に支給する「福祉手当」については、制度が廃止され新規での対象者はありません。
なお、手当の支給は年4回（2月、5月、8月、11月）、直接本人の口座へ振込となります。
「特別障害者手当」　（令和6年4月～ 月額28,840円）令和7年4月～ 月額29,590円
「障害児福祉手当」「福祉手当」（令和6年4月～ 月額15,690円）令和7年4月～ 月額16,100円

○特別障害者手当等受給者の状況（年度末現在）　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
特別障害者手当	33	34	38	39	41
金額（給付費）	10,940,000	11,250,950	11,788,620	13,489,440	13,673,510
障害児福祉手当	31	33	34	35	39
金額（給付費）	5,490,720	5,570,610	6,488,630	6,573,530	7,279,060
福祉手当	0	0	0	0	0
金額（給付費）	0	0	0	0	0

(10)心身障害者（児）扶養共済事業

心身障がい者を扶養する保護者等が、毎月一定の掛金を納めることで、保護者等に万が一（死亡又は、重度の障がい等）のことが生じた場合、残された心身障がい者の生活を保障するため、毎月一定の年金が支給されます。

○ 共済制度加入状況　（単位：人）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年金受給者		6	6	7	7	7
年金未受給者	掛金納付	2	4	4	4	4
	掛金免除	3	2	1	1	1
	合計	5	6	5	5	5

(11) 身体障がい者運転免許取得費・車両改造費等助成事業

①自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者の社会参加の促進を図るため、第1種普通自動車運転免許を取得する際の費用の一部（限度額100,000円）を助成します。

②本人運転自動車改造費等助成

身体障がい者の自立生活及び社会参加を促すことを目的に、就労等に伴い自動車を利用する場合、その自動車の改造等に要する費用の一部（限度額100,000円）を助成します。

③介護用車両改造費等助成

介護者の負担の軽減及び在宅の重度身体障がい者の社会参加を促すことを目的に、介護で使用する自動車の改造等に要する費用の一部（限度額100,000円）を助成します。

○ 助成等受給者の状況　（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
自動車運転免許取得	1	0	1	0	0
本人運転自動車改造等	2	1	1	2	0
介護用車両改造等	0	0	1	1	1

(12)南城市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入等に要する経費の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。（平成２８年４月より事業開始）

○ 助成等受給者の状況　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者	5	1	3	2	8
支給額	227,948	12,000	50,160	192,508	528,324

３．その他の障がい福祉事業

（１）南城市自立支援協議会

障がい福祉関係者15人以内の委員で構成され、市全体の障がい者施策と支援体制の検討や関係機関における地域ネットワークづくり、課題解決困難な事案の対応等に関する協議を行います。（設置年月日：平成20年12月16日）

開催回数：年2回（年度）

（２）自殺対策

南城市地域活動支援センター『野の花』に専門相談員を配置し、健康問題、家庭問題等、様々な社会的要因で悩んでいる本人及びその家族などの相談に応じることで自殺の未然防止に取り組んでいます。
また、地域住民へ自殺を予防するための必要な知識の普及と理解を促進することを目的に関係各課及び関係機関との連携を図り、広報での周知や自殺予防キャンペーン等を開催します。

◆専門相談員の配置

・日時：毎週　月～金曜日の１１時～１５時

・設置場所：南城市地域活動支援センター『野の花』

TEL８８０－０５７６（FAX８８０－３６４５）

○相談状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談員数	1	1	1	1	1
件数	65	36	49	100	94

（３）障害者虐待防止対策への取組み

障がい者等の虐待の届け出や通報を、市及び委託事業所にて24時間365日受付・対応できる体制を整えております。
また、障がい者等への虐待の未然防止や、虐待発生時の早期発見と迅速な対応及びその後の適切な支援を行うことを目的に、南城市障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置し、関係機関等の連携協力体制の整備と支援体制の強化に取り組んでいます。

◆虐待の届出・通報等の窓口

【平日　８：３０～１７：１５】

健康福祉部 生きがい推進課　　TEL９１７－５３４１

相談支援事業所「野の花」　　TEL８８０－０５７６（FAX８８０－３６４５）

【平日の時間外及び休日等】

社会福祉法人ニライカナイ「鵠生の叢」　TEL９４６－７１７７

○相談状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談員数	1	1	1	1	1
件数	0	3	4	7	3

（４）南城市身体障害者相談員（令和6年4月～令和8年3月）

佐敷・知念地区　：　屋比久　一男

玉城・大里地区　：　宮城　明

（５）地域生活支援拠点施設

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つを柱としています。

本市においては、地域生活支援拠点の登録対象者の把握を行いながら、登録事業所を増やす取り組みを行っています。

○地域生活支援拠点登録事業所　　令和8年4月1日時点

No.	施　設　名	所　在　地	電話番号	事業の種類	拠点として担う機能
1	相談支援事業所野の花	大里字仲間1124-1	880-0576	特定相談支援障害児相談支援	①　⑤
2	じんあい	玉城字屋嘉部200	948-1815	特定相談支援障害児相談支援	①
3	障害者支援施設　仁愛療護園	玉城字屋嘉部200	948-1815	生活介護・施設入所・短期入所	②③
4	相談支援センターあしすと	大里字大城1388-1	882-8778	特定相談支援障害児相談支援	①②　④⑤
5	障がい者支援施設鵲生の叢	大里字大城1388-1	946-7177	生活介護・施設入所・短期入所	①②③④⑤
6	グループホーム翔	大里字大城1388-1	946-7177	共同生活援助	③④⑤
7	生活介護事業所おおざと	大里字大城1920-1	946-0005	生活介護	③④⑤
8	就労センター大樹	大里字大城1920-2	946-0021	就労移行支援・就労継続支援B型	③④⑤
9	地域生活支援センター大輪	大里字大城1920-1	946-0005	居宅介護	③④⑤
10	放課後等デイサービスぱぴっと	大里字大城1920-1	946-0005	放課後等デイサービス	③④⑤
11	指定相談支援センター　そてつ	那覇市古波蔵4-7-14	995-3005	特定相談支援障害児相談支援	①②　⑤
12	指定相談支援センター　そてつ	(レストケア　そてつ) 那覇市山下町8-28	853-0640	短期入所	②
13	ミラクルポケット	糸満市西崎町1丁目29番2号（2階）	995-3005	短期入所	②
14	相談支援事業所habel	玉城字屋嘉部195-2 ｵｰｼｬﾝﾋﾞｭｰﾏﾝｼｮﾝ406号	070-5417-6342	特定相談支援障害児相談支援	①　⑤
15	相談支援事業所リオ	玉城字船越873-4 ロイヤルハウス102	090-6866-8185	特定相談支援障害児相談支援	①　⑤
16	相談支援事業所アンクス(休止中R8～)	玉城字前川349番地1	948-1440	特定相談支援障害児相談支援	①　⑤
17	相談支援事業所Kahuu	知念字久原612番9	090-4583-5013	特定相談支援障害児相談支援	①　⑤

（６）障害者就労施設等からの物品等の調達への取組

障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、市が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入します。

○障害者就労施設等からの物品等の調達実績　　（単位：件・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
物品	0	1	1	1	2
金額	0	79,500	98,100	42,500	134,014
役務	3	3	3	3	4
金額	1,569,751	1,569,317	1,569,751	1,532,842	3,063,160

高齢者福祉

１．高齢者保健福祉計画

「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」

市では、令和６年３月に令和６年度から令和８年度までを対象期間とする「南城市第９期高齢者保健福祉計画」を策定しました。

本計画では「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」というこれまでの基本理念を継承し、地域包括ケアシステムの深化に向け、高齢者の介護予防強化、日常生活の支援体制の確立、支えあう地域づくり、生きがいづくり、認知症への対応、安心・安全の生活環境づくり、地域共生社会の構築など高齢者施策全般に取り組む内容となっております。

今後も高齢化の進行が予測される中、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を目途に高齢者が生き生きと、そして不安なく地域生活を送れるように、高齢者を支えていく地域づくり、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した内容となっています。

２．老人福祉事業

※対象者については、全事業において「市内に住所を有する、おおむね65歳以上の高齢者」とします。

(1) 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

①地域ふれあいミニデイサービス事業　（各字公民館）

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、住み慣れた地域での社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、各字公民館等を活用し、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長、介護予防を促進します。

対　象　者　：家に閉じこもりがちな高齢者等
利 用 内 容　：月曜日～金曜日（地域により異なります）
利 用 料 金　：利用者負担なし（但し、食事等は自己負担です）
事業委託先　：南城市社会福祉協議会、くだか島建て会（久高）
　　つきしろ自治会

実績　（単位：回・人・円）

地　域　名	回数・延人数	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
佐敷地域	実施回数	95	278	340	336	350
	参加者数	1,031	2,808	3,972	4,313	4,691
知念地域	実施回数	87	207	264	264	262
	参加者数	817	1,978	2,351	2,380	2,249
玉城地域	実施回数	64	207	250	240	249
	参加者数	820	2,419	3,494	3,299	3,613
大里地域	実施回数	264	659	723	697	730
	参加者数	2,739	7,081	8,114	7,890	8,139
４地域合計	実施回数	510	1,351	1,577	1,537	1,591
	参加者数	5,407	14,286	17,931	17,882	18,692
事　業　費		21,415,596	24,583,661	27,418,680	25,946,513	28,165,601

②高齢者筋力向上トレーニング事業　『いきいき教室（旧がんじゅう教室）』

心身の機能回復、健康増進を図るため介護予防機器の活用並びに軽体操（ストレッチ等）の指導等を実施します。

対 象 者：比較的元気な高齢者
利用内容：月曜日～金曜日：午前９時～午後４時
≪利用施設≫　沖縄メディカル福祉総合センター２階
場所：佐敷字新開1番地344（丸大佐敷店隣）

佐敷地域：　火曜日（午後）、金曜日（午前）
知念地域：　月曜日（午後）、木曜日（午前）　午前　9：00～12：00
玉城地域：　火曜日（午前）、金曜日（午後）　午後　1：00～ 4：00
大里地域：　月曜日（午前）、木曜日（午後）　※水曜日の利用は社協と調整
久高地域：　久高島離島振興総合センター　第2・第4 火曜日

利用料金：　利用者負担なし
事業委託先：南城市社会福祉協議会

実績　（単位：回・人・円）

地域名	回数・人数	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
佐敷地域	実施回数	111	157	－	－	－
	参加者数	975	1,745	3,350	4,224	4,030
知念地域（久高地域含む）	実施回数	88	163	－	－	－
	参加者数	675	1,616	2,528	2,154	2,084
玉城地域	実施回数	82	139	－	－	－
	参加者数	824	1,704	2,336	2,278	2,324
大里地域	実施回数	86	141	－	－	－
	参加者数	824	2,012	2,433	2,349	2,581
オンライン	実施回数	97	60			
	参加者数	724	351			
４地域合計	実施回数	464	660	261	342	235
	参加者数	4,022	7,428	10,647	11,005	11,019
事　業　費		36,540,028	41,443,404	30,545,002	30,404,625	29,668,852

③訪問型サービスＡ事業（生活援助）

独居・虚弱な高齢者世帯、支援者がなく作業が困難な方に対し、生活援助（掃除、調理等）をおこない在宅生活の継続を支援します。（平成２８年度より実施）

対　象　者：ひとり暮らし世帯もしくは高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯で生活援助を必要とするもので要支援１・２もしくはチェックリスト該当者
利 用 料 金：１時間あたり１５０円（その他実費あり）
事業委託先：南城市シルバー人材センター

実績　（単位：人・回・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者数(延)	108	134	107	114	98
回数	435	513	459	461	404
事業費	565,500	666,900	607,716	610,364	565,600

④訪問指導事業

介護保険認定で自立と判断された者及び高齢者筋力向上トレーニング事業や地域ふれあいミニデイサービス事業に参加できない高齢者で心身の機能上、困っている方に対し、理学療法士が訪問し、在宅でのリハビリや運動などの指導、介護者への指導、住宅改修が必要な方への助言などを行います。

対　象　者　：　高齢者筋力向上トレーニング事業「いきいき教室（旧がんじゅう教室）」や地域ふれあいミニデイサービス事業に参加できない高齢者で、筋骨格系疾患などで痛みや心身の機能上困っている方。
事業委託先　：　合同会社　ケアハート　訪問看護ステーションおおきな輪(令和6年12月～)
利 用 料 金　：　課税世帯１回３００円、非課税世帯　負担なし
実　　績　：　令和３年度　：5人（久高5人）　令和４年度　：5人（久高5人）
令和５年度　：2人（久高2人）　令和６年度　：3人（久高3人）
令和７年度　：1人（久高1人）

⑤シニアライフ向上事業（サーキット式マシントレーニング・水中運動）

自立した生活を継続できるように、加齢に伴う身体機能の低下等の積極的な改善を図ることを目的に、水中運動やマシン等によるトレーニングを行います。

対　象　者　：　65歳以上の在宅の高齢者であり、健康上問題のない方
利 用 料 金　：　1クール（3ヶ月）　1,500～2,000円
事業委託先　：　(有)寿ランド、スポーツカルチャーセンターペアーレ、カーブス南城大里

実績　（単位：人・円）

事業名		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
サーキット式マシントレーニング	人　数	28	44	45	43	45
	事業費	459,270	748,440	839,700	793,780	830,700
水中運動	人　数	15	32	31	24	38
	事業費	276,446	486,536	506,862	288,000	456,000

※実人数

⑥介護支援ボランティアポイント制度

地域ふれあいミニデイサービスにおけるボランティア活動その他の社会的活動に参加することを支援及び奨励し、行ったボランティア活動を評価ポイントとして転換し、1時間＝1ポイントあたり100円相当の商品券(お米券)を交付します。

対　象　者　：　南城市内に居住する６５歳以上の介護認定を受けていない方で、ボランティアポイント登録しミニデイサービスにてボランティア活動を行う者
実　施　日　：　月曜日～金曜日の各ミニデイ（地域によって実施日時は異なります）
場　　所　：　各ミニデイ開催公民館等（地域によって実施場所は異なります）
利　用　料　：　利用者負担無し

実績　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人　数	291	324	346	348	358
事業費	4,178,099	4,883,944	5,176,384	5,336,476	5,661,146

※実人数

⑦介護予防把握事業

本人や家族、地域住民からの相談、社協・医療機関・介護事業所等の関係機関からの情報提供、健診・医療・介護情報等を活用して、閉じこもりなど何らかの支援を要する者を早期に把握し、訪問等による健康状態、生活実態等の把握を行います。

対　象　者　：　南城市に居住する概ね65歳以上の方で、何らかの支援が必要と思われる方

事 業 内 容　：　地域型包括支援センター職員が訪問により、健康状態、生活実態等の把握を行ないます。

実績　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
基本チェックリスト調査数	501	454	381	256	326

⑧介護予防教室

高齢者が健康に対する知識を深め、また自身の健康状態及び運動の能力を知り、目標を持って健康づくりや介護予防に対する意識の高揚を図ることを目的に「運動指導」「低栄養改善」「認知症予防」などの中から受講者の希望により教室の内容を選択、実施します。

対　象　者　：　ミニデイサービス利用者

実　施　日　：　各地域ミニデイの活動実施日に地域と調整し実施。

場　　所　：　各ミニデイ開催公民館等（地域によって実施場所は異なります）

利　用　料　：　利用者負担無し

実績　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人　　数	762	1,300	1,933	実施なし	実施なし
事　業　費	3,710,080	4,063,789	4,164,352	実施なし	実施なし

※令和6年度より、ミニデイサービス事業へ組み込んで開催しています。

実績　（単位：回）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
回数	59	109	138	61	66

(2)地域支援事業（任意事業）

①食の自立支援サービス事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯であって調理が困難な者へ食事を配達し、栄養面を充実させるとともに併せて安否確認を行うことで在宅福祉の推進を図ります。

対　象　者　：　調理等が困難な要援護高齢者で、ひとり暮らし世帯若しくは高齢者のみ世帯又はこれに準じる世帯及び身体障害者とする

利 用 内 容　：　月曜日～金曜日：昼・夕食のうち週５食までを限度とする

利 用 料 金　：　１食あたり４００円（※令和6年度より料金統一）

事業委託先　：　社会福祉法人　憲章会　東雲の丘（市内全域　※久高地域除く）

実績　（単位：人・食・円）

地域名		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
佐敷地域	利用実人数	73	61	61	46	46
	配食数	9,768	9,186	9,266	7,807	6,905
知念地域	利用実人数	29	27	17	17	19
	配食数	4,436	3,600	2,548	2,325	2,812
玉城地域	利用実人数	51	46	54	44	51
	配食数	7,886	7,654	7,606	6,998	7,669
大里地域	利用実人数	48	41	47	51	57
	配食数	7,512	5,627	7,075	8,045	8,916
４地域合計	利用実人数	201	175	179	158	173
	配食数	29,602	26,067	26,495	25,175	26,302
事業費		11,371,100	11,371,100	10,197,600	10,078,400	10,520,800

②緊急通報システム事業

身体上慢性疾患がある等、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者の緊急時に迅速な救助ができるよう緊急通報システム機器を対象者宅へ設置し、通報センターや消防、協力員等が連携し日常生活上の安全確保を図ります。

対象者：ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で身体上慢性疾患がある等、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある要援護高齢者

事業内容：緊急時に迅速な対応ができるよう、対象者宅に、緊急通報システム機器を設置する。

利用料金：利用者負担無し(固定電話回線を利用)

事業委託先：安全センター株式会社

実績　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者数	12	12	11	11	13
事業費	404,470	338,800	332,640	301,840	381,920

③家族介護用品支給事業

非課税世帯に属し、要介護４又は５に相当する在宅の高齢者を介護している家族に対して、紙おむつ等が購入できる支給券の配布を行い、要介護高齢者の在宅生活を支援します。

注意事項：介護を行う家族が別世帯の場合は、その家族も非課税世帯であること。

事業委託先：ドラッグイレブン（佐敷・大里）、ひまわり館

実績　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
支給者数	25	28	26	16	22
事業費	1,721,402	1,500,068	790,644	751,299	871,725

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、後見人等への報酬を負担することが困難である者に対し、その全部又は一部を助成します。

実績　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
助成件数	2	2	3	2	4
助 成 費	382,800	418,800	467,077	255,205	556,638

⑤認知症サポーター養成講座

市民等が認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成し、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける事が出来る地域づくりを推進していきます。また、認知症サポーターについて、地域や市内の企業等への周知を図るほか、市内の幼小中学校や女性会、青年会、老人クラブ等の各種団体との連携で学習する機会を増やすなどの対応を行います。

実績（過去5年間の認知症サポーター養成講座開催数と受講者数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
開催数	9回	4回	7回	5回	7回
受講者数	153人	80人	169人	141人	112人
対象者	一般市民及び小学生、高校生、職場等	一般市民及び小学生	一般市民及び小学生	一般市民及び小学生	一般市民、自治会、民間企業等

・南城市では、これまでに延べ2,760人の方が、養成講座を受講しています。
・令和3年度から養成講座受講の証として、サポーターカードを授与しています。

⑥南城市運動器機能向上事業

要支援１・２、チェックリスト該当者を対象に身体機能の向上に資する包括的トレーニングを行い、転倒骨折の防止、加齢に伴う認知症や生活機能の低下等の積極的な改善を行い、自立生活の支援を図ります。

(3)南城市単独事業

①加齢性難聴者補聴器購入費助成事業

65歳以上及び非課税世帯の南城市民の方で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。（令和6年8月より実施）

実績　（単位：件・円）

	令和６年度	令和７年度
助成件数	10	15
助 成 費	250,000	375,000

②南城市高齢者一時保護事業

・自立生活を営むのに支障の生じた在宅高齢者の生活習慣指導や一時的な保護を行い、自立した在宅生活の継続を支援する。

・在宅の高齢者が養護者から虐待を受けた場合に、当該高齢者を一時的に施設で保護することにより、高齢者及び介護者の福祉の向上と家庭生活の安定を図ることを目的とする

対　象　者 ： 要援護高齢者で介護保険要介護認定により給付サービス対象外となった者
利 用 内 容 ： 1回あたりの利用限度は7日以内とする
利 用 料 金 ： 課税額に応じて利用者負担あり
事業委託先 ： 社会福祉法人憲章会、社会福祉法人以和貴会、医療法人真徳会

実績

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用件数	0	0	1	1	1

③外出支援サービス事業

老衰、心身の障害、傷病等の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な要援護高齢者の通院時に、居宅と医療機関との間を送迎することにより在宅生活を支援します。

対　象　者 ： 一般の交通機関を利用することが困難な者であって、要介護２以上であると認定されている車イス等利用者、又は身体障害者手帳所持者で肢体不自由２級以上の者
利 用 内 容 ： 午前8時45分～午後5時（12月29日から翌年1月3日までを除く）
月に片道で4回まで利用可能とする
利 用 料 金 ： 市内、与那原町、八重瀬町、南風原町…片道400円(課税世帯800円)
豊見城市、那覇市、糸満市、西原町、北中城村
…片道600円(課税世帯1,000円)
事業委託先 ： 沖縄県福祉介護タクシー事業協同組合

実績　（単位：人・回・円）

地域名	利用状況	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
佐敷地域	実人数	8	8	46	16	12
	回数	87	98	105	113	143
知念地域	実人数	4	2	7	4	1
	回数	52	6	16	9	16
玉城地域	実人数	4	1	6	3	4
	回数	34	2	18	17	11
大里地域	実人数	7	9	39	14	7
	回数	97	94	101	71	85
４地域合計	実人数	23	20	98	37	24
	回数	270	200	240	210	255
事業費		462,710	280,270	548,240	722,100	807,500

④敬老会

多年にわたり郷土のため、社会のために尽くしてきた高齢者の方々を敬愛し、市民が等しく長寿を祝うことを目的に開催します。（２地区合同開催）

実績　（単位：人・円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
午前の部	－	－	（佐敷・知念）252	（大里・知念）262	（玉城・佐敷）315
午後の部	－	－	（玉城・大里）315	（玉城・佐敷）378	（大里・知念）249
４地域合計	－	－	567	640	564
70歳以上人口	8,374	8,605	8,886	9,206	9,392
参加率	0.00%	0.00%	6.38%	6.95%	6.01%
事業費	－	－	1,288,366	1,242,367	1,387,673

※Ｒ３、Ｒ４年度は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。
※70歳以上人口は、毎年度８月末日を基準日としています。

⑤老人クラブ助成金

高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、様々な活動を通して社会参加を図り、老後を豊かなものにする活動を推進している市老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動を支援するため助成金を交付しています。

実績　（単位：人・円）

地域名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
佐敷地域(人)	224	261	202	147	154
知念地域(人)	181	181	178	164	162
玉城地域(人)	516	473	390	366	360
大里地域(人)	429	350	352	348	350
４地域合計(人)	1,350	1,265	1,122	1,025	1,026
助成金(円)	4,025,230	3,858,695	3,859,990	3,818,680	3,818,680

⑥老人保護措置事業

65歳以上で身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由で自宅での生活が困難な方を養護老人ホームへ措置いたします。

〈内　容〉
○ 養護老人ホームへ入所措置
○ 収入に応じて本人及び扶養義務者の負担金が必要
○ 65歳未満の方でも特に事情が認められる場合は入所措置が可能

（単位：人・円）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
沖縄偕生園	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
具志川厚生園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
首里偕生園	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
合計（人数）	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0
決算額	4,885,595		4,490,569		2,367,759		2,563,738		2,546,139	
利用者負担額	450,000		330,300		0		0		0	

３．介護保険

わが国においては急速に加速する高齢化とともに介護の問題が最大の不安要因となっています。本市においてもこうした傾向は例外ではなく、令和8年3月末現在で総人口(47,318人)の26.67%の12,621人が65歳以上となっています。

加速する高齢化社会の「介護問題」に対し、わが国全体の問題として取り組むという目的から、平成12年4月に市町村を保険者としてスタートしたのが介護保険制度です。

介護保険制度は、高齢者がどのような状況においても住み慣れた地域で自立した生活を続けていくために必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供し、地域で高齢者を支えていく仕組みとなっており、介護サービスは、要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態の軽減あるいは悪化の防止をする観点から、サービスを利用する高齢者の方々の心身の状況や生活環境に応じて提供されます。

南城市では、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいをもって豊かに暮らしていくことができる介護保険事業に取り組んでおります。

現在、要介護認定申請やその他各種申請手続きについては南城市役所の窓口で受け付けておりますが、南城市は沖縄県介護保険広域連合構成市町村の為、制度運営、要介護認定（訪問調査、主治医への意見書依頼、介護認定審査会）、サービスの質の確保・向上、事業者の育成といった事業運営に関しては沖縄県介護保険広域連合が主幹となり行っております。

(1)南城市の介護保険サービスの現状

①高齢者人口（第1号被保険者）の状況　（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
南城市人口	45,530	46,009	46,498	47,004	47,318
内65歳～75歳未満	6,413	6,333	6,386	6,313	6,217
内75歳以上	5,455	5,665	5,850	6,088	6,404
高齢化率	26.07%	26.08%	26.32%	26.38%	26.67%

毎年度末

②介護保険要介護（要支援）認定者の状況　（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
第１号被保険者	2,162	2,144	2,204	2,256	2,336
第２号被保険者	62	55	48	44	50
総　数	2,224	2,199	2,252	2,300	2,386
第1号被保険者（認定率）	18.21%	17.87%	18.01%	18.19%	18.51%

毎年度末

■介護度別（1号被保険者＋2号被保険者）　（単位：人）

要支援	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
令和３年度	162	361	337	354	397	418	195	2,224
令和４年度	172	336	337	345	378	442	189	2,199
令和５年度	161	346	306	428	356	420	235	2,252
令和６年度	180	339	345	396	372	427	241	2,300
令和７年度	168	338	366	440	358	478	238	2,386

毎年度末

介護（介護予防）サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するためには、介護保険の窓口（生きがい推進課）に申請をして「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。

申　請

有効期限があります。

★「要介護認定」★
§申請のときに必要なもの
・第１号被保険者（65歳以上）
→介護保険被保険者証
・第２号被保険者
（40歳以上64歳以下）
新規申請 → 医療保険者証
更新申請 → 医療保険者証と
介護保険被保険者証

★総合事業対象者★
§申請のときに必要なもの
・第１号被保険者（65歳以上）
→介護保険被保険者証

要介護認定

訪問調査　医師の意見

●訪問調査・・・心身の状況を調べるために、本人と介護者などへの聞き取り調査をします。
●医師の意見書・・・心身の障害の原因となっている傷病に関する意見書の記入を依頼します。

介護認定審査会

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。
介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が認定されます。

介護保険サービスが利用できます

要支援１・２
要介護１～５

非該当

認定結果の通知

原則として、申請から30日以内に認定結果が通知されます。

ケアプランの作成

どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプランや介護予防ケアプランを作ります。

事業対象者認定

訪問調査

●訪問調査・・・心身の状況をしらべるために、本人と介護者などへの聞き取り調査をします。

事業対象者

非該当

認定結果の通知

ケアプランの作成

どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプランや介護予防ケアプランを作ります。

サービスの利用

ケアプランや介護予防ケアプランに基づいてサービスを利用します。原則として、費用の１割～３割が利用者負担となります。



１割の利用者負担が高額になったとき（高額介護サービス費）

世帯内で同月内のサービスにかかる利用者負担額（月額）が、一定の上限額を超えたときは、窓口への申請により、超えた分が払い戻されます。

※居住費（滞在費）・食費・日常生活費等は対象となりません。

対　象　者	上限額
年収約1,160万円以上の方	１４０，１００円（世帯）
年収約770万円以上1,160万円未満の方	９３，０００円（世帯）
年収約383万円以上770万円未満の方	４４，４００円（世帯）
一般世帯（上記及び下記以外）	４４，４００円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	２４，６００円（世帯）
・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	２４，６００円（世帯） １５，０００円（個人）
生活保護の受給者の方	１５，０００円（個人）



在宅サービス

§ 通って利用する

※　［　］内は要支援１・２の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※　利用者負担はサービス費用の１割～３割です。

	サービスの内容	費用のめやす
通所介護（デイサービス）	要介護１～５ 通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	・通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満) ※送迎を含む （施設により体制や食費に違いがあります。） 要介護1～5⇒6,580円～11,480円
	要支援１・２　［総合事業　通所型サービス］ 通所介護施設で日常生活上の支援などを行う共通的サービスと、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど）を提供します。	（共通的サービス）※送迎を含む 要支援１⇒1ヵ月　17,980円 要支援２⇒1ヵ月　36,210円 （選択的サービス） 栄養改善、口腔機能向上 など
通所リハビリテーション（デイケア）	要介護１～５ 老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。	・通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満) ※送迎を含む （施設により体制や食費に違いがあります。） 要介護1～5⇒7,620円～13,790円
	要支援１・２ ［介護予防通所リハビリテーション］ 老人保健施設や医療機関等で、共通的サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機の能向上）を提供します。	（共通的サービス）※送迎、入浴を含む 要支援1⇒1ヵ月　22,680円 要支援2⇒1ヵ月　44,280円 （選択的サービス） 栄養改善⇒ 1ヵ月＋2,000円 口腔機能向上⇒ 1ヵ月＋1,500円

介護予防サービス・在宅サービスの支給限度額

支給限度額(月額)

要支援１	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。	50,320円
要支援２	要支援１の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。	105,310円
要介護１	・基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。 ・立ち上がりなどに支えが必要。	167,650円
要介護２	・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。 ・立ち上がりや歩行に支えが必要。	197,050円
要介護３	・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。 ・立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。	270,480円
要介護４	・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 ・立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。 ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	309,380円
要介護５	・日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。 ・立ち上がりや歩行などがほとんどできない。 ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	362,170円

§訪問を受けて利用する ※ [:::] 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※利用負担は原則としてサービスの費用の1割～3割です。

	サービスの内容	費用のめやす
訪問介護（ホームヘルプ）	要介護１～５ ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。	身体介護が中心（30分以上1時間未満～） 1回 ⇒3,870 円～ 生活援助が中心（20分以上45分未満～） 1回 ⇒1,790 円～
	要支援１・２ [:::総合事業 訪問型サービス:::] 利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。	週1回程度の利用　要支援1・2 ⇒1ヵ月　11,680円 週2回程度の利用　要支援1・2 ⇒1ヵ月　23,350円
訪問リハビリテーション	要介護１～５ 居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。	1回 ⇒ 3,080 円
	要支援１・２ [:::介護予防訪問リハビリテーション:::] 居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。	1回 ⇒ 2, 980 円
訪問入浴介護	要介護１～５ 介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。	1回 ⇒ 12,660 円
	要支援１・２ [:::介護予防訪問入浴介護:::] 居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。	1回 ⇒ 8,560 円
訪問看護	要介護１～５ 疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	訪問看護ステーションから（30分未満～） 1回 ⇒ 4,710 円～ 病院または診療所から（30分未満～） 1回 ⇒ 3,990 円～
	要支援１・２ [:::介護予防訪問看護:::] 疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。	訪問看護ステーションから（30分未満～） 1回 ⇒ 4,510 円～ 病院または診療所から（30分未満～） 1回 ⇒ 3,820 円～
居宅療養管理指導	要介護１～５ 医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師または歯科医師などによる指導 医師 （1ヵ月に2回まで）⇒ 5,150 円 歯科医師 （1ヵ月に2回まで）⇒ 5,170 円 etc.
	要支援１・２ [:::介護予防居宅療養管理指導:::] 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。	





§訪問を受けて利用する　※ [::::] 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※利用負担は原則としてサービスの費用の１割～3割です。

	サービスの内容	費用のめやす
住宅改修費支給	要介護１～５　要支援１・２ **介護予防住宅改修支給** 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。	■申請に必要な書類 ○申請書　○理由書　○通帳写し ○領収書　○見積書　○内訳書 ○承諾書　○図面 ○改修前後の写真　○ケアプラン ※改修前に事前協議が必要です！
特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	要介護１～５　要支援１・２ **特定介護予防福祉用具販売** 入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限額として福祉用具購入費を支給します。（申請が必要です） ● 腰掛け便座 ● 入浴補助用具 ● 特殊尿器 ● 移動用リフトのつり具	■申請に必要な書類 ○申請書　○領収書　○通帳写し ○福祉用具パンフレットの写し ○介護保険福祉用具購入を要する理由書 ○居宅サービス計画費（1）（2）表 （ケアマネジャーと契約している場合） ※給付対象となるのは、特定福祉用具販売事業所からの購入に限ります。
福祉用具貸与	要介護　１～５　要支援１・２　**介護予防福祉用具貸与** 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1・2および要介護1の方は、◆印の用具は原則として保険給付の対象となりません。 ● 歩行器　● 歩行補助つえ　● 手すり（工事をともなわないもの） ● スロープ（工事をともなわないもの） ◆ 車いす　◆ 車いす付属品　◆ 特殊寝台 ◆ 特殊寝台付属品　◆ 床ずれ防止用具　◆ 体位変換器 ◆ 認知症老人徘徊感知機器 ◆ 移動用リフト（つり具を除く） 	

§短期間入所する

短期入所生活／療養介護（ショートステイ）	要介護１～５ 福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	1日につき ■介護老人福祉施設（従来型・多床室） 要介護1～5 ⇒6,030円～8,840円 ■介護老人保健施設（多床室） 要介護1～5 ⇒ 8,300円～10,520円
	要支援１・２ **介護予防短期入所生活・療養介護** 福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	1日につき ■介護老人福祉施設（従来型・多床室） 要支援1 ⇒ 4,510円 要支援2 ⇒ 5,610円 ■介護老人保健施設（多床室） 要支援1 ⇒ 6,130円 要支援2 ⇒ 7,740円

※[:::::]内は要支援1･2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

§在宅に近い暮らしをする

	サービスの内容	費用のめやす
特定施設入居者生活介護	要介護１～５ 有料老人ホーム等に入居している高齢者に日常生活上の支援や介護を提供します。	要介護１～５ 1か月あたり 162,600円　～　243,900円
	要支援１・２ 介護予防特定施設入居者生活支援 有料老人ホーム等に入居している高齢者に介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。	1回あたり 要支援1 ⇒ 1,830円 要支援2 ⇒ 3,130円



施設サービス

介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設 （老人保健施設）	介護療養型医療施設 （療養病床等）
常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアをします。	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療施設です。

●居住費（滞在費）、食費のめやす

利用者が負担する額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に住民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用となります。

居住費（滞在費）、食費の標準的な利用料（月額）

食費	多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室
約1,445円	377円	約1,668円	約1,668円	約2,006円



●施設サービス・短期入所の金銭的負担軽減（負担限度額認定：食費・居住費の減額）

所得の低い方は、窓口へ申請すれば、下表の限度額までの負担となります。

所得の低い方の居住費（滞在費）・食費の負担限度額（日額）

	対　象　者	居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額	
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第一段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者等	880円	550円 （380円）	0円	300円	300円
第二段階	・世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が８０万円以下の方	880円	550円 （480円）	430円	390円	600円
第三段階①	・世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が８０万円超１２０万円以下の方	1,370円	1,370円 （880円）	430円	650円	1,000円
第三段階②	・世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が１２０万円以上の方	1,370円	1,370円 （880円）	430円	1,360円	1,300円

※（　）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

※ 施設の設定した居住費（滞在費）・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※ 限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。

南城市地域密着型サービス事業

身近な日常生活圏域（南城市内）にサービスの拠点をつくり、高齢者に安心して住みなれた地域での生活を継続して頂くため、南城市では 下記のサービスを提供して在宅生活を支援していきます!!
※原則として、日常生活圏域外（市外）のサービスは受けることが出来ません。

★認知症対応型共同生活介護（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）　要介護１～５　計4ﾕﾆｯﾄ／36名
☆介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）　要支援２

認知症の高齢者が家庭的な環境の中で、専門スタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

（令和8年4月1日現在）

名　　称	対象者数	対象者	所　　在	電話番号	ＦＡＸ番号
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ 美ら里さしき	1ﾕﾆｯﾄ／ ９名	要介護１～５ 要支援２	佐敷字屋比久44番地	947-0034	947-0034
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ あまね	1ﾕﾆｯﾄ／ ９名	要介護１～５ 要支援２	玉城字屋嘉部455番地１	852-6125	852-6126
東雲の丘 ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	2ﾕﾆｯﾄ／ １８名	要介護１～５	大里字大城1392番地	946-2051	946-1128

※東雲の丘グループホームは、R7.1.1～R7.12.31まで事業所休止

★認知症対応型通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）　要介護１～５　計1施設／12名
☆介護予防認知症対応型通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）　要支援１・２

認知症の高齢者を対象に、入浴・食事等の日常生活のお世話や機能訓練等、少人数制でより専門的なケアを提供することができる通所介護です。

（令和8年4月1日現在）

名　　称	対象者数	対象者	所在地	電話番号	FAX番号
デイサービス あまね	１２名／日	要介護1～5 要支援1・2	玉城字屋嘉部455番地１	852-6231	852-6126
東雲の丘 グループホームデイサービス	６名／日	要介護1～5 要支援1・2	大里字大城1392番地	946-2051	946-1128

※東雲の丘グループホームデイサービスは、R5.1.1～ 事業所休止

★小規模多機能型居宅介護　要介護１～５
☆介護予防小規模多機能型居宅介護　要支援１・２

日中の通所サービスを中心に利用者の状態や希望に応じて訪問や宿泊サービスを組み合わせて多機能なサービスを提供し、在宅生活を支援します。

（令和8年4月1日現在）

名　　称	対象者数	対象者	所　　在	電話番号	FAX番号
東雲の丘小規模 多機能型居宅介護	定員25名 （宿泊５名）	要介護１～５ 要支援１・２	大里字大城1392番地	946-2051	946-1128

★地域密着型通所介護

要介護　１～５
要支援　１・２
総合事業対象者

利用定員18人以下の小規模なデイサービスで、通常のデイサービスと同様、食事や入浴、レクリエーションや機能訓練などのサービスが提供されます。

（令和8年4月1日現在）

名　　称	対象者	所　　在	電話番号	FAX番号
デイサービスすまいるLife	要介護１～５ 要支援１・２ 総合事業対象者	佐敷字新開1番地114	988-1061	988-1062
デイサービス凛 RIN		佐敷字津波古937-1	947-2323	947-2324
デイサービスすまいる南城		字つきしろ1739番地43	948-7765	948-7762
デイサービスまんぐろーぶ		知念字知念614番地	852-6556	852-6555
かふぇてりあ 愛日和　デイサービス		玉城字愛地361番地	948-4071	948-4072
運動型デイサービスR.Core		玉城字船越773-１	988-9705	988-9706
ハピネス百名		玉城字百名7番地	917-1366	917-1367
リハビリデイなんじょう		大里字大城834番地	988-3886	988-3887
デイサービスはいさい		佐敷字津波古1354-1	852-5255	852-5250

★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

原則、要介護３以上

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

（令和8年4月1日現在）

名　　称	対象者数	対象者	所　　在	電話番号	FAX番号
しらゆりの園　地域密着型特別養護老人ホーム　おおざと	定員29名	原則 要介護３以上	大里字古堅820番地1	917-0624	917-0624

★地域密着型特定施設入居者生活介護

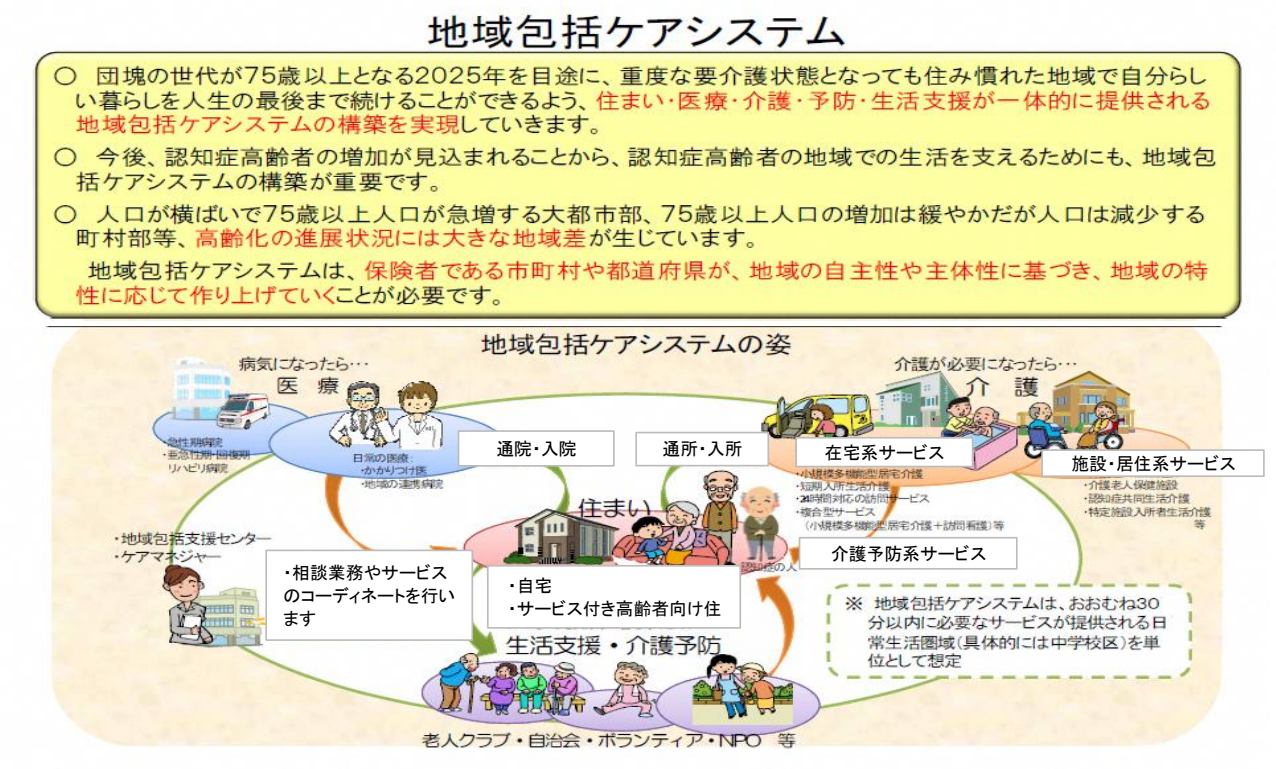
要介護　１～５

地域密着型特定施設入居者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

（令和8年4月1日現在）

名　　称	対象者数	対象者	所　　在	電話番号	FAX番号
しらゆりの園地域密着型介護付有料老人ホームおおざと	定員29名	要介護１～５	大里字古堅822番地	963-6145	945-8341

４．包括的支援事業



地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師（又は看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職を配置して、３職種によるチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う事により、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

地域の方々の身近な相談窓口として、より充実した高齢者等への支援を行うため、令和4年度より市内を東西2つのエリアに分け、地域型センターを設置しました。

【南城市地域包括支援センター】

基幹型センター：月～金（土・日・祝祭日休み）　午前8:30～午後5:15まで

南城市地域包括支援センター

住所：　南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所１階　生きがい推進課内

☎　098-917-5489





地域型センター　：月～土（日・祝祭日休み）　午前8:30～午後5:30まで

【東地区】南城市地域包括支援センターしらゆり

住　所　：南城市佐敷字津波古４３２番地（南城つはこクリニック向かい）

☎　098-988-0638

担当地区　：佐敷地区、知念地区、玉城地区（親慶原、喜良原、仲村渠、垣花）

【西地区】南城市地域包括支援センター東雲の丘

住　所　：南城市大里字大城１３９２番地　特別養護老人ホーム東雲の丘 ２階

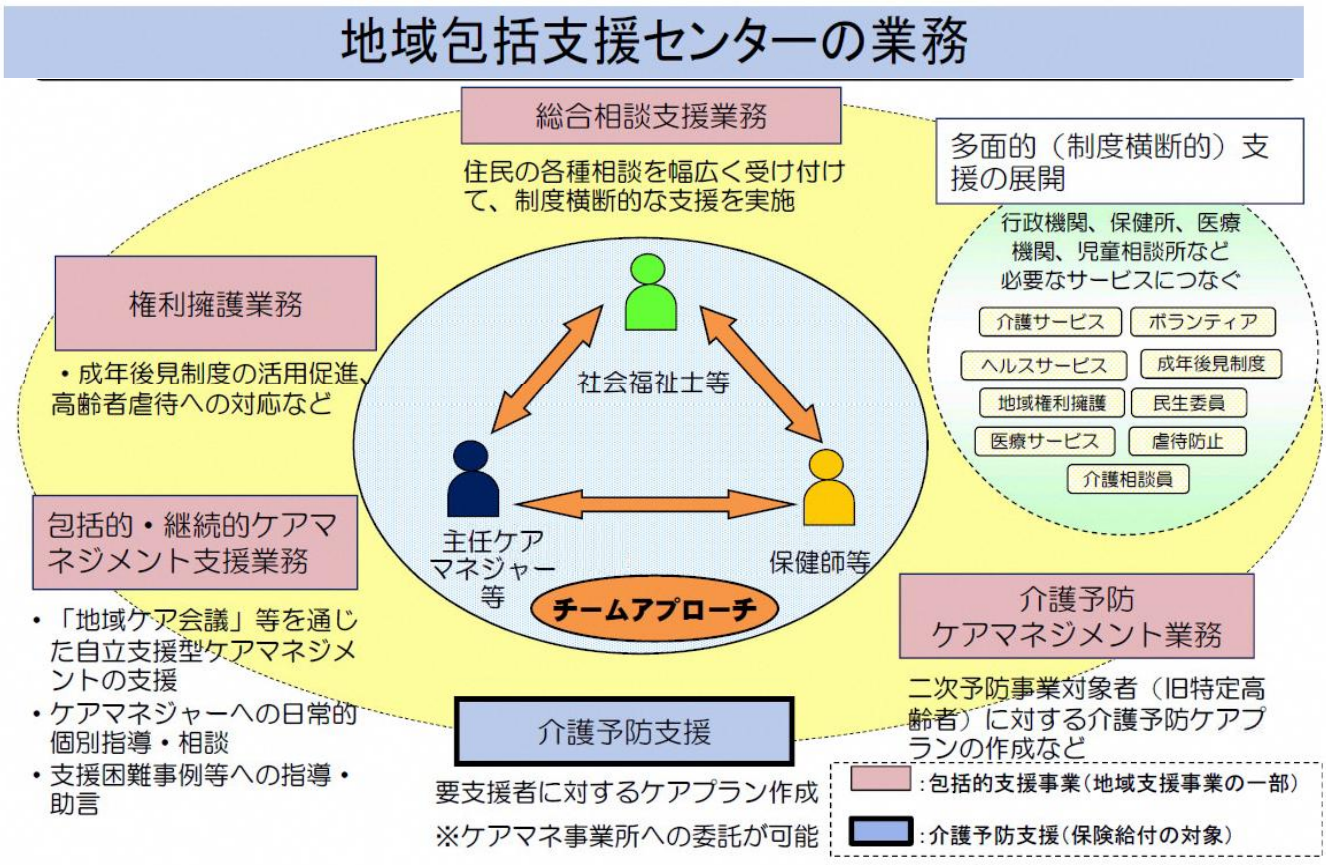
☎　098-987-6669　　（夜間・休日）☎　098-946-2051

担当地区　：大里地区、玉城地区（親慶原、喜良原、仲村渠、垣花を除く）

≪業務内容≫

≪令和７年度総合相談内訳≫

（１）総合相談支援業務
（２）介護予防ケアマネジメント業務（プランＡ）
（３）権利擁護業務
（４）包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
（５）介護予防支援業務
（６）多面的（制度横断的）支援の展開
（７）その他



（1）総合相談支援業務

「地域包括支援センター」は、地域にお住いの高齢者やそのご家族の皆さまが、日常生活で起こるさまざまなお悩みや心配ごとなどを受け付けする『総合相談窓口』です。
南城市の高齢者の方々が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自分らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び各種制度の横断的な利用に繋ぐための、総合的な相談支援を行います。

≪業務内容≫

初期段階での相談対応及び、専門的・継続的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築や地域の高齢者の状況の実態把握を行います。
（相談業務のワンストップサービスの実施）

●総合相談

≪実績≫（過去5年間の相談件数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談件数	16,441	6,710	6,817	7,470	9,215

※令和3年度までは延べ件数。令和4年度より実件数で報告します。

≪令和７年度総合相談内訳≫
①相談方法内訳（実件数）

	基幹型	地域型		全体件数	割　合
		しらゆり	東雲の丘		
電話相談	263	2,044	2,563	4,870	52.8%
自宅訪問	91	1,200	1,643	2,934	31.8%
来庁相談	93	502	188	783	8.5%
文書		2	5	7	0.1%
会議	19	106	137	262	2.8%
受診同行		77	36	113	1.2%
その他	8	61	177	246	2.7%
合　　計	474	3,992	4,749	9,215	100.0%

・相談方法は、電話が多くを占め、次いで訪問、来庁の順となっています。
・その他は、情報提供、研修、苦情等についての相談となっています。

②相談内容・目的

	延べ件数	割合
介護保険サービスに関すること	1,758	18.6%
保健福祉サービス、連携に関すること	350	2.9%
生活に関すること	1,728	17.0%
医療機関に関すること	899	10.4%
実態把握に関すること	316	3.4%
認知症の高齢者に関すること	461	5.0%
保健指導に関すること	56	0.6%
予防（総合事業）に関すること	62	0.7%
事業所支援に関すること	9	0.1%
高齢者虐待に関すること	76	0.8%
権利擁護に関すること	58	0.6%
困難事例への対応に関すること	185	2.0%
連携・後方支援	2,769	30.0%
その他	488	5.3%
合　　計	9,215	100.0%

・R3年度から相談・支援の連携、引継ぎを示すため「連携」についての項目を新設。

③相談経路（実件数）	基幹型	地域型		全体件数	割　合
		しらゆり	東雲の丘		
本 人	251	2,099	1,767	4,117	44.7%
家族等	94	987	1,163	2,244	24.4%
民生委員・公民館	2	21	94	117	1.3%
医療機関	12	351	583	946	10.3%
介護支援専門員	15	199	489	703	7.6%
サービス事業所	11	69	187	267	2.9%
社会福祉協議会	5	57	160	222	2.4%
行政・関係機関	78	164	233	475	5.2%
その他	6	45	73	124	1.3%
合　計	474	3,992	4,749	9,215	100.0%

・相談経路は、本人・家族等からの相談が7割を占め、次いで医療機関、介護支援専門員の順となっています。

・その他の内訳としては、近隣住民や匿名希望者の方からの相談となっています。

（２）権利擁護業務

高齢者の人権（尊厳）や財産等の権利を守ることは、超高齢社会においてとても重要なことです。今後、高齢者が増加することが予測されていること、さらに認知症や失語症など、コミュニケーションが困難な状態になったり、判断能力が低下した場合には、家族や成年後見人、地域の方のサポートが必要となってきます。

≪業務内容≫

認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対し、権利擁護に関する相談を実施、また高齢者虐待に関する相談、支援等を行っています。

社会福祉士等が権利擁護に関する研修に参加することでスキルアップに努め、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

●高齢者虐待

≪実績≫（過去5年間の通報件数）　（単位：件）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
通報		9	9	15	9	18
	虐待認定	1	4	5	6	11
	虐待疑い	8	5	10	3	7

●成年後見制度利用支援

≪実績≫（過去5年間の通報件数）　（単位：件）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談件数	28	42	51	66	58
市長申立件数	0	3	2	2	0

・親族等、身寄りのない高齢者が、成年後見制度利用申請する場合、必要に応じて親族等に代わり市長が申し立てをすることができます。

※老人福祉法第32 条「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」

●高齢者虐待防止ネットワーク協議会

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会（年１回）を開催し、対応を協議しています。（平成19年10月1日設置）

≪業務内容≫

高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応策に関すること。相談体制に関すること。関係諸機関の連携強化に関すること。啓発活動に関すること。その他の事項について協議します。

※虐待には、叩く・殴る・縛るなどの『身体的な虐待』の他に、怒鳴る・無視する・罵るなどの『心理的虐待』や、食事を与えない・不潔な環境におく・医療を受けさせないなどの『放棄・放任（ネグレクト）』、また、『性的虐待』、『経済的虐待』など、さまざまなケースがあり、相談内容についても多様化しています。
『虐待』は、された方だけでなく、してしまった方へのケアやサポートが必要な場合もあるため、高齢者を支える家族等も含めた総合支援をしています。

（3）包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう主治医と介護支援専門員との連携の他、様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行います。

●ケアマネ連絡会（沖縄県介護支援専門員協会南部支部と共催）

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言や研修会、勉強会の開催を行います。

≪実績≫（過去5年間の研修会・勉強会開催回数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
回数	10	12	17	18	15

※令和3年度から引き続き、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、また関連する連携先を対象に「ちょっ得勉強会」と題して毎月第3水曜日にオンライン勉強会を開催しました。地域の居宅介護支援事業所の事例検討会（4回）を共催、研修会の共催（集合研修3回、オンライン研修8回）を行いました。

≪令和７年度総合相談内訳≫

介護保険における予防給付の対象となる要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行います。

※指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）を、居宅介護支援事業所に一部委託しています。

①≪指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント実績≫（過去5年間の利用者数）

事業所		実・延人員	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
南城市地域包括支援センター担当分合計		実人員	281	292	324	358	416
		延人員	2,070	2,432	3,626	3,149	3,639
内訳	南城市地域包括支援センターしらゆり	実人員		148	139	178	196
		延人員		1,187	1,327	1,524	1,739
	南城市地域包括支援センター東雲の丘	実人員		138	166	177	218
		延人員		1,167	2,247	1,596	1,878
	南城市地域包括支援センター基幹型	実人員	281	6	5	3	2
		延人員	2,070	78	52	29	22
居宅事業所委託分		実人員	313	260	246	210	220
		延人員	2,435	2,209	1,992	1,389	1,804
総合計		実人員	594	552	570	568	636
		延人員	4,505	4,641	5,618	4,538	5,443

※令和7年度の南城市地域包括支援センター担当分と居宅事業所委託分との実人員の割合は65：35となっています。

②≪介護予防ケアマネジメント業務（プランA）実績≫（過去5年間の実績件数）

			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総合事業ケアプラン作成件数	全体		1,384	1,363	1,373	1,349	1,450
	基幹型			9	0	0	1
	地域型	しらゆり		682	679	681	801
		東雲の丘		672	694	668	648
基本チエックリスト調査数			501	454	381	374	367
チェックリスト該当者			481	434	360	361	363

介護予防ケアマネジメント業務は、保健師等が総合事業対象者（基本チェックリスト該当者）、要支援認定者を対象に、介護予防及び日常生活支援を行い、本人の状態や置かれている環境等に応じて、いつまでも自立した生活を送ることが出来るよう、地域支援事業の紹介やケアプランを作成します。

・がんじゅう教室や、ご自宅への訪問等で基本チェックリスト調査を実施し、南城市社会福祉協議会・民生委員等関係機関と連携し、支援が必要な高齢者の情報収集を実施。
・令和3年度は地域包括支援センター地域型開設に向けた相談やケアプラン作成に伴い、基本チェックリスト調査数が増加しています。
・令和3年度までは地域包括支援センターを直営で運営しているため基幹型・地域型の数値はなし。

（４）多面的（制度横断的）支援の展開

●在宅医療・介護連携推進事業

沖縄県地域医療構想との整合性を図りつつ、地域医療関係機関との情報共有を図るとともに、各医療機関や地域の医師会とのネットワークの構築に向けた取組を進めるため在宅医療と介護の連携体制の構築に向けた個別項目の推進を図る。

委託先の南部地区医師会と連携して市独自の課題の抽出と解決策の検討を行い、住み慣れた地域で医療、介護サービスがスムーズに受けられるよう、体制整備と連携の強化を図ります。

≪実施状況≫

◆事業委託先　:一般社団法人　南部地区医師会（平成29年度より）

南部６市町：南城市、糸満市、豊見城市、南風原町、八重瀬町、与那原町と合同で委託

≪事業委託項目・実績≫

1　在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案医療・介護関係者に対する周知を行う

【現状分析・課題抽出・施策立案】

（１）地域の医療・介護資源の把握（情報収集、整理、活用）

① ホームページ運用（検索機能の向上、迅速な情報発信）
② 医療・介護おたすけマップによる医療・介護資源情報の提供
③ 紙媒体の医療・介護資源リストの作成、活用促進
④ 地域の医療・介護資源に関するサービス内容等実態調査

（２）在宅医療・介護連携の課題抽出、対応策の検討

① 南部地区在宅医療支援ネットワーク協議会（年2回）
② 南部地区在宅医療・介護連携推進事業担当者連絡会議（年6回）
③ ACPや看取り、急変時対応などテーマごとにワーキンググループを設置し、課題と対応策について協議する。

（３）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

① 救急連携ワーキンググループを設置し、課題の共有、対応策を協議する。
② 摂食嚥下障害や栄養について医療・介護関係者の理解を深め、高齢者が最期まで「口から食べることへの支援」を提供できる多職種協働の体制を 構築する。
③ 入退院支援ワーキンググループを設置し、入退院支援連携に関する具体的な取り組みを企画立案する。

2　地域の医療・介護関係者からの在宅医療介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う

【対応策の実施】

（１）在宅医療・介護連携に関する相談支援

① 専用相談窓口の設置（コーディネーターの配置）
② 受付けた相談内容や地域の在宅医療・介護連携に関する現状について情報を共有し、南部6市町及び地域包括支援センター（委託）と緊密な連携を図る。
③ 各市町の地域ケア会議等へ参加、個別事例を通じて医療・介護連携 の支援を行う。

3　在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う

【対応策の実施】

（１）地域住民への普及啓発

① 住民向け公開講座の開催 （R7.8.27 開催）
「若々しさを保つ『シニア世代』の美と健康！～栄養と食事法で自分磨き～」
② 住民や民生委員などを対象とした命ゆい出前講座 （令和7年度7回）
③ 社会福祉協議会や老人クラブなどの会合や勉強会へ出向き、地域の医療・介護資源について紹介する。

4　１）　医療・介護関係者間の情報の共有を支援する

２）　医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う

【対応策の実施】

（１）医療・介護関係者の研修

① 日常の療養支援　② 急変時対応（救急連携）　③ 入退院支援　④ 看取りやACP、意思決定支援
⑤ 認知症　⑥ 食支援　⑦ 感染症に関すること

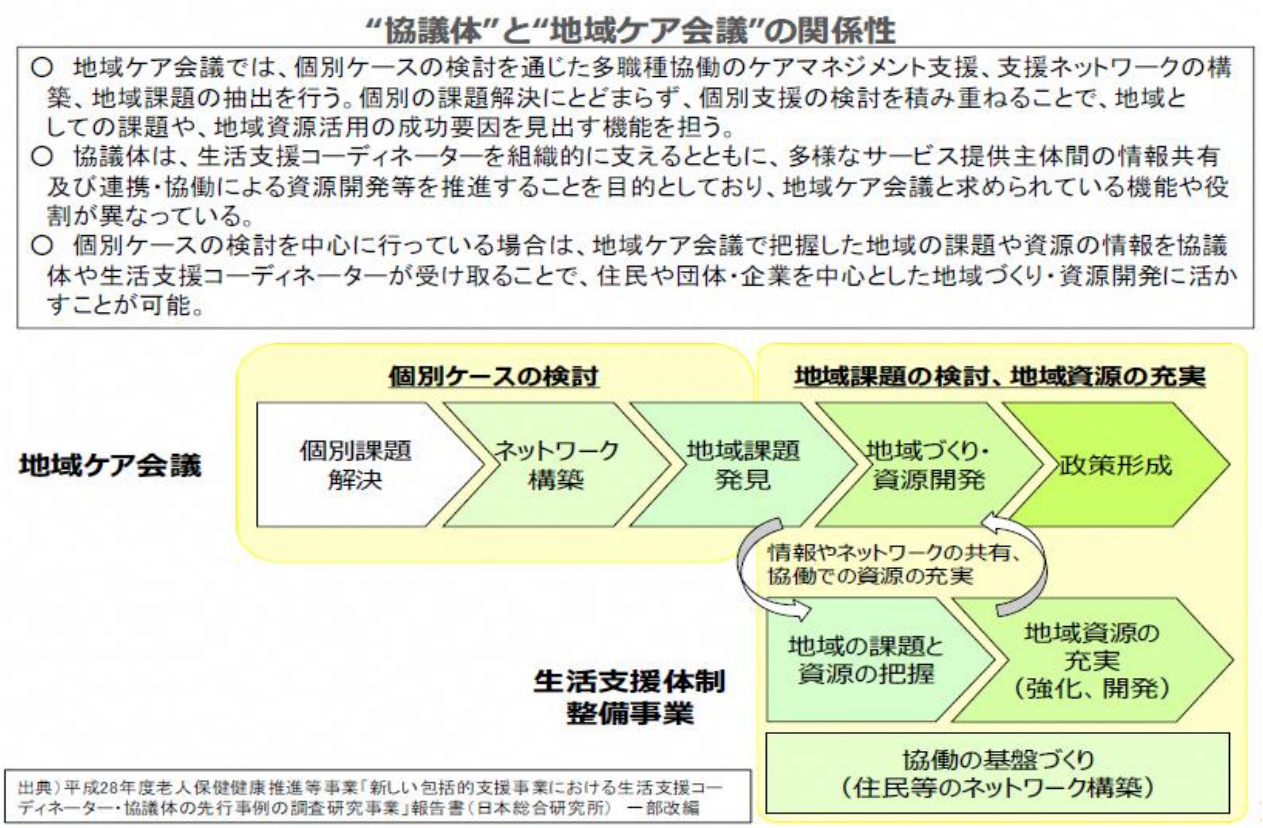
事業実績報告を提出し事業評価を行います。

●南城市地域包括ケア推進協議会（地域包括支援センター運営推進協議会を兼ねる）

地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営及び公正・中立性の確保を図るため、必要な事項について検討します。センターの設置、運営及び評価に関すること、職員の確保に関すること、地域におけるその他の機関とのネットワーク形成に関することについて協議します。

≪実績≫（過去5年間の開催回数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
回数	2	1	2	2	2



≪南城市地域ケア会議　構成図

【南城市地域包括ケア推進協議会（地域包括支援センター運営推進協議会を兼ねる）】

地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、「地域包括ケアシステム」を総合的に整備・推進することを目的に、保健、医療、福祉及び介護の連携強化及び地域ネットワーク構築に関することや、地域ケア会議より提起された地域課題の対応等に方向性を示す事で、地域包括ケアシステム構築に向けて各種計画へ反映させ、具体的な施策形成に繋げる役割等を担っています。

≪構成員≫保健・医療・介護・福祉関係者、学識経験者、地域の支援団体代表者等
≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型）

【南城市地域ケア会議】

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、保健・医療・介護・福祉等の専門職や関係機関、民生委員等地域の関係団体などで構成される会議で、高齢者の個別支援の充実と、それを支える地域づくりを推進します。
また、地域の関係機関との連携や地域課題の抽出、地域のネットワークの形成、社会資源等の開発等の役割を担っています。

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型）

≪生活支援体制整備事業第１層協議体・包括ケア会議≫

【包括ケア会議】

個別ケア会議、自立支援ケア会議、生活支援体制整備事業での検討を踏まえ、各関係者が地域における自立した日常生活の支援のために必要な施策及び事業について検討する。

≪構成員≫地域の保健・医療、介護・福祉団体の代表者及び市民の代表者、行政機関関係職員、南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）等

≪生活支援体制整備事業≫

【第１層（市内全域）】

第２層・第3層の協議体から提起された課題や対応等について、方向性を示していく役割を担います。
≪構成員≫包括ケア会議の構成員が兼務

≪事務局≫南城市地域包括支援センター(基幹型)

【第2層（日常生活圏域）】

各地域に生活支援コーディネーターを配置し、各地域における実態把握・地域課題の抽出、生活支援のあり方、地域見守り体制の構築等を担います。
地域毎に全体協議体を開催
：佐敷・知念・玉城・大里南・大里北・久高

≪事務局≫南城市社会福祉協議会に業務委託

【第３層（個別単位）】

地域支えあい支援事業等や日々の連携の中で見つけた課題や気づきなどを自治会単位で地域ケア会議（自立支援ケア会議・個別ケア会議等）へ情報提供・提案する。
≪構成員≫市民、区長・自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険サービス事業所など

≪事務局≫南城市社会福祉協議会

【自立支援ケア会議】

居宅サービス計画の内容の妥当性などについて、医療及び介護等の専門職が協働して自立支援及び重度化防止に資する観点から検討する。
≪構成員≫個別課題の解決に資する必要最小限の関係者のみ（非公開）

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）

【個別ケア会議】

多職種協働による支援困難な高齢者等の個別課題の解決や各種サービスの調整等。
≪構成員≫個別課題の解決に資する必要最小限の関係者のみ（非公開）

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）

●生活支援体制整備事業

第１層（市町村区域）及び第２層（日常生活圏域）における生活支援コーディネーターの配置や協議体（多様な主体が参画する情報共有、連携強化の場）を設置し、地域課題、社会資源の把握や多様な職種や関係者との連携・協働による地域包括支援ネットワークの構築推進を図ることを目的としています。地域における生活支援の担い手の育成やサービスの開発等を行うとともに、高齢者の社会参加及び生活支援サービスの体制整備を図ります。

≪令和７年度実施状況≫

◆事業委託先　：　南城市社会福祉協議会

【第１層・第２層協議体の開催】

日時：令和８年３月６日（金）１４：００～　１１６名参加（地域住民、第１層関係者）

（１）高齢者を取り巻く南城市の現状

（２）地域の取り組み報告

（３）情報交換会

（４）アンケート

【地域の取り組み報告】

・発災時における地域支え合いの実践報告、買い物移動支援の取組、支え合い委員会（草刈り、片付け等）活動報告など

・第１層コーディネーターを行政に１人配置、第２層コーディネーターを社会福祉協議会に５名配置（兼務）しており、それぞれのコーディネーターが定期的に情報共有会議を開催し、社会資源の把握、開発について協議を行った。

●認知症総合支援事業（初期集中支援チーム）

医療や介護に関わる関係機関等が、認知症対応力の向上や指導助言を行うための各種事業の充実に向けた支援を行います。認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のなかで暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。又、「認知症地域支援推進員」を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の関係機関の連携支援や認知症の人やそのご家族への相談業務等を行います。

令和７年度は沖縄県認知症サポート医の宮城航一先生を南城市、南風原町、八重瀬町合同認知症初期集中支援チーム医として招聘し、毎月第４木曜日を定例日として開催しました。

≪実績≫（初期集中支援チームの会議回数と認知症地域支援推進員の登録者数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
認知症初期集中支援チーム員（人）	3	4	5	5	7
初期集中支援チーム員会議（回）	4	11	11	11	11
支援対象者数（人）	1	3	1	1	1
認知症地域支援推進員登録者数（人）	3	3	4	5	6
キャラバン・メイト新規登録者数（人）	0	2	5	1	1

・南城市では、71人の方がキャラバン・メイトとして登録されています。

（6）その他

地域包括支援センターの行う事業を効率的かつ効果的に実施するに当たり、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備のため、連携体制を支えるものとして、「地域包括支援ネットワーク」を構築します。

●南城市地域支え合い支援事業

近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時における要援護者の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域で支え合い安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域住民の相互扶助、見守りネットワークの体制の確立を図ります。（平成20年度から実施し、令和7年度で終了しています）

≪実施状況≫

◆実施主体　：　南城市、南城市社会福祉協議会、南城市民生委員児童委員連絡協議会

≪実績≫（過去5年間の自治会数・登録者数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
自治会数（件）	19	18	18	20	25
登録者数（人）	56	55	55	58	45

●認知症カフェ

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、2か所の各地域型センターで認知症カフェを開催しました。

≪令和７年度実績≫

開催回数：　3回

参加者数：　52人（認知症の本人、家族）

※開催回数、参加者数は2か所の地域型センターで開催した回数と参加者数を合計しています。

●見守りシールの交付（令和4年度より実施）

認知症等の帰宅困難高齢者等へＱＲコード（二次元バーコード）を印刷したシールを交付し、帰宅困難高齢者等の早期発見、保護及び引渡しを図ることで、家族ならびに介護者等の精神的負担の軽減に資することを目的としています。また、市民への周知、管轄の警察署、消防署、地域型センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、見守り体制の強化に努めます。

◆実施主体　：南城市地域包括支援センター基幹型（生きがい推進課）

≪令和７年度実績≫

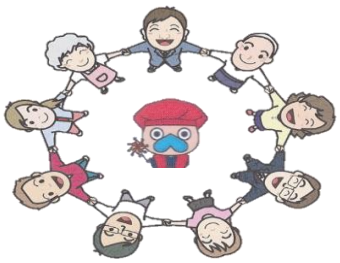
見守りシール交付者数：4人（認知症高齢者）

●南城市地域見守りネットワーク事業

地域住民やライフライン事業者等との相互関係により、高齢者、障がい者、その他見守りを必要とする者の安否及び異変の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、要援護者が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的として、見守り協定を締結しています。

≪見守り協定締結事業者：１６か所≫　※順不同

沖縄県農業協同組合　南城支店	社会福祉法人立命会　しらゆりの園	佐敷郵便局
沖縄県農業協同組合　佐敷支店	社会福祉法人憲章会　東雲の丘	知念郵便局
沖縄県農業協同組合　玉城支店	生活協同組合　コープおきなわ	大里郵便局
琉球新報社南城市販売店主会	ヤクルト西原センター	
沖縄タイムス社南城市販売店主会	ヤクルトやえせセンター	
沖縄電力株式会社 那覇支店	株式会社スズケン	
株式会社シニアライフクリエイト		



≪協力機関：８か所≫　※順不同

南城市社会福祉協議会	南城市区長会
南城市社会福祉関係機関団体連絡会	与那原警察署
南城市老人クラブ連合会	南城市民生委員児童委員連絡協議会
島尻消防組合	沖縄県農業協同組合　東風平ＬＰガスセンター

令和8年3月末現在

●認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定

認知症高齢者等の問題化が多様化している現状を踏まえ、認知症高齢者の行方不明事案を察知した際の迅速な手配と発見時の正確な身元特定など、行政と警察が相互連携して取り組むことにより、認知症高齢者等やその家族の安全な暮らしの確保を目的としています。

≪協定書締結≫

◆協定書締結先：与那原警察署（平成29年2月21日締結）

●地域における協力に関する協定

南城市と郵便局が協定を締結し、郵便局や地域住民との相互関係により、高齢者、障がい者、その他見守りを必要とする者（以下「要援護者」という。）の安否及び道路の異変や不法投棄、の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、南城市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

≪協定書締結≫

◆協定書締結先：日本郵便株式会社南風原中郵便局、玉城郵便局（平成29年2月21日締結）

●災害時における要配慮者の緊急受入に関する協定

南城市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に市と福祉法人等が相互に協力することにより、要配慮者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的に、協定を締結しています。

≪協定書締結：４か所≫

◆協定書締結先：（平成25年3月29日締結）　特別養護老人ホーム小谷園
特別養護老人ホームしらゆりの園
特別養護老人ホーム朝日の家
特別養護老人ホーム東雲の丘

●南城市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害時対策基本法の改正において、市町村は、高齢者や障がい者、外国人、妊産婦や乳幼児等の要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿を作成しておくことが義務付けられた。

本計画は、南城市地域防災計画の下位計画として避難支援に関する事項を具体化するもので、避難行動要支援者自身や家族による「自助」、隣人や友人など地域で備え助け合う「共助」、公的機関による「公助」、それぞれの役割を踏まえ、相互の連携と支援のあり方を明確にし、避難行動要支援者を含む要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることを目的として令和３年４月に策定しています。

○状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
避難行動要支援者数（人）	1,488	1,100	1,203	1,265	1,309
協定書締結自治会数（件）	―	35	35	36	46

※避難行動要支援者名簿については、災害発生時又は発生のおそれのある場合に迅速な避難行動要支援者への支援が行えるよう、平常時から避難支援組織へ提供するために「避難行動要支援者の個人情報の取り扱いに関する協定書」を自治会、市社会福祉協議会、島尻消防、与那原警察署と締結しています。

生　活　保　護

１．生活保護の制度

(1)生活保護制度の目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との基本理念に基づき、生活保護法によって実施される制度です。

生活保護法はその目的として「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」と規定し保護を国の直接責任で実施することとしています。

(2)生活保護の原理

①無差別平等の原理

すべての国民は、生活保護法に定める要件を満たす限り、生活保護法による保護を無差別平等に受けることができる。

②最低生活の原理

生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

③補足性の原理

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(3)生活保護の原則

①申請保護の原則

保護は、保護を必要とする者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始する。

②基準及び程度の原則

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した保護を必要とする者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に行う。

③必要即応の原則

保護は、保護を必要とする者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行う。

④世帯単位の原則

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(4)生活保護の種類と範囲

生活保護の給付は、8つの扶助により構成されており、この中で保護の対象となる世帯が必要とするものが対象となります。

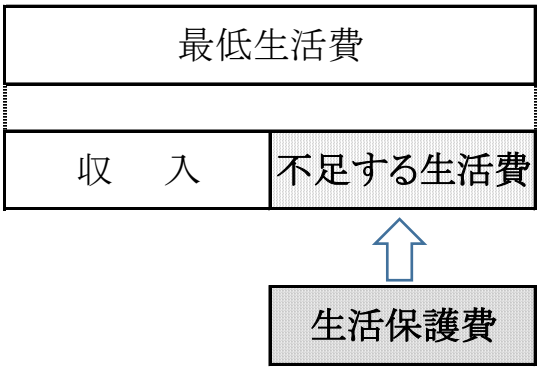
①生活扶助（衣食その他日常生活に必要なものの給付）
②教育扶助（義務教育に必要な学用品、教材費等の給付）
③住宅扶助（家賃、地代、住宅補修代等の給付）
④医療扶助（医療に必要なものの給付）
⑤介護扶助（介護に必要なものの給付）
⑥出産扶助（出産に必要なものの給付）
⑦生業扶助（生業や技能習得に必要なものの給付）
⑧葬祭扶助（葬祭に必要なものの給付）

２．生活保護の決定

(1)生活保護の仕組み

保護の対象となる世帯が必要とする最低生活費の金額（厚生労働大臣が定める基準によって算出）と、世帯の総収入や資産を比較して保護の要否を判断します。

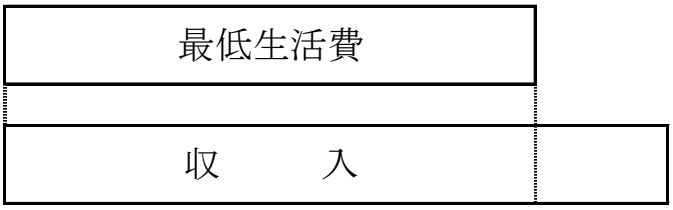
◆ 生活保護が受けられる場合



※最低生活費に対し収入が不足するため、生活保護が受けられます。

※不足する生活費を生活保護費で補います。

◆ 生活保護が受けられない場合



※収入が最低生活費を超えるため、生活保護が受けられません。

(2)生活保護の申請と調査

生活保護は、その制度上個人的な秘密にわたる事項まで調査が必要である場合があります。

もちろん、必要最小限度の範囲に限られますが、個人の私生活の場に行政機関が関与することを制度的に前提としております。これは、その世帯の生活実態の把握が生活保護制度の実施上基本的な要素であるからです。

したがって、生活保護の適用にあたっては、まず、専門の相談員が現在の世帯の状況等をお聞きし、個々の実態にあわせた様々な制度の活用を促したり、最終手段として生活保護申請に至る場合でも個々の実情を考慮して行います。

○ 生活保護申請までの手続きは次のようになります。

Ⅰ 社会福祉課の面接相談員へ相談。

↓

Ⅱ 生活保護申請書、その他必要書類の提出。

↓

Ⅲ 福祉事務所の担当員が世帯訪問や関係機関で生活保護の決定に必要な調査を実施。

(3)生活保護の要否判定

①福祉事務所が調査した結果に基づいて、生活保護を適用するかどうか、またどのような保護がどの程度必要なのか等について福祉事務所で検討します。

Ⅰ 生活保護の要否判定は、厚生労働大臣が定めた基準により世帯の最低生活費を計算し、世帯の総収入と比べて決定します。

Ⅱ 最低生活費の基準額は、年齢や世帯の人員等によって金額が定められています。

Ⅲ なお、「世帯」とは原則として同一の住居に居住し、生計を一にしている者の集まりをいい、入院患者や出稼ぎ者等も同じ世帯とします。住民登録上の世帯とは必ずしも一致しません。

②保護の開始又は却下の決定は文書で通知し、面談の上直接説明します。

保護の決定は、申請書を受理した日から14日以内に行いますが、何らかの事情で14日以内に決定できない場合は、30日以内に決定することとなっています。

３．市内の保護動向

(1)市内の被保護世帯、人員、保護率の動向

平成18年1月1日合併による南城市誕生と同時に南城市福祉事務所が設置され、県南部福祉事務所から生活保護受給者がケース移管されました。南城市においては、所得の低さや高齢化の進行が生活に影響を与える要因の下、傷病や高齢などによる収入の減少により生活が困窮した等を理由に保護相談が依然として多い状況です。

令和7年度の保護世帯数と人員数の月平均は、482世帯、543人で、前年度と比較して4世帯の増となっており、保護世帯が年々増加傾向にあることが伺えます。

保護率は平成29年度9.63‰、平成30年度9.60‰と減少傾向にあったが、令和元年度から増加に転じ、令和7年度は11.49‰となっており、令和４年度からほぼ横ばいとなっています。

○被保護世帯、人員、保護率

（単位：世帯・人・‰）

年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	延総数	月平均	延総数	月平均	延総数	月平均	延総数	月平均	延総数	月平均
世帯数	5,063	422	5,468	456	5,514	460	5,734	478	5,787	482
人員	5,921	493	6,519	543	6,497	541	6,658	555	6,514	543
保護率	10.87		11.86		11.67		11.85		11.49	
管内人口	45,530		46,009		46,498		46,954		47,318	

※管内人口については、各年3月末日現在　　※ﾊﾟｰﾐﾙ(‰)は1000分の1を1とする単位である。

(2)生活保護相談・保護開始・保護廃止件数

①生活保護相談の状況

令和7年度の月平均相談件数は11.3件で前年度と比較し1件の減となっています。相談内容では「働きによらない収入減」が46.6%と最も多く、次に「その他」24.3%、「傷病等」18.3%、「働きによる収入減」7.4%、「要介護」3.4%となっています。

○生活保護相談件数

（単位：件・‰）

年　度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	
		延件数（月平均）	延件数（月平均）	延件数（月平均）	延件数（月平均）	延件数（月平均）	構成比 %
相談内容	傷病等	69 (5.8)	65 (5.7)	68 (5.7)	21 (1.8)	27 (2.3)	18.3
	要介護状態			32 (2.7)	22 (1.8)	5 (0.4)	3.4
	離婚	0 (0.0)	2 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	働きによる収入減	12 (1.0)	24 (2.0)	26 (2.2)	11 (0.9)	11 (0.9)	7.4
	働きによらない収入減	57 (4.8)	50 (4.1)	30 (2.5)	72 (6.0)	69 (5.8)	46.6
	その他	14 (1.2)	25 (2.0)	31 (2.6)	25 (2.1)	36 (3.0)	24.3
合　計		152 (12.7)	166 (13.8)	187 (15.6)	151 (12.6)	148 (12.3)	100.0

※「延件数」の計上について、同じ相談者又は同一の世帯員から年度内において相談を受けた全ての回数を計上

②未申請、却下、取下げ理由

令和７年度において保護開始に至らなかった内訳を見ると、未申請が42件で前年度より9件の増、却下が26件で前年度より13件の増、取り下げが6件で前年度より3件の減となっています。

未申請理由は、「後日申請予定」が26件で最も多く、次いで「資産・預金等の活用」となっています。

却下理由は、「資産、預金等の活用」が17件と最も多く、次いで「収入が最低生活費を上回る」となっており、取下げ理由については、「資産、預金等の活用」が5件と最も多く、次いで「他法活用(施設入所を含む)」となっています。

○未申請理由

（単位：世帯）

年度	申請意思なし	他実施機関	世帯員との相談	他法他施策	資産・預金等の活用	後日申請予定	その他	再掲（申請書交付したが未申請）	合計
令和３年度	11	1	0	1	4	26	2	(22)	45
令和４年度	20	2	0	1	3	16	2	(14)	44
令和５年度	26	4	0	3	7	30	6	(18)	76
令和６年度	9	0	0	0	3	21	0	(9)	33
令和７年度	0	0	0	0	6	26	10	(19)	42

○却下理由　（単位：世帯）

年度	他法活用(施設入所を含む)	資産、貯金等の活用	収入が最低生活費を上回る	就労可能	調査拒否調査不能	その他	合計
令和３年度	2	12	1	0	1	0	16
令和４年度	4	12	6	0	2	0	24
令和５年度	3	7	6	0	1	1	18
令和６年度	0	11	1	0	1	0	13
令和７年度	3	17	4	0	0	2	26

○取下げ理由　（単位：世帯）

年度	他法活用(施設入所を含む)	資産、貯金等の活用	稼動能力の活用	扶養義務者の援助	生命保険等の活用	その他	合計
令和３年度	0	4	0	1	0	1	6
令和４年度	2	1	2	1	0	0	6
令和５年度	1	3	1	0	0	0	5
令和６年度	0	5	2	0	1	1	9
令和７年度	1	5	0	0	0	0	6

③保護開始の動向

保護開始の動向については、令和7年度の開始件数は80件で前年度より14件減少しています。

開始理由別にみると「働きによらない収入減」が37.5%と最も高く、次に「傷病等」22.5%、「働きによる収入減」12.5%、「その他」11.3%の順となっています。

○保護開始件数　（単位：件・%）

年度／理由	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		
	件数（月平均）		件数（月平均）		件数（月平均）		件数（月平均）		件数（月平均）		構成比（%）
傷病等	31	(2.6)	38	(3.2)	17	(1.4)	14	(1.2)	18	(1.5)	22.5
要介護状態					12	(1.0)	16	(1.3)	7	(0.6)	8.8
離婚等	0	(0.0)	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0
働きによる収入減	7	(0.6)	10	(0.8)	2	(0.2)	5	(0.4)	10	(0.8)	12.5
働きによらない収入減	36	(3.0)	27	(2.3)	33	(2.8)	39	(3.3)	30	(2.5)	37.5
転入	9	(0.7)	15	(1.2)	16	(1.3)	13	(1.1)	6	(0.5)	7.4
その他	1	(0.1)	4	(0.3)	5	(0.4)	7	(0.6)	9	(0.8)	11.3
合　計	84	(7.0)	95	(7.0)	85	(7.1)	94	(7.8)	80	(6.7)	100.0

④保護廃止の動向

令和7年度における廃止件数71件の内訳は、「死亡」41件、「転出」10件となっており、「死亡」及び「転出」が廃止理由の71.8%と大半を占めています。

○保護廃止件数　（単位：件・%）

年度／理由	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	
	件数（月平均）	件数（月平均）	件数（月平均）	件数（月平均）	件数（月平均）	構成比
傷病の治癒	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0.0
死　　亡	28 (2.3)	40 (3.3)	39 (3.3)	30 (2.5)	41 (3.4)	57.7
失　　踪	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	1 (0.1)	1.4
収　入　増	2 (0.2)	13 (1.1)	6 (0.5)	11 (0.9)	6 (0.5)	8.5
働く者の転入	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.1)	1.4
社会保障給付金の増加	0 (0.0)	1 (0.1)	4 (0.3)	1 (0.1)	2 (0.2)	2.8
仕送り増加	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
引き取り	0 (0.0)	1 (0.1)	2 (0.2)	1 (0.1)	2 (0.2)	2.8
施設入所	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0.0
他　　法	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
その他	0 (0.0)	3 (0.2)	12 (1.0)	6 (0.5)	8 (0.7)	11.3
転　　出	15 (1.3)	17 (1.4)	17 (1.4)	26 (2.2)	10 (0.8)	14.1
計	45 (3.8)	77 (6.4)	82 (6.8)	78 (6.5)	71 (5.9)	100.0

(3)現在の世帯類型

令和7年度の保護世帯類型月平均は、構成比の高い順に「高齢者」333世帯(69.4%)、「その他」59世帯(12.3%)、「障がい者」49世帯（10.2%）、「傷病者」34世帯(7.1%)、「母子」5世帯(1.0%)となっています。

世帯類型の構成比を前年度と比較すると、全ての世帯類型がほぼ横ばいの状態となっています。

○世帯類型の推移　（世帯数と割合）　（単位：件・%）

世帯類型	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度		令和７年度	
	受給世帯（月平均）	受給世帯（月平均）	受給世帯（月平均）	受給世帯（月平均）	構成比（%）	受給世帯（月平均）	構成比（%）
高齢者世帯	3,225 (269)	3,479 (290)	3,656 (305)	3,951 (329)	69.3	3,998 (333)	69.4
母子世帯	81 (7)	132 (11)	127 (11)	101 (8)	1.8	58 (5)	1.0
障がい者世帯	595 (50)	611 (51)	597 (50)	607 (51)	10.6	589 (49)	10.2
傷病者世帯	646 (54)	591 (49)	453 (38)	388 (32)	6.8	412 (34)	7.1
その他	461 (38)	552 (46)	577 (48)	656 (55)	11.5	708 (59)	12.3

※件数については、年度内における受給世帯数、なお、（）内は月平均の世帯数である。

次に生活保護受給期間別の世帯数の分布を見ると、「1年未満」と「1年以上5年未満」の構成比率合計が55.4%となっており、5年未満の受給世帯が全体の約半数を占めています。

世帯類型別では、「高齢者」、「障がい者」は経済的に自立する見込みが限られており、「10年以上」の構成比でも約9割となっています。

高齢化率の上昇に伴い、保護受給期間の長期化はさらに進むことが予測されます。

○世帯類型別保護受給期間　（単位：件・%）

世帯類型	１年未満		1年以上5年未満		5年以上10年未満		10年以上		合　計	
	件数	（構成比）	件数	（構成比）	件数	（構成比）	件数	（構成比）	件数	（構成比）
高齢者世帯	27	(46.6) 8.2	139	(67.5) 42.4	63	(71.6) 19.2	99	(79.2) 30.2	328	(68.8)
母子世帯	2	(3.4) 40.0	2	(1.0) 40.0	1	(1.1) 20.0	0	(0.0) 0.0	5	(1.0)
障がい者世帯	7	(12.1) 14.3	23	(11.2) 46.9	8	(9.1) 16.3	11	(8.8) 22.4	49	(10.3)
傷病者世帯	3	(17.0) 9.1	17	(8.3) 51.5	8	(9.1) 24.2	5	(4.0) 15.2	33	(6.9)
その他	19	(32.8) 30.6	25	(12.1) 40.3	8	(9.1) 12.9	10	(8.0) 16.1	62	(13.0)
計	58	12.2	206	43.2	88	18.4	125	26.2	477	(100)

※構成比上段は受給期間毎の構成比、下段は世帯類型毎の構成比となります。　令和8年4月1日現在

(4)医療扶助

令和7年度の医療扶助人員は月平均で入院56人（前年度比9人増）、入院外432人（前年度比18人減)となっています。

医療扶助決算額は7億515万円で前年度と比較して約1,224万円の増となっており、扶助費総額に占める割合は66.05％（前年度65.21％）で0.84ﾎﾟｲﾝﾄ増加しており、依然として医療扶助額の割合が高い状況にあります。

○医療扶助人員・扶助額

（単位：人・円）

	入院（平均）	入院外（平均）	医療扶助決算額	扶助費総額に占める割合（％）	扶助費総額（円）
令和３年度	40	385	511,352,135	61.59	830,269,466
令和４年度	59	395	552,360,620	61.38	899,946,637
令和５年度	56	411	633,023,552	63.99	989,221,736
令和６年度	47	450	692,910,833	65.21	1,062,562,896
令和７年度	56	432	705,148,448	66.05	1,067,639,736

（統計月報3月分・経理状況報告5月分(決算額)より）

(5)介護扶助

令和7年度の介護扶助受給者は、月平均で在宅149人と前年度より93人減少、施設入所者は30人で前年度より3人増加となっています。

また、介護扶助決算額は約5,468万円で前年度と比較して約307万円の減額となっており、これは令和7年度の在宅介護サービスの受給人数減少によるものと思われます。しかし、被保護世帯の高齢化が進んでいる状況から、今後も介護扶助費の増加が見込まれるため、障害、介護等関係機関と連携を図り、適切な介護サービス等の実施が必要です。

○介護扶助人員・扶助額

（単位：人・円）

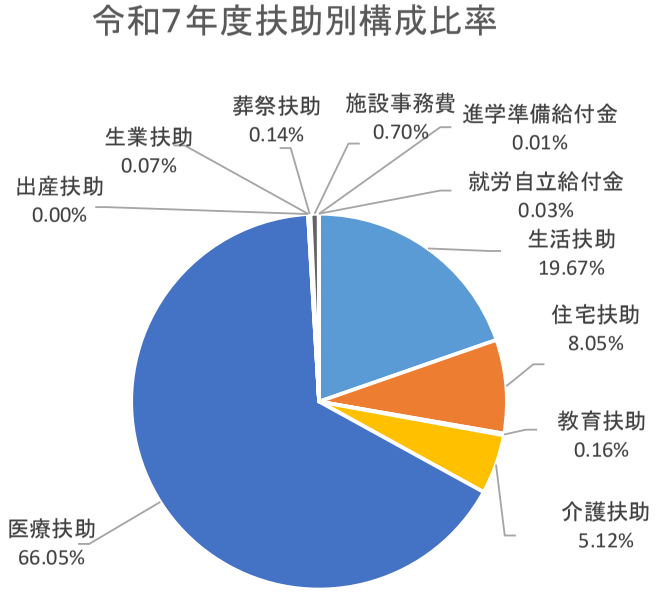
	施設				在宅（平均）	介護扶助決算額
	介護老人福祉施設（平均）	介護老人保健施設（平均）	介護療養型医療施設（平均）	地域密着型介護老人福祉施設（平均）		
令和３年度	19	4	1	1	130	27,231,244
令和４年度	18	2	0	1	138	33,009,098
令和５年度	19	3	0	1	143	45,557,510
令和６年度	20	6	0	1	242	57,735,874
令和７年度	23	7	0	0	149	54,671,222

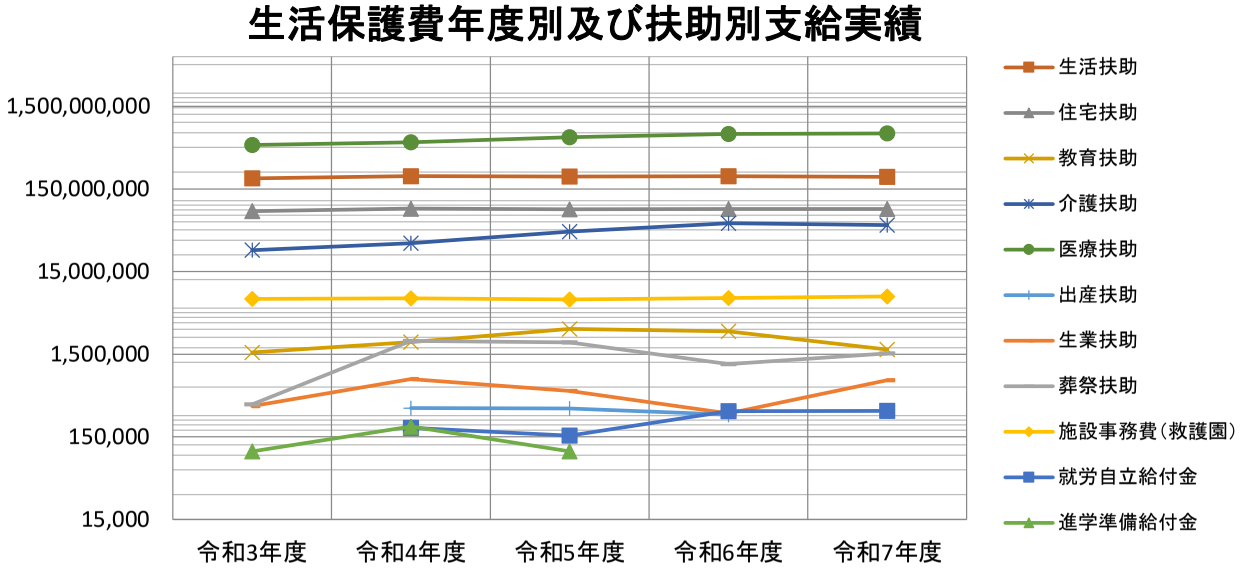
（統計月報3月分、経理状況報告5月分(決算額)より）

生活保護費扶助別の年次推移

区分／年度	保護費								施設事務費（救護園）	就労自立給付金	進学準備給付金	合計
	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助				
令和3年度	201,454,323	80,833,193	1,576,400	27,231,244	511,352,135	0	352,245	370,967	6,998,959	0	100,000	830,269,466
令和4年度	214,769,976	86,926,732	2,106,250	33,009,098	552,360,620	334,640	750,576	2,174,011	7,121,860	192,874	200,000	899,946,637
令和5年度	212,331,220	85,146,505	3,039,546	45,557,510	633,023,552	331,396	539,232	2,093,099	6,904,500	155,176	100,000	989,221,736
令和6年度	213,758,848	86,114,871	2,845,500	57,735,874	692,910,833	278,500	288,140	1,134,444	7,188,500	307,386	0	1,062,562,896
令和7年度	210,038,583	85,985,119	1,707,164	54,671,222	705,148,448	0	730,178	1,540,327	7,509,638	309,057	0	1,067,639,736
月平均	17,503,215	7,165,427	142,264	4,555,935	58,762,371	0	60,848	128,361	625,803	25,755	0	88,969,978
構成比	19.67%	8.05%	0.16%	5.12%	66.05%	0.00%	0.07%	0.14%	0.70%	0.03%	0.00%	100.0%
前年比	98.3%	99.8%	60.0%	94.7%	101.8%	0.0%	253.4%	135.8%	104.5%	100.5%	0.00%	100.5%

（経理状況報告5月分（決算額）より）





社会福祉総務

１．地域福祉

⑴南城市地域福祉計画「第４次いきいき南城しあわせプラン」

本計画は年齢や身体の状況で区切った縦割りの福祉の観点ではなく、様々な福祉と関係する地域福祉のあり方や体制づくりを横断的に進める計画です。そこで、行政のみではなく自治会や地域の各種団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関等が相互の役割を理解し協働で地域福祉を推進していくことをめざし、「第４次いきいき南城しあわせプラン」に基づき事業を推進していきます。計画期間は、令和７年度から令和１１年度までの５ヵ年計画です。

今後、地域福祉コーディネーターを中心に子どもや高齢者、障がい者等あらゆる地域住民のニーズを把握しながら、自治会や地域団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関等との情報交換をとおして取り組んでいきます。具体的には「住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる」等の３つの基本目標を掲げ、推進事業を行います。

２．民生委員・児童委員

⑴民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、かつ自治会担当として県知事から委嘱された任期３年の特別職の地方公務員（無報酬）です。

南城市では、令和８年４月１日現在、定員９５名に対し７５名の民生委員が社会福祉増進のため奉仕の精神に基づき、生活に困った方、体の不自由な方、一人暮らし高齢者の方等からさまざまな相談に応じ的確な支援を行うとともに、相談者と行政機関のパイプ役として地域に根ざした活動をしています。

さらに、民生委員は「児童福祉法」による児童委員も兼ねており、児童問題への関わりや地域の社会調査等の活動も行っています。平成６年１月に児童問題を専門に担当する主任児童委員制度が発足し、南城市では７名の主任児童委員が活動しています。

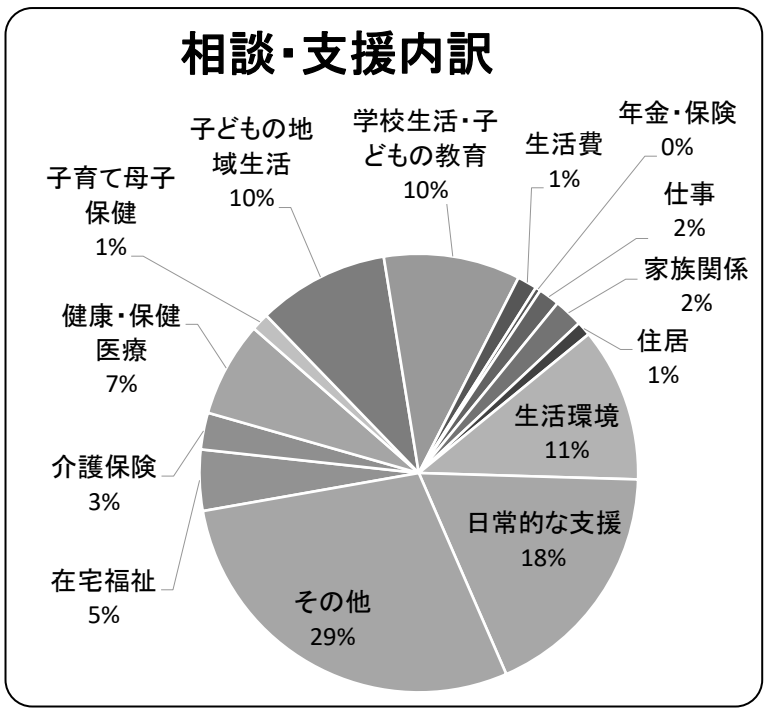
また、地域福祉活動を効果的に行うため、旧４町村単位で民生委員児童委員協議会を組織し、委員相互の情報交換や研修活動等を行うため毎月1回定例会を開催しています。

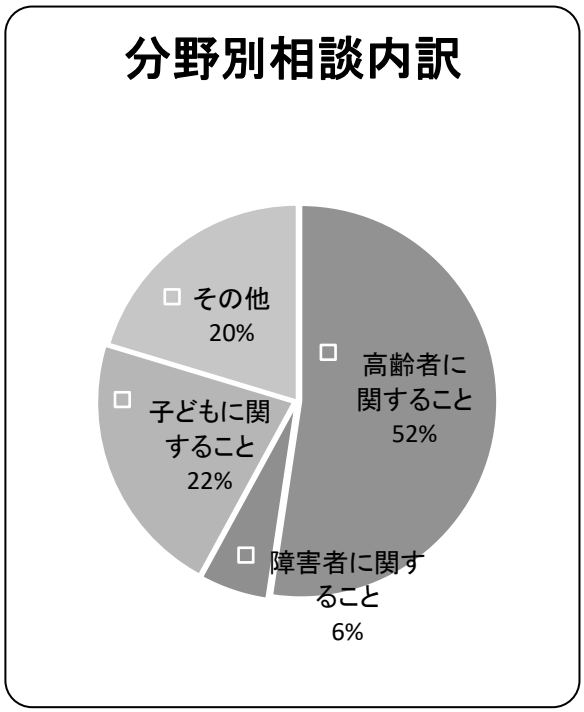
令和７年南城市民生委員協議会補助金　　１０，５２０千円

⑵南城市民生委員推薦会

民生委員法に基づき、市長の付属機関として設置され、民生委員・児童委員の欠員及び３年毎の一斉改選時に民生委員・児童委員候補を県知事に推薦します。

〈令和７年度〉相談件数　２，０６６　件





３．福祉センター

南城市総合保健センターは、令和３年３月末に南城市認定こども園へ転用のため廃止。南城市福祉センターは屋内施設の老朽化に伴い、令和３年９月末に廃止し、南城市ゲートボール場として令和３年１０月から屋外施設のみ利用となっています。

	施設名	所在地	電話番号
1	南城市老人福祉センター	佐敷字新開１番地２４０	９４７－３０３０
2	南城市ゲートボール場	玉城字百名１２３３番地	９１７－５３３４ （社会福祉課）

４．日本赤十字社沖縄県支部南城市地区

(1)南城市地区の活動

風水害、火災等の被災者に対し、赤十字社から必要に応じて毛布等の寝具類、衣類、日用品等の救援物資を支給しています。

南城市地区で設立されている赤十字奉仕団は、赤十字の活動資金である社資募集や献血推進、施設慰問などの福祉ボランティア活動を行っています。

５．小災害見舞金

(1)小災害見舞金

小災害により被害を受けた方に対して、物的、精神的な被害を緩和する一助となるよう弔慰金、見舞金を支給しています。

①見舞の程度

弔慰金：死亡した者１人につき５万円
（その者の故意又は重大な過失によって死亡した者は除く）
見舞金：負傷した者１人につき２万円（１カ月以上の治療期間を要する者に限る）

見舞金品住家の被害については、り災世帯の構成により、次の範囲とする。

被害の程度／世帯構成	全壊、全焼、全流失	半壊、半焼、半流失	床上浸水
1人世帯	50,000円	30,000円	5,000円
2人世帯～5人世帯	60,000円	40,000円	10,000円
6人以上1人増すごとに加算する額	5,000円	3,000円	1,000円

②支給状況

（単位：件・円）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
火災	0	0円	0	0円	1	50,000円	0	0円	1	60,000円
大雨 床上浸水等	0	0円	2	53,000円	0	0円	0	0円	0	0円
台風被害	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
合計	0	0円	2	53,000円	1	50,000円	0	0円	1	60,000円

③市町村総合事務組合への加入

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた方へ市町村からの申請により沖縄県から災害弔慰金が支給されています。

令和７年度沖縄県市町村総合事務組合　負担金　　８６千円

沖縄県災害り災者見舞金支給状況（南城市地区）　（単位：件・円）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

６．保護司・更生保護女性会

(1)保護司の活動

保護司は、法務省から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。南城市では１９名(令和７年度末現在)の保護司が活動しています。

犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごとを守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行う保護観察や、スムーズに社会復帰できるよう帰住先、就職先の確保などの環境調整を行い、犯罪予防活動では学校とも連携し活動の幅を広げています。

また、毎年「更生保護の日」である７月１日から１ヶ月間を強調月間として、犯罪防止と罪を犯してしまった人たちの更生について理解を深めてもらうため「社会を明るくする運動」を行っています。

令和７年度南部保護区保護司会負担金　　４４８千円

(2)更生保護女性会の活動

女性としての立場から、犯罪予防や更生支援のため、ミニ集会や更生保護施設などの訪問など幅広い活動を行っています。

南城市では合併前に旧町村で活動を行っていた更生保護女性会が合併し、平成20年度より南城市更生保護女性会として活動を行っています。

令和７年度南城市更生保護女性会補助金　　３６０千円

７．南城市社会福祉協議会との連携

南城市社会福祉協議会は、「ユイマール精神のもと、誰もが安心して快適に暮らせるまち、豊かな心をはぐくむまち」を目指し、地域のみなさんやボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関と連携を図りながら地域福祉活動を展開している公共性を持った社会福祉団体です。

南城市福祉事務所では、市民が安心・快適に暮らしていくことができるよう地域福祉の向上に努め、より効果的に事業を展開できるよう柔軟性と機動性を持つ社会福祉協議会と連携を図りながら福祉のまちづくりを進めていきます。

(1)南城市社会福祉協議会への補助

①南城市社会福祉協議会運営補助金

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されているとおり、住民参加による福祉活動の展開、ボランティア活動の推進、在宅福祉サービスの実施をとおして、制度上支援が厳しい分野の事業展開をこれまで行ってきました。

財政緊縮が急速に進む中、福祉制度の改正も伴って地域福祉活動は今後さらに重視されるため、「公共性」「公益性」「非営利性」の特性を持つ社会福祉協議会が担う役割は大きく、その運営を補助しています。

令和７年度補助金　　７０，５３８千円

②ボランティアセンター補助金

住民参加の社会を築いていくためにはボランティアを発掘・育成し、市内の小中学校等で福祉関連の学習や体験を対象にボランティア活動、介護予防に重要な地域ミニデイサービスの支援など、福祉教育に大きく貢献しています。特に高齢化が進む中で、今後は独居老人・障がい者等の見守り活動が重要であり、ボランティア養成を行う当事業へ補助を行っています。

令和７年度補助金　　９６１千円

③心配ごと相談事業補助金

この事業は市民のあるゆる相談やニーズに対し、迅速で効果的な対応を図るとともに、地域の身近な場所で福祉、保健、その他生活全般に関わる相談支援体制の確立を図っています。また、相談所に寄せられるケースで地域に呼びかける必要があるものについては、ミニデイ指導員や民生委員・児童委員などを通して周知し、地域住民が様々な被害に巻き込まれることを防ぐ活動も展開しています。

令和７年度補助金　　４３千円

８．援護事務

(1)戦傷病者・戦没者遺族等の援護

戦傷病者・戦没者遺族等援護法（以下援護法という）は、軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、国家補償の精神に基づき、障がい者本人には障害年金を、死亡者の遺族には遺族年金・遺族給与金及び弔慰金を支給し援護を行うことを目的とする法律です。

支給対象者は、国と雇用関係または雇用類似関係にあった軍人軍属及び準軍属、並びにその遺族です。ただし、昭和２８年に軍人恩給法が復活し、軍人については原則として恩給法が適用されることとなったため、遺族年金や障害年金の支給対象者は主に恩給法に該当しない軍人軍属及び準軍属とその遺族となっています。

援護法による給付の他に特別給付金支給法・特別弔慰金支給法による給付がありますが、すべて本人からの申請により支給されます。

援護金の種類

①障害年金

旧軍人、旧軍属で、恩給法に規定されている傷病恩給の受給できない者及び準軍属であったものが公務上負傷し、又は疾病にかかり恩給法に定める程度の障害がある方に支給されます。

②遺族年金

軍人軍属が公務上の傷病等に起因して死亡した場合、または公務上の傷病等により障害年金を受給していたが死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

③遺族給与金

準軍属が公務上の傷病等に起因して死亡した場合、または公務上の傷病等により障害年金を受給していたが死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

④弔慰金

軍人軍属等が公務傷病又は勤務関連の傷病により死亡した場合に、死亡当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、三親等内の親族（死亡した者の死亡当時に生計を同じくした者に限る）のうちの先順位者に一時金として１度のみ支給されます。

⑤戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

軍人軍属及び準軍属の死亡に関し、公務扶助料等の年金給付の受給権者がいない場合に、遺族に対して弔慰の意を表するために、先順位者１名に支給されます。

⑥戦没者の妻、戦傷病者の妻、戦没者の父母等に対する特別給付金

先の大戦で、夫を亡くした妻や夫が障害を負った妻、すべての子又は最後に残された子を戦闘に関連して亡くした父母及び祖父母に対し、その精神的痛苦を慰藉するために特別給付金が支給されます。

⑦対馬丸遭難学童遺族特別支出金

沖縄県外の地域に疎開する目的で対馬丸に乗船し、同船が悪石島沖で魚雷攻撃を受け沈没した際に死亡した沖縄の疎開学童の父母または祖父母に対して支給されます(本支出金事業は受給権者がいなくなったため終了しています)。

(2)慰霊事業（戦没者の遺骨収集事業）

遺骨が発見された場合、警察官の立ち会いの下、事件性の有無や遺留品等がないか確認し、軍人等戦没者の遺骨として認められた場合、沖縄県平和記念財団へ引き渡します。沖縄県平和記念財団では、収集遺骨の仮安置、焼骨が行われ、国立沖縄戦没者墓苑へ納骨されます。

９．南城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

生活が立ち行かなくて困っている方や就職先が決まらず困っている方の相談を受け、パーソナルサポートセンターのスタッフが様々な機関と連携し、総合的な支援を行います。（相談無料）

◆対　象　者：南城市にお住まいの方で、経済的な面で生活にお困りの方
（生活保護受給者は除く）

◆開　所　日：月～金（祝日・年末年始を除く）※要予約

◆利 用 時 間 ：午前９時００分～午後４時００分（午後１２時～午後１時を除く）

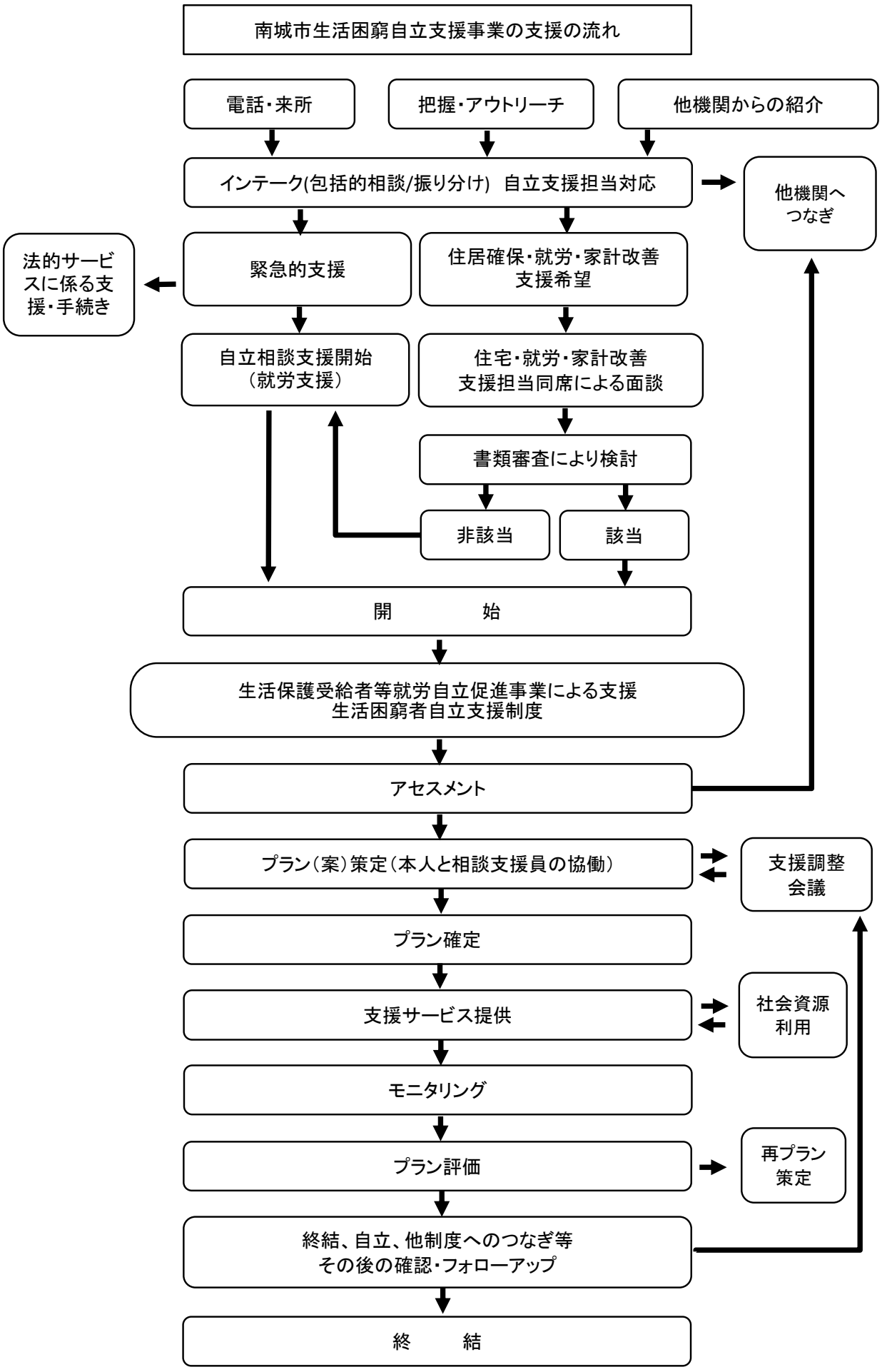
◆問い合わせ先：南城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
電話９１７－５３３４　FAX９１７－５４２７
メール　syakai@city.nanjo.okinawa.jp

支援内訳　（単位：件数）

	新規相談件数	プラン作成件数	就労支援対象者	住居確保給付金対象者	シェルター事業（居住支援事業）	家計改善支援事業
令和３年度	340件	19件	12件	27件	9件	－
令和４年度	135件	24件	23件	27件	0件	－
令和５年度	90件	15件	4件	16件	2件	－
令和６年度	78件	21件	13件	7件	3件	－
令和７年度	89件	27件	20件	7件	0件	3件

南城市生活困窮者自立支援事業　プロセスの流れ

※緊急に支援が必要な場合は、状況に応じて臨機応変に支援を行う。



10. 結婚新生活支援事業

新婚世帯が新しい生活を円滑にスタートできるよう住居費および引越費用の一部を補助することで、コミュニティーの充実と活性化へつなげます。

令和７年度結婚新生活支援補助金　　６，６２２千円

結婚新生活支援事業支給世帯　　**（単位:件数）**

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
支給世帯数	36件	37件	44件	37件	34件

※当事業は令和７年度をもって終了しています。

社会福祉関係団体資料

１．南城市社会福祉協議会

（１）福祉の相談窓口

①「ふくふく相談所」

悩みを抱えることは誰にでもあります。一人で悩まずお気軽にご相談下さい。市民のみなさんの心配ごと、悩みごとについて助言、援助を行い問題解決のお手伝いをする「相談窓口」です。

○一般相談　（月曜日～金曜日／午前１０時～午後４時）
専用電話：９１７－５６９７　／　南城市社会福祉協議会

○法律相談　偶数月:第１・第３木曜日／午後２時～午後４時
奇数月:第１木曜日・第３日曜日／午後２時～午後４時
専用電話：９１７－５６９７（要予約）／南城市社会福祉協議会

（単位：延べ件数）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	前年度対比
一般相談	632	961	911	874	-37
法律相談	80	80	70	77	7
その他	1,187	1,005	1,631	1,340	-291
合　　計	1,899	2,046	2,612	2,291	-321

②地域福祉コーディネーターの配置

地域で気になる方々の支援や地域の福祉課題について住民と共に取り組むために中学校区に地域福祉コーディネーターを配置してます。

③生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

（ア）生活支援コーディネーターの配置　５名（地域福祉コーディネーター兼務）

（イ）第２層協議体の体制整備及び運営

（ウ）サービスの担い手となるボランティア等の養成

No	活動の関連エリア	佐敷	知念	玉城	大里			述べ件数
					南小	北小	合計	
1	市全域（第１層）	36	53	26	27	33	60	175
2	小、中学校区（第２層）	113	93	90	40	70	110	406
3	自治会、字（第３層）	142	198	148	107	215	322	810
4	その他	152	85	134	209	54	263	634
	合　　計	443	429	398	383	372	755	2,025

市　全　域　：　生きがい推進課との連絡会、1層協議体に向けての調整、包括合同会議、協議体コアメンバーとの調整など

中 学 校 区　：　各地域第2層協議体、SC共有会議(協議体の体制整備その運営)、各地域民生委員児童委員定例会・役員会など

自 治 会 ・ 字　：　地域活動や集いの場への関わり（ゆんたく会・元気塾）、支え合い委員会、くらしの相談窓口、福祉講座、ミニデイなど

No	活動分類	佐敷	知念	玉城	大里			述べ件数
					南小	北小	合計	
1	生活支援・介護予防サービスの把握及び創設	113	212	157	169	214	383	865
2	支援ニーズの把握	294	354	327	287	297	584	1,559
3	関係者間のネットワークの構築	300	322	319	314	297	611	1,552
4	ニーズとサービスのマッチング	45	24	52	106	31	137	258
5	協議体の体制整備及びその運営に関すること	126	117	111	70	115	185	539
6	サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務	119	124	43	68	85	153	439
7	その他	214	189	42	267	124	391	836
	合　　計	1,211	1,342	1,051	1,281	1,163	2,444	6,048

④民生委員・児童委員（地域の相談窓口）

厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者で、一定地域（字）を担当して住民の暮らしや福祉に関する様々な相談に応じ、行政や社協等の関係機関と連携し、相談者に対し必要な援助を行います。

南城市民生委員児童委員名簿　（令和８年４月１日現在）　任期：令和１０年１１月末迄

	No.	担当地区名	氏　名
佐敷地域	1	津波古１～３班	下地　美智子
	2	津波古４～６班	髙橋　英治
	3	津波古７・８班	城間　みゆき
	4	津波古９・１２班	城間　正明
	5	津波古１０・１１班	高江洲　久美子
	6	小　谷	髙良　喜代惠
	7	新里１・５・７・８班	嶺井　朗
	8	新里２・３・６班	佐久真　實
	9	兼　久	－
	10	佐敷１・２班	－
	11	佐敷３・４班	－
	12	手登根１～４班	平田　直子
	13	手登根５～７班	－
	14	伊　原	－
	15	屋比久	平田　善彦
	16	外　間	－
	17	仲伊保	福原　かおる
	18	冨祖崎	西村　キミエ
	19	新開１～５班	屋比久　洋子
	20	新開６～１０班	渡名喜　元嗣
	21	県営新開団地	山城　京子
	22	つきしろ1～６班	前田　公生
	23	つきしろ７～１２班	亀谷　弥佳
	24	仲伊保団地	－
	25	主任児童委員	山城　須美
	26	主任児童委員	難波　万喜子
玉城地域	1	親慶原	江守　ひとみ
	2	親慶原団地	古波津　泉
	3	垣　花	平良　順子
	4	仲村渠	大石　浩三
	5	百　名	葛原　敏弘
	6	新　原	饒平名　里香
	7	玉　城	稲福　昌代
	8	中　山	當山　友子
	9	奥　武	中村　理恵子
	10	志堅原	－
	11	堀　川	大田　ひとみ
	12	富　里	新垣　政雄
	13	當　山	嶺井　末子
	14	屋嘉部	當眞　光子
	15	糸　数	當山　光枝
	16	喜良原	照屋　純子
	17	船　越	仲村　孝子
	18	船　越	湧上　照子
	19	愛　地	長嶺　修
	20	前　川	知念　國雄
	21	前　川	－
	22	主任児童委員	櫻井　晶敏
	23	主任児童委員	上原　則子

	No.	担当地区名	氏　名
知念地域	1	志喜屋	－
	2	志喜屋	－
	3	山　里	－
	4	具志堅	－
	5	知　念	國頭　京子
	6	知　念	－
	7	吉　富	平安　好美
	8	久手堅	－
	9	安座真	－
	10	知　名	屋我　嗣俊
	11	知　名	前城　和代
	12	海　野	外間　慎一
	13	久　原	吉嶺　美智子
	14	久　高	西銘　忠
	15	主任児童委員	兼本　とも子
	16	主任児童委員	－
大里地域	1	西　原	川西　淳子
	2	南風原	小林　要藏
	3	平　良	玉那覇　悦子
	4	嶺　井	城間　愛子
	5	嶺井団地	比嘉　美枝子
	6	古　堅	上原　良隆
	7	福　原	呉屋　利
	8	島　袋	－
	9	当　間	城間　喜美子
	10	銭　又	－
	11	仲　程	宮城　京子
	12	高宮城	平良　智
	13	平　川	呉屋　善永
	14	グリーンタウンＡ	新垣　絹代
	15	グリーンタウンＢ	国吉　昌実
	16	グリーンタウンＣ	仲程　清和
	17	稲嶺Ａ	新垣　幸弘
	18	稲嶺Ｂ	平安名　隆子
	19	目取真	金子　昭彦
	20	湧稲国	屋宜　久枝
	21	大城Ａ	熱田　昌成
	22	大城Ｂ	城間　理恵子
	23	稲　福	中磯　美佐枝
	24	真境名	當銘　由則
	25	大里団地	梶原　治代
	26	第２団地	－
	27	ニュータウン	友利　幸代
	28	第２グリーンタウン	折田　興紀
	29	主任児童委員	宮城　真由美
	30	主任児童委員	川西　康裕

事務局：市社会福祉協議会　TEL917-5692

（２）福祉サービス利用者支援事業

① 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用手続きや利用料の支払がうまくできない方、家賃や公共料金などの生活費を計画的に使うことができない方、通帳などの管理ができない方等、生活に不安のある高齢者（認知症高齢者等）や知的・精神障がい者等判断能力が十分でない方が、安心して地域生活が送れるよう「専門員」「生活支援員」が福祉サービスの利用援助や金銭管理、印鑑・通帳などの書類預かりサービスを行います。

○福祉サービス利用援助サービス

各種福祉サービスについての説明や助言、利用・終了手続き。福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続き

○日常的金銭管理サービス

家賃や公共料金、税金、医療費等の支払い、年金手当等の受け取り、預貯金の出し入れ

○書類等預かりサービス

通帳・印鑑・権利証等の預かり

○援助の流れ

南城市社会福祉協議会に配置されている専門員が利用希望者と相談しながら、支援計画を作成して契約を結び、生活支援員のサービスが開始されます。

○利　用　料　　１時間あたり１，６００円（生活保護世帯は減額されます）
※１時間経過後は３０分毎５００円

事業実施主体 ： 沖縄県社会福祉協議会
一　部　委　託 ： 南城市社会福祉協議会

【南城市社会福祉協議会の役割】

○受付相談
○利用契約締結の判定に関する調査、調整
○支援計画の作成及び利用契約の締結（契約書一式の作成）
○支援計画に基づく日常的な支援

1．利用者件数

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	2	4	7	2	15

2．相談援助件数

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	105	197	379	152	833

3．生活支援員派遣状況

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	25	10	0	7	42

②福祉サービスに関する苦情解決事業

南城市社会福祉協議会が実施する「福祉サービス」に対する相談窓口です。
市民の皆様へよりよい福祉サービスを提供するためにみなさまの社協に対するご意見（苦情・要望）をお聞かせ下さい。尚、社協に対するご意見は、苦情受付担当者がお受けします。

（苦情解決責任者）

氏　名	事　業	電話番号
大城　健雄	全事業	917-5692

（苦情受付担当者）

氏　名	事　業	電話番号
石嶺　真人	法人事業	917-5692
兼本　格	日常生活自立支援事業	917-5697
上原　正人	訪問介護	975-5728

（第三者委員）

氏　名	在住地
花城　栄子	つきしろ
伊集　盛助	知念字久原
前川　清	玉城字百名
屋宜　哲司	大里字稲嶺

（その他の苦情受付機関）
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会　　電話番号　８８２－５７０４

③福祉用具貸出事業

在宅の要介護高齢者や重度障がい者等に対し、福祉用具の貸出を行うことで、自立支援や在宅介護の負担軽減を図ることを目的に貸出を行います。

※原則として、介護保険制度や障害者自立支援制度等に該当しない方や制度利用までに必要な方を対象としています。

○貸出用具：車イス、歩行器、シャワーチェアー、介護用ベッド等
○貸出期間：１ヶ月間　※但し更新により最長３ヶ月までは延長できる。
○利 用 料：無　　料（ベッドのマットレスのクリーニング代は実費負担）

（令和8年3月末現在）

	車イス	歩行器	シャワーチェアー	介護用ベッド	その他	合計
貸出件数	96	6	3	1	3	109

④金銭管理サポート事業

高齢者及び心身に障がいがあることによって、日常生活に困難をきたしているが、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の他の社会資源の活用が困難であり、緊急に金銭管理等の支援を必要としている市民に対し、他の社会資源の活用が可能となるまでの間の暫定的措置として契約に基づき、日常的金銭管理等の支援を行うことにより、市民の権利を擁護し、かつ自立を図る。

【南城市社会福祉協議会の役割】
利用者と南城市社協との契約に基づき支援計画書を取り交わし、預かり書等の同意書を作成。支援計画に基づいて下記の支援を行う。

○日常生活を営むのに必要な範囲における預貯金の預入れ、払い出し等の日常的金銭管理支援
○日常的金銭管理に関わる書類等の預かり支援
○金銭管理の自立を目指した相談支援

○利用者件数

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	2	3	1	1	7

○書類預かり件数（印鑑、通帳等の保管）

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	2	3	1	1	7

○日常的金銭管理支援（払戻・支払）実施件数

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
支援実施	31	16	14	21	82

○相談援助件数（福祉サービス手続き・関係機関調整等）

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
支援実施	41	9	2	30	82

（3）低所得者に関する事業・法外援護事業

①生活福祉資金貸付制度（県社協委託事業）

生活福祉資金は、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な貸付支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

資　金　種　類		
総合支援資金		失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金（※原則として生活困窮者自立支援制度の支援を受けていることが要件となります）
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
	福祉費	生業を営むために必要な経費
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
		福祉用具等の購入に必要な経費
		障害者用自動車の購入に必要な経費
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費

		負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額等）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
		冠婚葬祭に必要な経費
		住居の転居等、給排水設備等の設置に必要な経費
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		就職、技能習得等の支度費に必要な経費
		その他、日常生活上一時的に必要な経費
福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
	緊急小口資金	次の理由に緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用（※原則として生活困窮者自立支援制度の利用が要件となります） ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために費用が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき
教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大、専修学校含む）又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大、専修学校含む）又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型 生活資金		将来にわたり、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯又は要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
	不動産担保型 生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
臨時特例 つなぎ資金		公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活資金（※原則として生活困窮者自立支援制度の利用が要件となります）

○資金貸付状況　（令和8年3月末現在）

総合支援資金 （本則、特例）	福祉資金 （本則、特例）	教育支援資金	要保護世帯向け 不動産担保型 生活福祉資金	合計
623	267	19	1	910

②災害見舞金及び法外援護金支給事業

市内に居住する緊急支援を必要とする者への法外援護金や災害により被害を受けた者への見舞金を支給し、物的又は精神的な痛手を緩和するための一助と支援を図ることを目的とします。

（単位：件）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	前年度対比
火災	0	1	0	2	2
水害	2	0	0	0	0
法外援護	0	0	0	0	0

（4）高齢者・児童・障がい者等に関する事業

①南城市地域支え合い支援事業（市補助事業）

近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時における要援護者の支援体制を確立し、住民が住みなれた地域で支え合い安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域の相互扶助、見守りネットワーク体制の確立を図ります。

要援護対象者　(ｱ) おおむね６５歳以上の一人暮らし高齢者
(ｲ) おおむね６５歳以上の高齢者のみの世帯
(ｳ) 在宅の重度心身障がい者
(ｴ) 介護保険で要介護認定者のうち見守りが必要な者

②地域ふれあいミニデイサービス事業（市受託事業）

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、住み慣れた地域での社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、各字公民館等を活用し、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長、介護予防を促進します。

対 象 者 ： 南城市内に住所を有するおおむね６５歳以上の者
実施日時 ： 月曜日～金曜日（地域によって実施日時は異なります）
実施場所 ： 各字公民館等（地域によって実施場所は異なります）
利用料金 ： 利用者負担無し

②-1介護予防教室事業

地域ふれあいミニデイサービス事業の実施地域等において、目標を持って健康づくりや介護予防に対する意識の高揚を図ることを目的に「運動指導」「低栄養改善」「認知症予防」などの中から受講者の希望により教室の内容を選択し、実施します。

対 象 者 ： ミニデイサービス利用者、南城市に居住する概ね65歳以上の方、及び
おおよそ10名以上のグループ等
場　　所 ： 各ミニデイ開催公民館等（地域によって実施場所は異なります）
利 用 料 ： 利用者負担無し

③高齢者筋力向上トレーニング事業「Nanjoいきいき教室」（市受託事業）

（ｱ）心身の機能回復、健康増進を図るため介護予防機器（筋力向上マシーン）の活用並びに軽体操（体操・筋力トレーニング等）の健康運動指導士等による指導を実施します。

対 象 者： 南城市内に住所を有するおおむね６５歳以上の者
要介護認定を受けてない者
運動をする上で身体上問題のない者

会　　場： 沖縄メディカル福祉総合センター２階（丸大佐敷店隣）

実 施 日：

	月	火	水	木	金	備考
午前	大里	玉城	(別事業) ｱｸﾃｨﾌﾞ85	知念 大里	佐敷	9:00～ 12：00
午後	知念	佐敷		大里	玉城	13:00～ 16:00

久高地域／久高島離島振興総合センター（第２・第４火曜日）

利 用 料 ： 利用者負担無し

送　　迎 ： 水曜日は全域送迎無し

（ｲ）南城・元気・プロジェクト６５・・・「Ｎ・Ｇ・Ｐ　６５」

在宅高齢者の身体機能の向上に資する包括的なトレーニングを行い、転倒骨折の防止、加齢に伴う身体機能の低下等の積極的な改善を行い、自立生活の支援を図ることを目的とする。

対 象 者： 市内に住所を有するおおむね６５歳以上の者で介護保険の認定を受けていない者。筋力トレーニングを行ううえで、身体上問題のない方

○「シニア健康塾」前期、後期

期　　間： 令和７年１１月～令和８年３月
時 間 帯： 13:30～15:30
場　　所： 南城市老人福祉センター
内　　容： 健康チェック、運動に関する講義、ストレッチ体操、筋力トレーニング等
利 用 料： 利用者負担なし
受 講 者： ７名（延べ６２名）

○「アクティブ８５」

期　　間： 令和７年４月～令和８年３月　（通年）
時 間 帯： 10:00～11:30
場　　所： 沖縄メディカル福祉総合センター２階
内　　容： 健康チェック、運動に関する講義、ストレッチ体操、筋力トレーニング等
利 用 料： 利用者負担なし
受 講 者： ７名（延べ９０名）

④介護支援ボランティアポイント制度（市受託事業）

地域ふれあいミニデイサービスにおけるボランティア活動その他の社会的活動に参加することを支援及び奨励し、行ったボランティア活動を評価ポイントとして転換し、1時間＝1ポイントあたり100円相当の商品券(お米券)を交付します。

対 象 者： 南城市内に居住する６５歳以上の介護認定を受けていない方で、ボランティアポイント登録しミニデイサービスにてボランティア活動を行う者

場　　所： 各ミニデイ開催公民館等（地域によって実施場所は異なります）

⑤南城市ファミサポ利用者負担軽減事業

南城市ファミーサポートセンター事業を利用するにあたり、育児や仕事などを支援するために利用料の一部を補助することにより、子育ての負担軽減を図った。

対　象　者

(ｱ)出産や病気治療などで心身の安静が必要とされるものや家族の看護・介護などを担うためにファミサポ事業を必要とする者（年度限度時間２０時間　１万円）

令和７年度実績：利用者　０名（実績なし）

⑥声の広報配布事業

文字による情報入手が困難な障がい者等に対し、「広報なんじょう」「社協だより」「市議会だより」「アイアイのほっとタイム」などをＣＤに音訳し、定期的に配付（無料）することにより情報提供を行います。

協力団体:　音訳サークル「アイアイなんじょう」

⑦受験生チャレンジ事業

家庭の事情等により、塾など利用できず高校入試の模擬試験を受けることが困難な方に、年1回の模擬試験に要する費用を支援する。(要申請)

⑧タイミングサポート事業

自立支援医療(精神通院医療）の申請にあたり、受診料や診断書等にかかる費用負担が困難な方に対し、その費用を負担し適切な利用又は自立支援に向けサポートする。

（5）市民のボランティア活動を支援する事業

市民が共に考え共に支え合うまちづくりをめざし、あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する市民の関心を高め、市民ニーズを積極的に開拓するとともに、活動にあたって必要な援助を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でも、気軽にボランティア活動に参加できる体制の整備に努め、地域における福祉コミュニティーの形成を図ることを目的にボランティア活動支援事業を実施します。

①ボランティア登録状況（令和７年度実績）

	佐敷	知念	玉城	大里	市全域	市外	合計
サークル・ボランティア団体数	7	4	1	4	3	3	22
サークル・ボランティア団体会員数①	134	143	4	153	68	68	570
個人ボランティア②	64	35	50	83	20	20	272
上記②の内災害ボランティア登録数	17	10	10	15	2	2	56
合計（①＋②）	198	178	54	236	88	88	842

②登録・コーディネート・相談事業の実施（令和７年度実績）

	佐敷	知念	玉城	大里	市外	合計
相　談　件　数	65	44	38	51	11	209
紹　介　回　数	18	7	11	20	2	58
紹　介　人　員	66	17	56	53	0	192

③ボランティア保険加入促進（令和７年度実績）

(ｱ) ボランティア活動保険

件数	人数	加入プラン		うち助成による人数
		基本	天災・地震	
37	442	433	9	95

(ｲ) ボランティア行事用保険

件数	人数	加入プラン				
		Ａ１	Ａ２	Ａ３	Ｂ	Ｃ
89	2,857	1,031	0	0	31	1,795

※加入プランＡは宿泊を伴わないもの、Ｂは宿泊を伴うもの。Ｃプランは宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない行事。

（6）市民主体の地域福祉活動を支援する事業

①ゆいハート地域づくり事業

社会的孤立など、様々な生活課題が複雑化・複合化している今日、これらの課題解決に向けて、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、時には支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような地域共生社会の実現のため地域住民や関係機関等との連携・協働による、様々な取り組みを通して、ともに生きる豊かな地域社会づくりを図ります。

協　　賛　：南城市社会福祉関係機関・団体連絡会
指定期間　：令和６年４月～令和８年３月（２年間）
指定地域　：８自治会（区）佐敷地域２カ所、知念地域１カ所
　　玉城地域３カ所、大里地域２カ所
内　　容　「くらしの相談窓口」の実施･･･････各字での２カ月に１回の相談開催
「地域支え合い委員会の設置」･････地域づくりを考える協議の場を設定
「ハートのまち福祉講座」の実施･･･福祉講座（メニュー提示）の開催

継続期間　：令和７年４月～令和８年３月（１年間）※２カ年指定後の継続
継続地域　：１６自治会（区）佐敷地域５カ所、知念地域１カ所
　　玉城地域４カ所、大里地域６カ所
内　　容　「地域支え合い委員会の設置」･････地域づくりを考える協議の場を設定
「ハートのまち福祉講座」の実施･･･福祉講座（メニュー提示）の開催

２．社会福祉関係団体一覧表

	団　体　名	代表者名	事　務　所	電話番号
1	南城市社会福祉協議会	城間 寿史	佐敷字新里　1870 （南城市役所庁舎内）	９１７－５６９２
2	南城市身体障がい者福祉協会	山口 双見	佐敷字新開　1-240 （老人福祉センター内）	９４７－３０３０
3	南城市民生委員児童委員 連絡協議会	櫻井 晶敏	佐敷字新里　1870 （南城市役所庁舎 社協内）	９１７－５６９２
4	南城市老人クラブ連合会	當山 全章	佐敷字新開　1-240 （老人福祉センター内）	９４７－３０３０
5	南城市手をつなぐ育成会	知名 正博	大里字仲間　902-1	９４３－２０７３
6	南城福祉会	屋嘉部 辰也	大里字仲間　902-1	９４３－２０７３
7	南城市更生保護女性会	宮城 エミ子	大里字仲間　928 （農村環境改善センター内）	９４８－７２１９
8	日本赤十字社沖縄県支部 南城市地区	地区長 大城 憲幸	佐敷字新里　1870 （社会福祉課内）	９１７－５３３４
9	南城市赤十字奉仕団	玉城 吉江		９１７－５３３４
10	南城市佐敷遺族会	大城 秀雄		９１７－５３３４
11	南城市知念遺族会	大城 竹明		９１７－５３３４
12	南城市玉城遺族会	玉那覇 守		９１７－５３３４
13	南城市大里遺族会	大城 秀盛		９１７－５３３４
14	南城市母子寡婦福祉会	仲村 恵里	佐敷字新開　1-240 （老人福祉センター内）	

３．社会福祉関係施設一覧

（１）福祉センター

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	老人福祉センター	佐敷字新開　1-240	９４７－３０３０
2	知念社会福祉センター	知念字久手堅　453	９４８－７６５９

（２）市立児童館

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	ひまわり児童館	佐敷字新開　1-73	９４７－１６５５
2	シュガー児童館	佐敷字佐敷　315-2	９４７－００５５
3	仲村渠児童館	玉城字仲村渠　725	９４８－４１０１
4	大里南児童館	大里字稲嶺　2101-89	９４５－６６４６
5	大里北児童館	大里字嶺井　515-1	９４５－５３６５
6	大里中央児童館	大里字大城　2555-1	９４６－０１９８
7	知念児童館	知念字久手堅　22	９４８－３７１９

（３）放課後児童クラブ

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	しんざと学童	佐敷字津波古　1812-1	098-947-1554
2	第２しんざと学童	佐敷字津波古　687	098-947-1554
3	風の子学童クラブ	佐敷字佐敷　339-7	070-1737-0617
4	第二風の子学童クラブ	佐敷字佐敷　315-2	070-1737-0399
5	第三風の子学童クラブ	佐敷字佐敷　339-6	080-1539-8870
6	のびるっこ学童クラブ	佐敷字佐敷　195-3	098-963-9623
7	のびるっこ児童クラブ	大里字嶺井　392	098-975-5282
8	あおぞら学童クラブ	大里字嶺井　537	098-945-3557
9	学童クラブ　アスリート工房	大里字嶺井　174	098-955-0290
10	こどもの家きたクラブ	大里字古堅　178	080-8350-9923
11	げんきっこクラブ(旧：木の国学童クラブ)	大里字稲嶺　2127-92	098-945-5364
12	にじいろクラブ(旧：第4木の国学童クラブ)	大里字仲間　1390	098-945-5364
13	三楽キッズクラブ大里仲間	大里字仲間　1162-2	098-917-2288
14	ジャンボリー学童	大里字高平　140-4	098-901-3692
15	愛学童クラブ	大里字仲間　1050-2	098-945-2020
16	第２愛学童	大里字仲間　1050-2	098-945-2020
17	第３愛学童	大里字仲間　1050-2	098-945-2020
18	こどもの家みなみクラブ	大里字稲嶺　2351-1	080-8550-3825
19	こどもの家船越クラブ	玉城字船越　961	080-8550-6740
20	第２船越クラブ	玉城字船越　967	080-8379-5599
21	第３船越クラブ	玉城字船越　972	080-2721-8005
22	ゆかるっ子海学童	玉城字百名　100-2	090-6858-3079
23	ゆかるっ子空学童	玉城字當山　108	090-6857-9234
24	ゆかるっ子星学童	玉城字屋嘉部　5-1	090-6857-9917
25	スマイリー学童クラブ	玉城字糸数　17-1	080-3320-1447
26	天風児童クラブ	玉城字親慶原　258	098-988-9506
27	なかよし学童クラブ	知念字久手堅　22	098-943-2411
28	第二なかよし学童クラブ	知念字久手堅　706-1	098-949-7000

（４）法人認可保育園

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	南城みなみ保育園	字つきしろ　1678-295	９４８－７７３３
2	さしき保育園	佐敷字新開　1-1	９４７－１９３５
3	めだか保育園	佐敷字佐敷　230-1	９４７－１５５３
4	めばえ保育園	佐敷字新里　463-6	９４７－０３１０
5	つはこきらきらほいくえん（小規模保育所）	佐敷字津波古　246	９７５－５９０９
6	馬天保育園	佐敷字津波古　1335-1	９４７－２７１７
7	佐敷こども園	佐敷字佐敷　1246-2	９４７－１８７５
8	知念あさひ保育園	知念字久手堅　21	９４８－３７６０
9	家庭的保育くだから（家庭的保育事業）	知念字久高　231-2	090-5536-2637
10	知念こども園	知念字久手堅　679	９４８－１７５１
11	バンビ保育園	玉城字當山　125-9	９４８－１４１６
12	小羊保育園	玉城字仲村渠　1496	９４８－７２１１
13	船越認定こども園	玉城字船越　939-2	９４９－７２１３
14	以和貴保育園	玉城字屋嘉部　79-2	９４９－７７７０
15	どんぐり保育園	玉城字富里　136-2	９４８－２９３７
16	愛地友遊保育園	玉城字愛地　241-1	９１７－１５１０
17	玉城こども園	玉城字屋嘉部　76	９４８－７５１１
18	あおぞらこども園	大里字嶺井　537	９４５－３５５７
19	あおぞら第２こども園	大里字嶺井　556	９４６－４７５５
20	おひさま保育園	大里字稲嶺　2770-2	９４３－４５５２
21	おひさま保育園分園	大里字稲嶺　2773	９４３－４５５２
22	木の国保育園	大里字稲嶺　2853-1	９１７－５６８５
23	さくら保育園（小規模保育所）	大里字稲嶺　898-1	９４４－８０２０
24	愛護保育園	大里字稲嶺　1997	９４５－７７０５
25	ゆうな小規模保育園（小規模保育所）	大里字稲嶺　2770-1	９５５－９４７７
26	しののめnursery school（事業所内保育所）	大里字大城　1392	９４３－１０１８
27	おおざと保育園	大里字大里　1681-1	９８８－１６１８
28	輝咲保育園	大里字大城　2034	９４５－３９６４
29	松の実こども園	大里字平良　2651-1	９１７－５７００
30	かりゆしキッズ保育園（小規模保育所）	大里字高平　593-3	９４３－０６９５
31	のびるっこ保育園	大里字仲間　458-4	９４５－８８０６
32	むぎの子共同保育園	大里字古堅　198	９４５－８１９２
33	大里こども園	大里字仲間　918-1	９４５－２８２７
34	こうさぎ保育園（小規模保育所）	大里字嶺井　515-19	８９４－５５４１

（５）認可外保育施設

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	あおぞら保育園　（企業主導型）	大里字嶺井　539	９１７－１００７
2	しののめnursery school Ⅱ（企業主導型）	大里字大城　1392	９４３－１０１８
3	あいあい保育園　南城園（企業主導型）	大里字仲間　807	９１７－１７９２
4	おなかの中から保育園	佐敷字手登根　153	ホームページ確認
5	大里くくるん保育園	大里字高平　160-2	９８８－１１８５
6	珊瑚舎キッズスコーレ	佐敷字津波古　1487	９７５－７７８１
7	まんまいーne （居宅訪問型認可外保育事業者）	－	080-2798-1129
8	ベビーシッターえくぼ （居宅訪問型認可外保育事業者）	－	090-8290-6366
9	ベビーシッターまごころ （居宅訪問型認可外保育事業者）	－	090-7587-7895
10	東村（居宅訪問型認可外保育事業者）	－	090-1074-0406
11	ケアファインダーほたる （居宅訪問型認可外保育事業者）	－	080-2704-4988

（６）児童養護施設

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	島添の丘	大里字平良　2300	９４６－３３３１

（７）障害者支援施設

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	仁愛療護園	玉城字屋嘉部　200	９４８－１８１５
2	鵠生の叢	大里字大城　1388	９４６－７１７７
3	玉川園	玉城字前川　665	９４８－１８５２
4	つきしろ学園	佐敷字新里　1948	９４７－１１８３

（８）放課後等デイサービス

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	広伸会　南城教室	大里字高平　833-10　1F	９４３－６９２８
2	児童デイサービス・アニマート　江戸屋	玉城字喜良原　517-5　グリーンヒルズ1-A	９４８－７２１０
3	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマート江戸屋2号店	玉城字喜良原　517-5　グリーンヒルズ1-B	９４８－７２２５
4	リッケ	玉城字前川　350	９４６－１４４０
5	リッケ　ティル	玉城字前川　350	９４３－５６０３
6	リッケ　ラボ	玉城字前川　413-5　1F	９４３－５６０３
7	デイサービス　凛daisy	大里字古堅　456-1	９４３－０３３７
8	ことばの教室ことのは3号館	大里字高平　1-19	９９６－４５７５
9	児童デイサービス　りお	字つきしろ　1739-54	090-6866－8185
10	あそびっこ	玉城字船越　939-3	９５９－６２６２
11	児童デイサービスぐりっと南城	大里字高平　1-7	９４５－５３５１
12	Aile	大里字大城　2329-3	８８０－０１０６
13	ココロlab　スイミ～　さしき教室	佐敷字津波古　584	９８８－４０９３

14	多機能型事業所　IPPO	大里字稲嶺　839-1	070-8558-3660
15	ラ・ポール	知念字久原　399	９４３－１６００
16	同立アカデミー沖縄南城教室	大里字高平　97-2	８９４－５６５０
17	多機能事業所　シンバ	大里字稲嶺　2428-1	080-1778-0973
18	りるたうん	佐敷字新里　681-4	090-5471-5461
19	くくるん広場	大里字高平　160-2	９８８－１１８５
20	発達支援　ＳＴＡＧＥ　ＮＩＮＥ	玉城字船越　743－1	９４３－０２３１
21	キッズライン	玉城字船越　1316-１-101	080-8574-0738
22	ラ・ポールＳ	佐敷字新里　452-7	９６３－５７２５
23	ココロｌａｂ　すいみ～　おおざと教室	大里字大里　1780	９６３－６４１５
24	児童デイサービス　ぷらいむ	大里字大城　2252	９６３－６６１８
25	Ailee	佐敷字新里　620-5	９０１－４４５９

（９）児童発達支援

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	児童デイサービス　ぷらいむ	大里字大城　2252	９６３－６６１８
2	広伸会　南城教室	大里字高平　833-10　1F	９４３－６９２８
3	リッケ　ラボ	玉城字前川　413-5　1F	９４３－５６０３
4	デイサービス　凛daisy	大里字古堅　456-1	９４３－０３３７
5	ことばの教室ことのは3号館	大里字高平　1-19	９９６－４５７５
6	児童デイサービス　りお	字つきしろ　1739-54	090-6866－8185
7	あそびっこ	玉城字船越　939-3	９５９－６２６２
8	児童デイサービスぐりっと南城	大里字高平　1-7	９４５－５３５１
9	Aile	大里字大城　2329-3	８８０－０１０６
10	多機能型事業所　IPPO	大里字稲嶺　839-1	070-8558-3660
11	ココロlab スイミ～ さしき教室	佐敷字津波古　584	９８８－４０９３
12	同立アカデミー沖縄南城教室	大里字高平　97-2	８９４－５６５０
13	多機能事業所 シンバ	大里字稲嶺　2428-1	080-1778-0973
14	くくるん広場	大里字高平　160-2	９８８－１１８５
15	発達支援　ＳＴＡＧＥ　ＮＩＮＥ	玉城字船越　743－1	９４３－０２３１
16	Ailee	佐敷字新里　620-5	９０１－４４５９
17	キッズライン	玉城字船越　1316-１-101	080-8574-0738
18	ココロｌａｂ すいみ～ おおざと教室	大里字大里　1780	９６３－６４１５
19	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマート江戸屋２号店	玉城字喜良原　517-5　グリーンヒルズ1-B	９４８－７２２５

（１０）保育所等訪問支援

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	児童デイサービス　ぷらいむ	大里字大城　2252	９６３－６６１８
2	ことばの教室ことのは3号館	大里字高平　1-19	９９６－４５７５

3	リッケ　ラボ	玉城字前川　413-5　1F	９４３－５６０３
4	児童デイサービス ぐりっと南城	大里字高平　1-7	９４５－５３５１
5	くくるん広場	大里字高平　160-2	９８８－１１８５
6	ココロlab　スイミ～　さしき教室	佐敷字津波古　584	９８８－４０９３

（１１）共同生活援助（障がい者グループホーム）

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	グループホーム翔	大里字高平　131-36	９４６－７１２０
2	共同生活援助いーまーる	大里字高平　1-8	９９６－５２１６
3	アルファ	大里字大城　1912-2　オレンジハイツ	９８８－０９４６
4	Home 朋友 Pure Heart	佐敷字佐敷　1204-1	８９４－８６３０
5	グループホームまる	佐敷字津波古　1885-1	080-1783-3786

（１２）就労移行支援、就労継続支援事業所

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	楽ワーク福祉作業所	玉城字堀川　511	９４８－２０２３
2	ファミリーガーデン南城	玉城字當山　497-1	９７５－５６４６
3	沖縄GARDEN	玉城字船越　218-1	９８８－０９４５
4	ワークセンター南城・たんぽぽ	大里字仲間　902-1	８８２－８８５７
5	Four-leafくろーばー	大里字仲間　1035-2	９７５－９７９７
6	就労センター大樹	大里字大城　1920-2	９４６－００２１
7	ワークセンターさち・ さしき	佐敷字新開　1-240	９４７－４８８０
8	生活訓練imaCOCO&就労支援COCOkara	大里字大城　1920-1	９４６－０００５
9	イエロー	佐敷字新開　1-270　1F	080-1783-3786
10	ibis（アイビス）	佐敷字新里　602-7	080-1748-2059
11	くらしとしごと大学 deusi	玉城字玉城　40	070-5417-6342
12	就労支援事業所　マーチング	佐敷字新里　507-1	080-2120-0028
13	LINO	知念字吉富　138-2	８９４－４１３０
14	就労サポート　笑	大里字古堅　782-5	９８８－０８６８

（１３）居宅介護事業所

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	地域生活支援センター　大輪	大里字大城　1920-1	８８２－８８０８
2	ヘルパーステーション想い	大里字平良　2573-3　宮城店舗1階南側	９１７－５７８３
3	ヘルパーステーション結ゆい	大里字仲間　467-2	９１７－１３１０
4	南城市社協ヘルパーステーション	大里字仲間　1124-1	９７５－５７２８
5	訪問介護　百十	佐敷字津波古　81	９１７－１８６２
6	訪問介護　ようき	佐敷字津波古　307　Jビル2-A	８５２－５３３９
7	ヘルパー事業所たんぽぽ	玉城字船越　1316-1	９７５－９９３１

8	ヘルパーステーションかもみーる	佐敷字津波古　2349　フリーダ南城C号室	090-8404-5773
9	ケアスリーサポート	大里字大城　901　コーポ松堂207号室	090-4378-4201
10	ヘルパーステーションPilina	大里字仲間　1176-1 グリーンテラス大里103号	050-8886-2385
11	ヘルパーステーションかりぃ（嘉例）	大里字稲嶺　1901-5	９４３－３０２２
12	ヘルパーステーションくる	玉城字百名　538-7	090-9782-1333
13	介護ステーション　アダンの木	大里字仲間　622-1	９７５－５８６８

（１４）自立訓練（生活訓練）事業所

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	ワンネスグループ沖縄GARDEN	玉城字船越　218-1	９８８－０９４５
2	生活訓練imaCOCO&就労支援COCOkara	大里字稲嶺　2282-6	９４６－０００５
3	くらしとしごと大学 deusi	玉城字玉城　40	070-5417-6342

（１５）南城市地域活動支援センター

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	地域活動支援センター野の花	大里字仲間　1124-1	８８０－０５７６

（１６）相談支援事業所

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	じんあい	玉城字屋嘉部　200	９４８－１８１５
2	相談支援センター　あしすと	大里字大城　1388-1	８８２－８７７８
3	相談支援事業所　野の花	大里字仲間　1124-1	８８０－０５７６
4	相談支援事業所　なんじょうの星	佐敷字新開　1-240	９４３－７１９２
5	相談支援事業所　アンクス	玉城字前川　349-1	９４８－１４４０
6	相談支援事業所　ソフィア	玉城字喜良原　526	９９４－４４５４
7	相談支援事業所　habel	玉城字屋嘉部　195-2 オーシャンビューマンション406号	070-5417-6342
8	相談支援事業所　Nico	大里字古堅　782-5	９８８－０８６８
9	相談支援事業所　kahuu	知念字久原　612-9	090-4583-5013
10	相談支援事業所　リオ	玉城字船越　873-4　ロイヤルハウス102	090-6866-8185
11	相談室　NINE　おきなわ	玉城字船越　743-1	070-8424-1590
12	相談支援事業所　マーチング	佐敷字新里　507-1	９７５－９１８６
13	計画相談　イーゼル	大里字大城　2252	090-7749-5476
14	サポートひなた	玉城字親慶原　153-2	９４８－７１８０

（１７）介護老人福祉施設

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	特別養護老人ホーム朝日の家	玉城字喜良原　526	９４８－７６３１
2	特別養護老人ホーム東雲の丘	大里字大城　1392	９４６－２０５１
3	特別養護老人ホームしらゆりの園	知念字久手堅　275-1	９４８－７０６０
4	特別養護老人ホーム小谷園	佐敷字小谷　238-1	９４７－０９９０

（１８）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	しらゆりの園 地域密着型特別養護老人ホームおおざと	大里字古堅　820-1	９１７－０６２４

（１９）介護保険　通所介護（デイサービス）

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	老人デイサービスセンター朝日	玉城字喜良原　526	９４８－７６３１
2	デイサービス陽だまりの丘	玉城字當山　8-1	８５２－６１１１
3	デイサービスはっぴー前川	玉城字前川　593-1	９４８－１２２０
4	デイサービスセンター グリーンハウス佐敷	佐敷字屋比久　65	９４７－４４８８
5	小谷園デイサービスセンター	佐敷字小谷　238-1	９４７－０９９０
6	デイサービス　ウージ畑	佐敷字新里　518　コスモビル12　ビル1Ｆ	９６３－９９０５
7	デイサービスセンターオリーブ	佐敷字津波古　1755	９４７－１００６
8	東雲の丘指定通所介護事業所	大里字大城　1392	９４６－２０５１
9	あいけい大里デイサービス	大里字稲嶺　1995-1　2階	８５２－７４７０
10	リハセンター　稲嶺	大里字稲嶺　1995-1	９１４－００５５
11	えがおデイサービス	大里字稲嶺　1317-1	８５２－７８４０
12	しらゆりの園デイサービスおおざと	大里字古堅　820-１	９１７－０６２４
13	デイサービスなんじょう苑	大里字大城　2005-１	９１７－０３５８
14	デイサービス　アクティブ南城	知念字知名　1350－1	９７５－９２２３
15	しらゆりの園デイサービスちねん	知念字久手堅　275-3	９４８－１０００
16	デイサービス凜daisy	大里字古堅　456-1	９４３－０３３７
17	デイサービスまっきぃ	玉城字堀川　704	９８８－３４６６
18	リハセンター喜良原	玉城字喜良原　113 - 1	９１７－１５３７
19	リハビリデイなんじょう	大里字大城　834	９８８－３８８６

（２０）地域密着型通所介護事業所

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	かふぇてりあ　愛日和　デイサービス	玉城字愛地　361	９４８－４０７１
2	運動型デイサービスＲ．Ｃｏｒｅ	玉城字船越　773-１	９８８－９７０５
3	ハピネス百名	玉城字百名　7	９１７－１３６６
4	デイサービス　まんぐろーぶ	知念字知念　614	８５２－６５５６
5	デイサービスすまいる南城	字つきしろ　1739-43	９４８－７７６５
6	デイサービスすまいるLife	佐敷字新開　1-114	９８８－１０６１
7	デイサービス凛　RIN	佐敷字津波古　937-1	９４７－２３２３
8	リハビリデイなんじょう	大里字大城　834	９８８－３８８６
9	デイサービスはいさい	佐敷字津波古　1354-1	８５２－５２５５

（２１）小規模多機能型居宅介護

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	東雲の丘指定小規模多機能型 居宅介護事業所	大里字大城　1392	９４６－２０５１

（２２）介護老人保健施設

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	介護老人保健施設　おおざと信和苑	大里字稲嶺　1014	９４６－８１０１
2	介護老人保健施設　真徳苑	佐敷字津波古　2309	９４３－２７９９

（２３）認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	東雲の丘　指定認知症対応型 共同生活介護事業所	大里字大城　1392	９４６－２０５１
2	グループホーム　美ら里　さしき	佐敷字屋比久　44	９４７－００３４
3	グループホーム　あまね	玉城字屋嘉部　455-1	８５２－６１２５

（２４）認知症対応型通所介護

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	デイサービス　あまね	玉城字屋嘉部　455-1	８５２－６２３１
2	東雲の丘グループホーム デイサービス	大里字大城　1392 ※R7.12.31～R8.12.31 休止中	９４６－２０５１

（２５）サービス付き高齢者向け住宅

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	東雲の丘　サービス付き 高齢者住宅ハナミズキ	大里字大城　1392	９４６－２０５１
2	ケアビレッジ　えがお	大里字稲嶺　1317-1	８５２－７８４０

（２６）訪問介護事業所

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	小谷園指定訪問介護センター	佐敷字小谷　238-1	９４７－０９９０
2	訪問介護　百十	佐敷字津波古　81	９１７－１８６２
3	訪問介護　ようき	佐敷字津波古　1354-1	８５２－５３３９
4	訪問介護事業所　栞	玉城字糸数　672-1	９４８－１７１４
5	南城市社協ヘルパーステーション	大里字仲間　1124-1	９７５－５７２８
6	ヘルパーステーション　ＴＲＦはーと	大里字仲間　1176-1 グリーンテラス大里302号	８５２－６７１２
7	ヘルパーステーション結ユイ	大里字仲間　467-2	９１７－１３１０
8	ヘルパーステーション　えがお	大里字稲嶺　1317-1	８５２－７８４０
9	ヘルパー事業所タンポポ	玉城字船越　1316-1	９７５－９９３１
10	ヘルパーステーション　想い	大里字平良　2573-3　宮城店舗1階南側	９１７－５７８３
11	ヘルパーステーションかりぃ	大里字稲嶺　1901-5　大悟開發ビル	９４３－３０２２
12	ケアスリーサポート	玉城字糸数　396　2F	090-4378－4201

13	ヘルパーステーションPilina	大里字仲間　1176-1 グリーンテラス大里103号	090-6675-1260
14	訪問介護事業所　青の空	玉城字當山　113-3	９４３－５８２８
15	介護ステーション　アダンの木	大里字古堅　820-6 グランコート古堅I　201	---

（２７）有料老人ホーム

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	住宅型有料老人ホーム ＮＥＷマチュピチュ	佐敷字新里　1647-1	９４６－２０５１
2	有料ホームいこい２	佐敷字津波古　399　1階	９８８－８５９７
3	ＨＯＭＥ　いこい	佐敷字津波古　1354-1	８５２－５２５５
4	オリーブ佐敷	佐敷字津波古　1755	９４７－１００６
5	有料老人ホーム グリーンハウス新開	佐敷字新開　1-71	９４７－４４８８
6	有料老人ホーム グリーンハウス佐敷	佐敷字手登根　317	９４７－４４８８
7	有料老人ホーム　やまと苑	佐敷字手登根　562	９１７－０３５８
8	高齢者共同住宅　ちばり家	知念字安座真　143	９６３－９９０５
9	高齢者共同住宅　青の空	玉城字當山　10	８５２－６１１１
10	有料老人ホーム　とうやまの家	玉城字當山　8-1	８５２－６１１１
11	有料老人ホーム　あがり	玉城字糸数　17-1	９１７－２２２０
12	有料老人ホーム　ＴＲＦ　こころ	玉城字糸数　672-1	８９４－８９２７
13	有料老人ホーム　はっぴー	玉城字前川　593-1	９４８－１２２０
14	有料老人ホーム　なんじょう苑前川	玉城字前川　367 - 1	８９４－８３９１
15	住宅型有料老人ホーム　なんじょう苑別館	玉城字喜良原　113-1	９４８－１６９３
16	住宅型有料老人ホーム　なんじょう苑	大里字大城　2005-1	９１７－０３５８
17	ナーシングホーム感謝（にふぇー）	大里字大城　693-1	９４６－８８７７
18	しらゆりの園 介護付有料老人ホーム　おおざと	大里字古堅　822　2階	９６３－６１４５
19	しらゆりの園 地域密着型介護付有料老人ホーム　おおざと	大里字古堅　822　1階	９６３－６１４５

（２８）居宅介護支援事業所

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	みなみ野居宅介護支援事務所	大里字平良　2584-2　1F	９４５－８９６６
2	おおざと信和苑 指定居宅介護支援事業所	大里字稲嶺　1014	９４６－８１０１
3	居宅介護支援朝日	玉城字喜良原　526	９４９－７１５７
4	小谷園指定居宅介護支援センター	佐敷字小谷　238-1	９４３－０６００
5	東雲の丘指定居宅介護支援センター	大里字大城　1392	９４６－２０５１
6	居宅介護支援事業所　彩	玉城字糸数　672-1	９４８－１７１４
7	指定居宅介護支援事業所 ケアプラン青の空	玉城字當山　8-1	８５２－６１１１
8	こころ居宅介護支援事業所	玉城字富里　173-2　1F	９４８－３９３１

9	花あかり居宅介護支援事業所	玉城字愛地　361	９４８－４０７１
10	ケアプラン　ひなた	玉城字親慶原　29　宜保アパート1階	９４３－２８０３
11	介護支援センターあまね	玉城字屋嘉部　455-1	８５２－６２３１
12	ケアプランセンター響	大里字稲嶺　1875-2	080-3590-4378
13	しらゆりの園指定居宅介護支援事業所	大里字古堅　820-1	９１７－０６２４
14	ケアサポートセンター すまいる南城	字つきしろ　1678-225	９８８－４１８２
15	えがおケアセンター	大里字稲嶺　2282-22　12-7	８５２－７８４０
16	居宅介護支援事業所　里のうさぎ	大里字稲嶺　2101-83-103	９４６－８１８３
17	グッド.ケアプラン多宝	知念字久原　152-1	９４５－７０７１
18	ケアプランセンターAnthos	大里字稲嶺　146-3　徳元アパート103	８９４－７１００
19	介護相談まはろ	大里字稲嶺　1148	080-4740-4652

（２９）地域型包括支援センター

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	（東地区）南城市地域包括支援センター しらゆり	佐敷字津波古　432	９８８－０６３８
2	（西地区）南城市地域包括支援センター 東雲の丘	大里字大城　1392　2階	９８７－６６６９

＜参考資料＞

市内の医療機関の状況

市内の医療機関の状況は、２００床近い病床を持つ民間病院が１箇所、その他に内科、小児科、歯科等の医院・診療所が点在しているが、緊急時の対応など医療環境は十分といえない。

4. 市内医療機関一覧

（1）病院

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	沖縄メディカル病院	佐敷字津波古　2310	９４７－３５５５

（2）医院・クリニック等（内科・小児科・耳鼻咽喉科等）

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	南城つはこクリニック	佐敷字津波古　433	９４７－３７２２
2	あかし内科クリニック	知念字久原　693　エスペランサ華満進１階	９４７－３３３１
3	みなみ野クリニック	大里字大里　2584-2	９４５－８８１１
4	ロコモクリニック南城	玉城字船越　949-4	９４９－１１５５
5	大里こどもクリニック	大里字大里　2545-1	８８２－８１１１
6	しもと医院	玉城字玉城　171-2	９８８－０７７０
7	おおきた子どもクリニック	大里字嶺井　205-1	９６３－７３３３
8	みなみ耳鼻咽喉科医院	大里字仲間　1112-5	９４６－７０３３
9	ふじた眼科	佐敷字津波古　249　１階	９４３－８７００
10	南城眼科	玉城字堀川　695	９４９－１６８０
11	南城かりゆし眼科	大里字仲間　1036-1	９４４－１０００

（3）歯科医院

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	なんじぃデンタルクリニック	佐敷字新里　607-1	９６３－９９３０
2	はな歯科医院	玉城字富里　668-5　南城ビル201	９４３－２３９８
3	ふたば歯科医院	佐敷字新開　1-143	９４７－４５５０
4	松山歯科	佐敷字津波古　1006	９４７－３５３７
5	おおざと歯科医院	大里字大里　2505-1	９４５－４１０８
6	みのり歯科大里	大里字高平　97-2　ｲｵﾝﾀｳﾝ南城大里1F	９４３－８６８６
7	アトール歯科	大里字仲間　1155	９４４－５６１０
8	ふさとデンタルクリニック	玉城字富里　8－103号	９４８－７７７８
9	船越歯科医院	玉城字船越　980　101号	９４９－７８７８
10	南城歯科クリニック	玉城字堀川　788	９４８－４８５５
11	コマカ歯科クリニック	知念字久手堅　327-1	９４８－３１０８

（4）診療所

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	久高診療所（県立南部医療センター・こども医療センター附属）	知念字久高　231-2	９４８－１３１９
2	ゆくいこども診療所	大里字稲嶺　1339	８９４－７７６７

5. 児童関連施設図



令和8年4月1日現在

令和８年度 南城市福祉事務所概要

発行年月日　令和８年９月
発　　行　南　城　市
企画編集　南城市健康福祉部

〒901-1495
沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

こども保育課　TEL 917-5343
FAX 917-5429

こども相談課　TEL 917-5212
FAX 917-5429

社会福祉課　TEL 917-5334
FAX 917-5427

生きがい推進課　TEL 917-5341
FAX 917-5427

南城市社会福祉協議会
TEL 917-5692
FAX 917-5694

一人をひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市



NotebookLM